

165 昭和16年1月 部落会町内会等整備に付納税施設普及奨励の件

経第一六号

昭和十六年一月十五日

札幌税務監督局長

税務署長殿

納税施設ノ普及及奨励等ニ関スル件

大蔵省主税局長ヨリ別紙通牒有之候ニ付、納税施設ノ普及及奨励等ニ関シテハ、将来地方庁ト連繫ヲ保チ充分実効ヲ挙
グル様努力相成度

右及通牒候也

蔵税第六四号

昭和十六年一月九日

主税局長 松隈秀雄

札幌税務監督局長殿

客年九月内務省訓令第十七号ヲ以テ部落会町内会等整備方ニ関スル件訓令相成候処、同組織活用方ニ関シ別紙ノ通内
務次官ヨリ当省次官宛協議ノ次第モ有之候ニ付テハ、納税施設ノ普及及奨励等ニ関シテハ、将来地方庁ト連繫ヲ保チ充

分実効ヲ挙グル様御努力相成度、此段及通牒候也

追テ、既設納税組合トノ關係ニ付テハ深甚ナル考慮ヲ払ヒ、既設組合ヲシテ遽ニ部落会、町内会又ハ隣保班等ニ統合ヲ強制スルガ如キコトナキ様御留意相成度、為念申添候

昭和十五年内務省訓令第十七号「写」略（九月十一日付官報第四一〇六号参照）

内務省発地第九一号

昭和十五年九月十一日

内務次官

各地方長官 宛

部落会・町内会等ノ整備指導ニ関スル件依命通牒

本日内務省訓令第十七号ヲ以テ部落会町内会等ノ整備ニ関シ訓令相成候処、之ガ整備並ニ指導ニ付テハ左記各号ノ事項ニ留意シ、其ノ実効ヲ挙グルニ遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一 部落会・町内会及隣保班ノ整備ニ付テハ其ノ目的ヲ充分徹底セシメ、住民ノ理解ト協力ヲ促シ、形式的整備ニ随スルコトナキ様留意スルノ外、左ノ方針ニ依ラシムルコト

(一) 既ニ部落会・町内会又ハ隣保班ノ設置ヲ見タル場合ト雖モ、其ノ区域・構成等不適當ナルトキハ所定ノ方針ニ從ヒ必要ナル再編成ヲ為スコト

(二) 部落会・町内会及隣保班ノ名称ハ適宜ナルモ、少クトモ其ノ本旨ヲ示スモノタルコト

- (三) 部落会及町内会ノ区域ヲ定ムルニ当リテハ、併セテ区域内ノ戸数ヲモ考慮ニ加フルコト
 - (四) 行政区其ノ他部落又ハ町内ヲ単位トスル各種団体ノ区域ヲ、部落会又ハ町内会ノ区域ト一致セシムルヤウ整理統一スルコト
 - (五) 町内会連合会ハ市(六大都市ニ在リテハ区) 町村ノ区域内町内会数多数ナル場合、必要ニ応ジ組織スルコトヲ得ルモ、市(六大都市ノ区ヲ含) 町村ヲ全区域トスル町内会連合会ノ組織ハ之ヲ認めザルコト
 - (六) 部落会及町内会ノ会長ハ区域内ノ指導の人物ニシテ、其ノ運営ニ専念シ得ル者ヲ力メテ選任スルコト
 - (七) 部落会又ハ町内会ノ区域ガ行政区ノ区域ト一致スル場合ニ在リテハ、区長ヲ以テ部落会長又ハ町内会長トスルコト
 - (八) 部落会及町内会ニハ特ニ必要アル場合ノ外ハ役員ヲ置カザルコト
 - (九) 部落常会及町内常会ヲ区域内隣保班代表者ノミノ集会トスルハ、区域内ノ戸数多数ニシテ全戸ヲ集會セシムルニ適セザル場合ノミニ限定スルコト
 - (十) 隣保班ノ組織ニ当リテハ地理の關係ノ外、住民ノ職業關係ヲモ併セテ考慮スルコト
- 二 部落会・町内会及隣保班ノ運営ニ付テハ左ノ方針ニ依ラシムルコト
- (一) 部落会及町内会ハ市町村長ノ統轄下ニ之ヲ置キ、市町村内ノ融合統一ニ留意スルコト
 - (二) 部落会及町内会ハ其ノ本旨ニ鑑ミ、常ニ区域内全住民ノ積極的協力ヲ促シ、一部少数者ノ利用ニ委ヌルガ如キコトナキヤウ注意スルコト
 - (三) 部落会及町内会ハ市町村ノ補助的の下部組織トシテ、市町村トノ緊密ナル連絡ノ下ニ必要ナル任務ヲ遂行セシムルコト、但シ之方為其ノ事務的負担ヲ過重ナラシムルコトナキヤウ留意スルコト

(四) 部落会及町内会ノ活動内容ハ、産業・經濟・教化・警防・保健衛生・社会施設、其ノ他時局關係事務等住民ノ共同生活ニ関連スル各般ノ事項ニ亘ルモノナルヲ以テ、必要ニ応ジ部落会及町内会ノ組織ニ部制ヲ設クル等ノ方法ニ依リ区域内各種団体ノ統合ヲ図ルコト

(五) 部落会・町内会及隣保班ハ時局下ニ於ケル必要物資ノ増産、供出・配給及消費ノ規正等、統制經濟ノ運用ニ付必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト

(六) 部落常会及町内常会ハ少クトモ毎月一回之ヲ開催スルコト

(七) 部落会・町内会及隣保班ハ夫々常会ノ適切ナル運用ニ依リ始メテ其ノ使命ヲ達成シ得ルモノナルニ因リ、常会ノ指導ニ格段ノ努力ヲ払フコト

(八) 部落会及町内会ノ指導力ヲ充実スル為、中堅指導者ノ育成訓練ニ努ムルコト

(九) 部落会及町内会ノ会費ノ徴収ハ合理的の基準ニ依ルコトトシ、徒ニ住民ノ負担ヲ過重ナラシメザルヤウ留意スルコト

(十) 部落会及町内会ノ會計事務ニ付テハ自主的の監督方法ヲ採ルト共ニ、隨時市町村長ニ於テ必要ナル監督措置ヲ講ズルコト

(十一) 部落会・町内会及隣保班ニ対スル各種行政ノ趣旨徹底ニ当リテハ、カメテ平易ナル周知方法ヲ講ズルコト

三 市町村常会 (六大都市ノ区ニ在リテハ区常会、以下同シ)ノ設置ニ付テハ、左ノ方針ニ依ラシムルコト

(一) 市町村常会ノ構成員ハ市町村長 (六大都市ノ区ニ在リテハ区長)ニ於テ之ヲ選任スルコト

(二) 市町村常会ノ構成員ハ部落会長・町内会長又ハ町内会連合会長及各種団体代表者ノ外、關係官吏、市町村會議員 (市制第六條ノ区ニシテ区会ヲ設クルモノニ在リテハ区會議員)、学校職員及学識経験者等ノ中ヨリ

選任スルコトヲ得ルモ、其ノ範圍ハ成ルベク少数トスルコト

(三) 市町村常会ハ市(六大都市ニ在リテハ区、以下同ジ) 町村内各種行政ノ総合的運営ニ必要ナル企画及実行上ノ連絡、市町村及市町村内各種団体相互間ノ連絡調整、並ニ市町村ト部落会又ハ町内会トノ緊密ナル連絡ヲ図ルニ之ヲ活用スルコト

(四) 市町村常会ハ少クトモ毎月一回之ヲ開催スルコト

(五) 市町村ニ於ケル既設ノ自治振興委員会、選挙粛正委員会等ハ之ヲ廃止スルコト

内務省発地第九二五号

昭和十五年九月十一日

内務次官

大蔵次官 殿

部落会町内会等整備ニ関スル件

本日内務省訓令第十七号ヲ以テ部落会町内会等整備ニ関シ訓令相成、別紙ノ通地方長官宛通牒致置候条、貴省ニ於テモ所管事項ニ付本組織ヲ十分活用セラレ、所期ノ目的達成ニ御協力相成様致度、此段申進候

内務省訓令第十七号

庁 府 県

隣保団結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ、万民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムル為、左ノ要

領ニ依リ部落会町内会等ヲ整備セントス、仍テ之ガ実績ヲ挙グルニ努ムベシ

昭和十五年九月十一日

内務大臣 安井英一

部落会町内会等整備要領

第一 目 的

一 隣保團結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ、万民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムルコト

二 国民ノ道德的鍊成ト精神的團結ヲ図ルノ基礎組織タラシムルコト

三 国策ヲ汎ク国民ニ透徹セシメ、国政万般ノ円滑ナル運用ニ資セシムルコト

四 国民經濟生活ノ地域的統制單位トシテ、統制經濟ノ運用ト国民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト

第二 組 織

一 部落会及町内会

一 市町村ノ区域ヲ分チ、村落ニハ部落会、市街地ニハ町内会ヲ組織スルコト

二 部落会及町内会ノ名称ハ適宜定ムルコト

三 部落会及町内会ハ区域内全戸ヲ以テ組織スルコト

四 部落会及町内会ハ、部落又ハ町内住民ヲ基礎トスル地域的組織タルト共ニ、市町村ノ補助的下部組織トスル

コト

五 部落会ノ区域ハ行政区、其ノ他既存ノ部落的団体ノ区域ヲ斟酌シ、地域的協同活動ヲ為スニ適當ナル区域ト

スルコト

六 町内会ノ区域ハ原則トシテ都市ノ町、若ハ丁目又ハ行政区ノ区域ニ依ルコト、但シ土地ノ状況ニ応ジ必ズシモ其ノ区域ニ依ラザルコトヲ得ルコト

七 必要アルトキハ適當ナル区域ニ依リ町内会連合会ヲ組織スルコトヲ得ルコト

八 部落会及町内会ニ会長ヲ置クコト、会長ノ選任ハ地方ノ事情ニ応ジ従来ノ慣行ニ從ヒ、部落又ハ町内住民ノ推薦、其ノ他適當ノ方法ニ依ルモ、形式的ニハ尠クトモ市町村長ニ於テ之ヲ選任乃至告示スルコト

九 部落会及町内会ハ必要ニ応ジ職員ヲ置キ得ルコト

十 部落会及町内会ニハ左ノ要領ニ依ル常会ヲ設クルコト

イ 部落常会及町内常会ハ会長ノ招集ニ依リ全戸集會スルコト、但シ区域内隣保班代表者ヲ以テ区域内全戸ニ代フルコトヲ得ルコト

ロ 部落常会及町内常会ハ第一ノ目的ヲ達成スル為、物心両面ニ亘リ住民生活各般ノ事項ヲ協議シ、住民相互ノ教化向上ヲ図ルコト

ハ 部落会及町内会区域内ノ各種會合ハ、成ルベク部落常会及町内常会ニ統合スルコト

二 隣保班

一 部落会及町内会ノ下二十戸内外ノ戸数ヨリ成ル隣保班（名称適宜）ヲ組織スルコト

二 隣保班ノ組織ニ當リテハ、五人組・十人組等ノ旧慣中存重スベキモノハ成ルベク之ヲ採り入ルルコト

三 隣保班ハ部落会又ハ町内会ノ隣保実行組織トスルコト

四 隣保班ニハ代表者（名称適宜）ヲ置クコト

五 隣保班ノ常会ヲ開催スルコト

六 必要アルトキハ隣保班ノ連合組織ヲ設クルコトヲ得ルコト

三 市町村常会

一 市町村（六大都市ニ在リテハ区、以下同シ）ニ市町村常会（六大都市ノ区ニ在リテハ区常会、以下同シ）ヲ設置スルコト

二 市町村常会ハ市町村長（六大都市ノ区ニ在リテハ区長）ヲ中心トシ、部落会長・町内会長又ハ町内会連合会長及市町村内各種団体代表者、其ノ他適當ナル者ヲ以テ組織スルコト

三 市町村常会ハ市町村内ニ於ケル各種行政ノ総合的運営ヲ図リ、其ノ他第一ノ目的ヲ達成スル為必要ナル各般ノ事項ヲ協議スルコト

四 市町村ニ於ケル各種委員会等ハ成ルベク市町村常会ニ統合スルコト

（平 1 札幌
118）

166 「昭和16年2月」 税界新体制・納税翼賛運動実施要綱

税界新体制実施要綱

一 提案理由

官界新体制ノ唱道セラルルニ当リ自発的ニ卒先シテ新体制ヲ考究実施シ、大政翼賛、臣道実践ノ道ヲ明カニシ、併セテ近時不祥事件ノ続発ニヨリ萎微沈滞セル税界ノ空気を一新セシムルノ要アルニ因ル

二 実施要綱

(二) 精神訓練

従来ノ個人主義的、自由主義的精神、享樂的、利己的、立身出世主義的觀念ヲ止揚シ、国体ノ精髓ヲ把握シ、皇道精神ニ則リ人生觀世界觀ヲ確立セシメ、各自熱烈真摯ナル職分奉行、臣道実践ノ精神ヲ燃エ上ラシムルヲ現下ノ最モ緊要事トス

(1) 目 標

- (イ) 国体ノ明徴、皇道ノ解明
- (ロ) 新武士道、吏道精神ノ確立、鼓吹
- (ハ) 礼儀、秩序ノ匡正
- (ニ) 個人道徳ノ相互切磋

(2) 実行方法

- (イ) 国体皇道ニ関スル定本ヲ作成シ各員ニ頒布スルニ、之等ニ関スル講習訓話、講演等ヲ開催シテ全員ヲ聴講セシムルコト
- (ロ) 局署ノ中堅人物ヲ外部ノ適當ナル修養道場ニ派遣シ訓育ヲ施シ、熱烈ナル指導の人物ヲ養成シ局署員ノ中心タラシムルコト、漸次訓育ヲ受クル者ノ範圍ヲ拡大スルコト
- (ハ) 古武士道ニ準ズベキ新武士道ヲ研究確立シ吏道精神ノ中核タラシメ、之ニ関スル定本ヲ作成、各員ニ頒布スルコト、之ヲ常ニ朗読輪読、提唱セシメ若クハ上官ニ於テ講義ヲナスコト
- (ニ) 税界ハ一家トシテ上下和合スベキモ、上下ノ秩序ハ之ヲ匡シ、才五ニ礼ヲ正シクシ規律アラシムルコト
- (ホ) 個人道徳ノ切磋ニ努メ相互ニ戒慎シ、苟クモ他人ノ之ニ反シ吏道精神ニ悖ル行為ヲ発見シタルトキハ、之

三 肉体訓練

ヲ上官ニ報告シ若クハ自ら敢テ行為者ニ直言シ得ルノ勇氣ヲ養成スルコト

繁忙ナル稅務ヲ遺憾ナク遂行スルニハ強健ナル肉体ヲ養成シ、以テ病氣ニ因ル欠勤ヲ防止シ、進デハ發刺ナル稅務ノ執行ヲ期スルノ要アリ、之ガタメ小數者競技の運動ト異ル団体的ナル強制體育ヲナサントス

(一) 目 標

(イ) 局署員ノ体位向上

(ロ) 病氣欠勤ノ防止

(ハ) 事務能率ノ増進

(ニ) 団体精神及行動ノ理解

(二) 実行方法

(イ) 體育ヲ中心トシタル運動会ヲ開催

(ロ) 運動会ハ勝負ヲ中心トセザルモノトシ、數種目ヲ選択シ強制出場セシムルコト

(ハ) 団体体操、団隊行進、団体訓練ヲナスコト

(ニ) 勤勞奉仕、開墾、空閑地利用ヲ計画的ニナスコト

(ホ) 御陵巡拝、神社巡拝、ハイキング等ニ強制参加セシムルコト

四 推進連絡機關ノ設置

局署員ヲ壯年班、青年班、女子班ニ分チ、局署ヨリ中心の人物ヲ選バシメ、各種ノ連絡、計畫、実施ノ諮問、建議及実行ノ挺身隊ヲ組織スルコト

五 生活改善

(一) 生活改善研究機関ヲ設置スルコト

(二) 各家庭ヨリ合理的經濟的ナル家計、家政料理等ニ關スル經驗意見ノ交換、周知等ヲ計ルタメ機関誌ヲ持ツコト

(三) 待遇向上ニ關スル合理的意見ヲ發見シ、之方實現方ヲ上長官ニ進言シ、且ツ其ノ諮問ニ応ズル機関ヲ設置ス

ルコト

六 訓練機関ノ設置

(一) 新入官吏ニ對シ執務ニ先立ち吏道精神ヲ吹込ミ訓練シ、稅務知識ヲ与フル養成講習所ヲ設クルカ、若クハ講習會ヲ開催スルコト

(二) 中堅官吏ノ再教育ヲ計ル機関ヲ設クルコト

納稅翼賛運動実施要綱

提案理由

近時戰時狀態ノ緊迫感ハ漸次納稅思想ノ改善ヲ相当ニ促シタルモ、猶租稅ノ輕減ヲ翼フノ精神潜在シ、或ハ惡意ヲ以テ其ノ浦脫ヲ企圖スル者アリ、之ニ對処シ大政翼賛ノ一翼トシテ官民合同ノ納稅翼賛運動ヲ喚起シ、納稅ノ重要性ヲ宣伝シ、自發的自治的納稅精神ヲ涵養シ、一面官民ノ理解融和ヲ計リ、以テ納稅ニヨル翼賛精神ノ普及徹底ヲ圖ルノ要アルニ因ル

一 納稅翼賛精神ノ涵養

皇国民トシテ兵役納税ノニ大権利義務ノ履行コソ大政翼賛ノ行為其ノモノタルコトヲ宣伝シ、其ノ自覚ヲ促シ益々加重セラルベキ租税負担ニ心良ク堪ヘシメ、且ツ督励ヲ俟タズ卒先シテ納税セシメントス

(一) 時々講演会ヲ開催スルコト、各種ノ演説会ニ参加シ財政經濟ノ事情ヲ説明シ、納税ノ重大ナルヲ明カニスルコト

(二) 町会・常会ニ講師ヲ派遣シ、(一)ニ関スル講演ヲナサシムルコト

(三) 納税週間等ヲ設ケ、各方面特ニ納税者ヲ集メ納税翼賛精神ヲ鼓吹スルコト

(四) 青少年ニ対シ納税翼賛精神ヲ扶植スル方法ヲ講ズルコト

(五) 誠実ナル納税者ヲ集中シ納税翼賛団体ヲ結成セシメ、之ニ保護奨励ヲ加ヘ漸次其ノ拡大強化ヲ図ラシムルコト

二 誠実申告ノ奨励

誠実ナル申告ヲ奨励シ、以テ官民ノ手数を省キ公収入ノ充実に計ルト共ニ、税務ノ能率ヲ図ラントス

(一) 申告期日前一定期間ヲ限り誠実申告奨励運動ヲ実施スルコト

(イ) 宣伝ポスター、ビラ、リーフレット、パンフレットノ作成頒布

(ロ) 講演会、講習会ノ開催、納税者ヲ集メテ夜間講習会等ヲ開催シ、税法、税務會計等ノ知識ヲ普及スルト共ニ納税翼賛精神ヲ鼓吹スルコト

(ハ) 臨時相談所ノ開設

(ニ) 巡回相談ノ実施

(二) 誠実申告者ノ保護、奨励

(イ) 一定年間誠実申告ヲナシタル納税者ヲ表奨シ、申告是認等ノ特典ヲ与フルコト

(ロ) 誠実申告者ハ特ニ稅務ニ関スル指導ヲナシ、爾後益々正確ナル計算申告ヲナサシメ、漸次其ノ風ヲ他ニ伝播セシムルコト

(ハ) 誠実申告者ニハ決定通知書ニ感謝文ヲ添付スルコト

三 稅務知識ノ普及公開

稅法、稅務ノ技術化ニ伴ヒ、一般納税者ニ於テハ理解シ難キモノトシテ専門家タル計理士、代弁人ニ委頼スル傾向アリ、延イテハ逋稅輕減ノ因ヲ生ジ不祥事ノ禍根トナル、依テ稅務官吏ハ進デ稅務知識ヲ公開シ之ガ普及ヲ計ラントス

(一) 講習會ノ常時開催 (殊ニ夜間利用)

(二) 各種會合ノ際講習會ヲ開クコト

(三) 青年學校、國民學校ノ授業時間ノ利用

(四) 相談所、相談事務ノ擴張、巡回相談

四 官民ノ融和疎通

(一) 町會常會等ヲ利用シ、財政經濟事情ヲ説キ稅務知識ヲ与へ、納稅翼賛精神ヲ喚起シ、併セテ其ノ苦痛トスル所ヲ聞キ之ガ解決ヲ計リ、官民融和ト意思疎通ヲ図ルコト

(二) 相談所ヲ拡充シ、殊ニ夜間相談所ヲ創設シ、各種ノ相談ニ応ジ事務解決ノ斡旋ヲナシ、官民意思ノ疎通ト融和ヲ計ルコト

税界新体制実践事項

(昭和二六、二、一一案)

| 実践事項 | 局 | 署 | 備考 |
|--------------------------|---------------------|-------------------------|----|
| (一) 国体、皇道ニ関スル冊子ノ配布 | 経理部 | | |
| (二) 訓育ニ関スル外部講師ノ講演開催 | 総務部 | 各署 | |
| (三) 部内講師ニヨル講演若クハ訓話 | 各幹部 番(月一回) | 署長、課長交代 (月一回) | |
| (四) 修養道場ヘノ参加 | 局長其ノ他幹部選抜セラレタル者(随時) | 署長其ノ他幹部選抜セラレタル者(随時) | |
| (五) 「新吏道精神」ノ制定 | 総務部 | | |
| (六) 「税務訓」ノ制定 | 総務部 | | |
| (七) 推進連絡機関 (何々修養会何々部) | 壮年部、青年部、婦人部 | 壮年部、青年部 (婦人部ヲ分ツコトヲ得) | |
| (八) 生活改善其ノ他ノ機 関誌(新聞型) | 特設編 係 | | |
| (九) 新任者養成 | 講習会開催 | 研究会開催 | |

(十) 中堅者養成

講習会開催

(十一) ラジオ体操

全員(一日一回)

全員(一日一回)

(十二) 運動会

全員(年一回、秋)

全員(年一回、秋)

(十三) 神宮、御稜、神社ノ参拝

全員(随時)

全員(随時)

(十四) ハイキング

全員又ハ交代制(随時)

全員又ハ交代制(随時)

(十五) 勤勞奉仕、開墾空閑地利用

全員又ハ交代制(随時)

全員又ハ交代制(随時)

(十六) 団体訓練及行進

全員(随時)

全員(随時)

納税翼賛運動実践事項

(昭和二六年、二、二一案)

実践事項

局

署

備考

(1) 演説会ノ講師ニ参加

幹部

幹部

(2) 町会、常会ヘノ参加

幹部

幹部

(3) 公ニ対スル宣伝

各部

各課

| | | | |
|-----|---------|--------|--------|
| (四) | 青少年教育 | 幹部 | 署長 |
| (五) | 翼賛団体ノ結成 | 各部 | 各課 |
| (六) | 納税者講習 | 各部 | 各課 |
| (七) | 夜間税務相談 | 幹部、相談所 | 若干名宛交代 |
| (八) | 巡回税務相談 | 幹部、相談所 | 若干名宛交代 |
| (九) | 相談事項ノ放送 | 相談所長 | |
| (十) | 税務懇談会 | | 署長主催 |

167 昭和16年7月 税務相談所処務規程

訓令第五一号

局中一般
税務署

税務相談所処務規程左ノ通相定メ、従前ノ税務相談所処務規程ハ之ヲ廃止ス

昭和十六年七月十六日

東京税務監督局長 深田養一印

稅務相談所処務規程

第一条 稅務相談所ハ東京市其ノ他管内ノ枢要ナル市ニ必要ニ応シ設置スルモノトス

稅務相談所ノ名称及其ノ設置スヘキ場所ハ別ニ之ヲ定ム

第二条 稅務相談所ニ於テハ、財務局及稅務署ノ主管ニ属スル稅務、其ノ他ノ事項ニ付、左ノ事務ヲ取扱フ

一 民部ノ質疑ニ対シ応答、説明又ハ指導ヲ為スコト

一 法令ノ趣旨ノ普及宣伝ヲ為スコト

一 其ノ他、官民ノ意思ヲ疎通シ、財務局及稅務署ノ事務ノ円滑ナル執行ヲ図ルヲ必要ナル事項

第三条 稅務相談所ニ財務局ノ囑託トシテ專任ノ所長一名及所員若干名ヲ置ク

必要アルトキハ財務局員又ハ稅務署員ヲシテ、所長又ハ所員ヲ兼務セシムルコトアルヘシ

第四条 所長ハ稅務相談所ノ事務ヲ統整シ所員ト共ニ所務ニ従事ス

第五条 稅務相談所ノ事務処理ニ膺リテハ、懇切丁寧、簡易迅速ヲ旨トスヘシ

第六条 取扱事項中重要ナルモノ又ハ異例ニ亘ルモノニ付テハ、財務局又ハ稅務署、若ハ財務局出張所ニ照会シテ其

ノ指示ヲ受ケ処理スヘシ

第七条 稅務相談所ニ於テ処理シ難キ相談事項アリタルトキハ、直ニ財務局又ハ關係稅務署、若ハ財務局出張所ニ移

送スヘシ

第八条 稅務相談所ノ事務一切ニ付テハ、常ニ財務局及稅務署、若ハ財務局出張所ト連絡協調スヘシ

第九条 稅務相談所ニハ別ニ定ムル日誌及処理箋ヲ設備シ、毎日總括的記録及相談事項ノ処理顛末ヲ簡明ニ記録スヘシ

第十条 税務相談所長ハ前条ニ依ル日誌ノ謄本ヲ、其ノ都度財務局ニ提出スヘシ

第十一条 税務相談所ノ勤務時間ニ付テハ、必要ニ応シ特例ヲ設クルコトアルヘシ

第十二条 税務相談所ヨリ発スル文書ニハ「相」ノ字ヲ、又機密文書ニハ「相機」ノ字ヲ冠記シタル文書番号ヲ付スルト共ニ、別ニ定ムル所印又ハ所長印ヲ捺捺スヘシ

附 則

第十三条 従前ノ税務相談所処務規程第一条ニ依リ設置セラレタル税務相談所ニシテ、昭和十六年七月十六日現存スルモノハ、本規程第一条ニ依リ設置セラレタルモノト看做ス

訓令第三六号

局 中 一 般

税 務 署

財 務 局 出 張 所

税務相談所処務規程第一条ニ基キ、左記要項ニ依リ税務相談所ヲ設置ス

記

一 設置場所

四谷区新宿三ノ八（伊勢丹百貨店六階）

二 名 称

新宿税務相談所

三 事務取扱開始年月日 昭和十七年六月一日

昭和十七年五月二十七日

東京財務局長 栗原 修 印

訓令第三七号

局 中 一 般
税 務 署

財務局出張所

〔稅務相談所外務規程第一条二基キ、左記要項ニ依リ稅務相談所ヲ設置ス

記

一 名称及設置場所

(一) 設置場所 東京市大森区新井宿一丁目三三五八番地

名 称 大森稅務相談所

(二) 設置場所 横浜市中区長者町九丁目一六七番地

名 称 横浜稅務相談所

(三) 設置場所 横浜市神奈川区高島通二丁目三〇番地 横浜新興俱樂部内

名 称 神奈川稅務相談所

二 事務取扱開始年月日 昭和十七年六月八日

昭和十七年六月一日

東京財務局長 栗原 修印

訓令第三九号

局 中 一 般
税 務 署
財務局出張所

〔稅務相談所外務規程第一条二基キ、左記要項ニ依リ稅務相談所ヲ設置ス

記

一 名称及設置場所

(一) 設置場所 東京市下谷区上野広小路町一(株式会社 松坂屋上野店一階)

名 称 上野稅務相談所

(二) 設置場所 東京市淺草区雷門二ノ一五(淺草区役所内)

名 称 淺草稅務相談所

二 事務取扱開始年月日 昭和十七年六月二十日

昭和十七年六月二十日

東京財務局長 栗原 修印

訓令第四一号

局 中 一 般
税 務 署

財 務 局 出 張 所

昭和十五年四月二十二日訓令第一三号及昭和十五年七月十一日訓令改第二号ヲ以テ設置シタル稅務相談所名、左記ノ
通改称ス

昭和十七年六月二十五日

東京財務局長 栗原 修 印

記

| | |
|-------|-----------|
| 一 旧 称 | 東京第一稅務相談所 |
| 二 旧 称 | 丸ノ内稅務相談所 |
| | 東京第二稅務相談所 |
| | 本所稅務相談所 |
| 三 旧 称 | 東京第三稅務相談所 |
| | 渋谷稅務相談所 |

(平 1 東京
2566)

168 昭和16年7月 日本銀行国税代理店の設置

日本銀行国税代理店設置ニ関スル件

昭和一六年七月三〇日 蔵税第二五四九号主税局長通牒

標記ノ件ニ関シ、別紙ノ通東京財務局長ニ通牒致シ候条、御了知相成度、此段及通知候也

(別紙)

蔵税二五四九号

昭和十六年七月三十日

主税局長 松隈秀雄

東京財務局長 深田養一殿

日本銀行国税代理店設置ニ関スル件

本月三十日大蔵省令第四七号ヲ以テ、日本銀行ノ国税金受入ニ関スル特別取扱手續公布セラレ候処、右ハ特定地域ニ一部ノ国税金及其ノ督促手数料ノ収納ヲ取扱フ日本銀行国税代理店ヲ設置シ、納税者ノ利便ヲ図ルト共ニ、該地域ニ於ケル日本銀行及郵便局窓口事務ノ輻輳ヲ緩和シ、一面本制度ニ依リ納税上小切手ノ利用ヲ活発ナラシメ、或ハ預金又ハ貯金ト納税金ノ振替ヲ為サシムルコトニ依リ、通貨節約ノ一助タラシメントスルノ趣旨ニ有之候条、左記併せて御了知ノ上実施上遺憾ナキヲ期セラレ度、此段及通牒候也

記

- 一 国税代理店ハ全国大都市ニ設置セラルル見込ナルモ、差当リ東京市ニ之ヲ設置シ、本年八月一日ヨリ其ノ事務ヲ開始スルモノナルコト
- 二 国税代理店ノ名称、位置ハ大蔵大臣之ヲ告示スルモ、国税代理店タル銀行ハ大体ニ於テ手形交換所ニ加入シタル銀行（代理交換銀行ヲ含ム）、及貯蓄銀行ノ本、支店及出張所トナル見込ナルコト（東京市ニ於ケル国税代理店設置見込店数ハ約四百トス）
- 三 国税代理店ハ市町村ニ於テ徴収スル国税（滞納後ノモノヲ含ム）、支出官方徴収義務者トシテ払込ヲ為ス国税及出納官吏、市町村ヨリノ払込金、送付金以外ノ国税ハ総テ之ガ受入ヲ為スモノナルコト
督促手数料ハ市町村ニ於テ徴収スル国税ニ付随スルモノノ外、之ガ受入ヲ為スモノナルコト
- 四 国税代理店タル銀行ニ宛テタル小切手ヲ以テ日本銀行（日本銀行本店、支店、代理店又ハ国税代理店）ニ歳入ヲ納付スル場合ニ於テハ、小切手ノ金額ニ拘ラズ支払保証ヲ要セザルコト
- 五 国税代理店ノ領収シタル歳入金領収済通知書（徴収義務者ノ払込ニ係ルモノニ在リテハ、各税法施行細則所定ノ計算書及明細書共）ハ、所轄国税取纏店ヨリ送付スルモノトス
- 六 国税代理店設置区域ノ納税者ニ対シ稅務署ノ發スル納稅告知書等ノ納付場所ハ、之ガ特定ノ要アルモノヲ除キ、「日本銀行本店、支店、代理店又ハ国税代理店」又ハ「日本銀行本店、支店、代理店、国税代理店又ハ何府県道庁管内郵便局」等ト記載スルコト
- 七 国税代理店ニ関スル事項ハ一般納稅者ニ周知セシムルコトトシ、尚徴収義務者（官庁銀行ヲ除ク）ニ対シテハ此際成ルベク通知シ、納稅告知書ヲ發スル税金ノ納稅義務者ニ対シテハ、当分ノ内告知書送付ノ際便宜ノ方法ニ依リ之ヲ通知スルコト

169 昭和16年12月 滞納処分未済件数急増に付通牒

昭和十六年十二月二十二日

大阪財務局長 長谷川安次郎印

南 稅務署長殿

昭和十五年度ニ於ケル画期的稅制改正以來、徵收稅額及人員ノ急激ナル増加ニ伴ヒ滞納額ノ増大スルコトモ或ハ必然ノ趨勢トハ思料セラルルモ、稅制改正前タル昭和十四年十月末現在ニ於ケル滞納処分未済四、四六一件、稅額二、二三九、三四〇円ナリシニ對シ、本年十月末現在ハ一九、一八〇件、稅額一五、三七〇、八九二円ニ増大シ、件数ニ於テ約四倍、稅額ニ於テ実ニ六倍ノ激増ヲ來シ、殊ニ京阪神ノ三大都市及其近郊署ニ於テ滞納稅額ノ九割以上ヲ占メ居レルハ、戰時下歳入確保上甚タ遺憾ノ次第ニ有之、之ヲ滞納未決処理ニ關シテハ病氣欠勤応召等ニ因ル従事員ノ減少ニモ不拘、種々ノ故障ヲ克復シ終始努力ヲ相煩ハシ居レルモ、既往數ヶ月間ノ実績ヲ觀ルニ整理ノ進捗抄々シカラス、其ノ成績甚タ芳シカラサルモノアリ、爾今署長ハ直稅庶務兩課ノ緊密ナル連繫ヲ計ルハ勿論、特ニ滞納ヲ伴フ多額納稅者ノ審査事務処理ニ付テハ、此ノ際一定ノ計画ヲ樹立シ署長自ラ幹部署員ヲ指揮シテ之ニ當ラシメ、以テ未決滞納ノ一掃ニ努メ、徵收ノ実効ヲ期セラレ度

右特ニ及通牒候也

170 昭和17年10月 納税宣伝紙芝居に関する件

昭和十七年十月八日

小松稅務署長印

塩屋村長殿

納税宣伝紙芝居ニ関スル件

今般大蔵省主稅局ニ於テ、納税思想啓發善導並ニ納税組合ノ普及宣伝ニ資スル目的ヲ以テ、納税宣伝紙芝居「愛國への道」(仮題)ヲ作成ノ計畫有之候趣、其ノ筋ヨリ通牒有之候ニ付、左記各項了知ノ上御希望ノ有無、本月十五日限当署へ到達ノ日取ヲ以テ御回報相煩度、此段及照会候也

記

- 一 内容ハ納税思想ノ啓發、納税意識ノ昂揚、納税組合ノ設立勸奨ニ関スル事項ヲ、出来ル限り婉曲巧妙ニ素描解説ヲ試ミタル絵話式ノモノ
- 二 市町村へノ配付見込ミ部数ハ少数ノ見込ミニ付、配付希望多数ナルトキハ市町村ヲ特定シテ配付セス
- 三 配付ニ付テハ市町村内ニ紙芝居用舞台及紙芝居実演(画面ノ取替並画面ノ裏面記才ノ記事口演)適任者(学校教職員、市町村吏員、納税組合長、町内会長、部落会長、青年会役員等各階層ノ指導的地位ニ在ル者ニシテ、紙芝居ニ依ル教化宣伝ニ興味ト熱意ヲ有シ、各種ノ教化宣伝ニ紙芝居式絵語ヲ使用セルモノ相当多数ニ上ル見込ミナリ)ノ有無

- 四 本作品ト併セ開演スベキ他ノ紙芝居作品ノ有無
- 五 紙芝居ニ依ル教化宣伝ニ実効ヲ挙ケツ、アル狀況
- 六 将来本施設ニ依リ納税宣伝ヲ為ス計画
- 七 芝居画面ハ一組二十四枚 価格二円六十錢 外運賃実費

(昭54 本校 122)

171 昭和18年2月 相武納税貯蓄組合規約及び常会会則

「 昭和十八年二月二十七日

相武納税貯蓄組合規約

相武納税貯蓄組合 一

相武納税貯蓄組合規約

第一条 本組合ヲ相武納税貯蓄組合ト称ス

第二条 本会組織ノ目的ハ大東亜戦争完遂ノタメ納税ノ完納ヲ図リ、併テ二百七十億貯蓄達成ノ一助トシテ国策ニ協力セシメ目的トス

第三条 本組合員ハ相武住宅居住者ニシテ、納税義務ヲ有スル者全員ヲ以テ組織ス

第四条 本組合ニ組合長一名ヲ置キ、組合長ハ各隣組長ノ協力ニ依リ納税ニ関スル事項、並ニ貯蓄ニ関スル一切事項

ヲ担任スルモノトス

第五条 納税ニ関スル件

納税ニ関シテハ納税完納期日ノ三日前日迄ニ、各隣組長ハ組合員ノ納税ヲ取纏メ組合長迄届クルモノトス
組合長ハ各隣組長ヲ経テ組合員全員ノ納税ヲ收金シ、納税所ニ出頭納税ヲ完納スルモノトス
領收書又隣組長ヲ経テ各組合員ニ分配スルモノトス

第六条 貯蓄ニ関スル件

(一) 預入

組合員ハ毎月二十三日迄、金五拾錢以上貯金通帳ト共ニ隣組長迄届クルモノトス

隣組長ハ掛金ト貯金通帳ヲ二十四日迄ニ取纏メ、組合長ニ届クルモノトス

組合長ハ全部ノ掛金ト貯金通帳ヲ以テ郵便局ニ預入ヲナシ、貯金通帳ハ隣組長ヲ経テ各組合員ニ返還シ置クモノトス

(二) 払下

払下ハ本年度以降ノ納税期ニ於テ、納税完納ニ差支ヘ有リト隣組長認メタル場合ハ、隣組長組合長ニ申出払下
ゲノ手續ヲ受クルモノトス

特別事情有ルモノ右ニ準ズ

第七条 転居等ノ場合ニ於テ組合ヲ脱退セントスル場合ハ、隣組長ヲ経テ組合長ニ申出、個人通帳ニ名義ヲ変更スル
カ、又ハ全払ノ手續ヲ受クルモノトス

第八条 本組合ハ昭和十八年三月一日ヨリ実施ス

第九條 組合長ヲ隣組長並ニ相武常会役員ノ推薦ニ依リ左記ノ通り定ム

相模原町矢部新田一〇一番地

相武納稅貯蓄組合長

佐山 市衛

右ノ通り、昭和十八年二月二十七日相武常会定例常会ニ於テ、常会役員並ニ各隣組長ト協議ノ上定ム

昭和十八年二月二十七日

相武納稅貯蓄組合印

「 昭和十八年五月調製

相武常会組織並ニ会則

」

相武常会々々則

第一條 組織

一 本会ヲ相武常会ト称ス

本会ハ昭和拾五年八月四日創立ノ相親組合ヲ、大政翼賛ノ趣旨ニ基キ造兵廠勞務掛長ノ指示ニ依リ改組セルモノ
ニシテ、相模原町矢部新田第一町内会ノ別称ナリ

二 本会々員ハ相武住宅居住者ヲ以テ組織ス

三 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

常会長

一名

副常会長

一名

會計係

一名

隣組長

十名

四 常会長ハ副常会長一期就任シタルモノヲ推選シ、任期ハ六ヶ月間トシ、本会ノ会務一切ヲ統括ス

五 副常会長ハ會員相互ノ選挙ニ依リ定メ、任期ハ六ヶ月間トシ、常会長ヲ補佐シ、主トシテ物資ノ配給ニ関スル事務ヲ担任ス

六 會計係ハ本会ノ金錢ノ出納並ニ監理一切ノ責任任ズルモノトシ、毎月常会ニ於テ決算報告ヲナスモノトス

七 本会ヲ十隣組ニ分チ、各隣組ニ隣組長一名ヲ置ク

隣組長ハ隣組員ノ世帯者ガ交互ニ就任シ、任期ハ六ヶ月トシ、隣組内ノ事務一切ヲ担任スルモノトス

八 本会ノ役員ハ本会員中世帯者ニシテ独身者ヲ除クモノトシ、再任ハ差支ヘナキモノトス

九 本会ニ左ノ帳簿ヲ備ヘ改選ノ際引継グモノトス

1 相武常会組織並ニ会則 十冊 各役員

2 會員名簿（世帯申告票綴） 一冊 常会長

3 記録簿 一冊 常会長

4 物資配給分配簿 一冊 副常会長

5 金錢出納帳 一冊 會計係

6 隣組長手簿 十冊 各隣組長

7 会費徴収簿 十冊 各隣組長

第二条 規約

一 本会ノ世帯者ハ本会ノ維持費トシテ金貳拾錢、矢部新田ノ区費トシテ金貳拾錢、合計金四拾錢也ヲ毎月二十三日迄隣組長迄納ムルモノトス、隣組長ハ二十五日迄会計係ニ納金シ、会計係ハ区費ヲ取纏メ納金シ、其ノ他ノ金額ハ之ヲ監理保管シ必要ニ応シ支出スルモノトス

二 常会長副会長ハ毎月二十五日第一町内会ノ定例常会ニ出席シ、二十七日隣組長常会ヲ開催スルモノトス
其ノ際、常会役員ハ全部出席スルモノトス

三 隣組長ハ隣組長常会後隣組常会ヲ開催シ、会員相互ノ親和ヲ計リ、上意下達下情上達ノ徹底ヲ図ルコト
毎年二回六月ト一月ニハ總會ヲ開催シ、役員ノ改選等ヲ行フ

四 会員ニシテ当住宅内ニ於テ冠婚葬祭等ヲ行フ場合ハ、祝儀又ハ弔慰金トシテ金貳円也ヲ贈ルモノトス

五 会員中世帯者ニシテ一ヶ月以上病氣ノタメ欠勤休養シアルモノニハ、見舞金トシテ金貳円也ヲ贈ルモノトス

六 会員中世帯者本人死亡セル場合ハ、金五円也ヲ贈ルモノトス

七 会員中世帯者並ニ家族応召又ハ入営（公務ニ依リ現地派遣ヲ含ム）スル場合ハ、金貳円也ヲ餞別シ、壮行式ヲ舉行スルモノトス

但シ、第一町内会長ニ報告シ、在郷軍人分会トモ連絡シ、第一町内会トシテ壮行式ヲ挙グルモノトス

八 当住宅ニ新規居住又ハ一戸ヲ構ヘ世帯申告ヲスルモノハ当組合ニ加入シタルモノトナシ、本会ノ基本金ニ金壹円也ヲ隣組長ヲ経テ納ムルモノトス

九 本会ヲ脱退スルモ既納組合費ノ返還ハセズ

十 家賃ニ關スル件

昭和十六年度役員ト会社側トノ打合会ノ結果、造兵廠勞務掛ノ斡旋ニ依リ、昭和十六年七月二十日左記ノ通り決

定ス

左記

1 借家人ハ自今隣組單位ニ集金一括納金スルモノトス(即チ借家人ハ隣組長迄届ケ、隣組長一纏メニナシ納ムルモノトス)

2 右ニ対シ住宅会社ハ全戸完納ノ隣組ニ対シ、集金手数料ノ意味ヲ以テ一戸当リ金壹円也ヲ其ノ月直チニ返戻ス
十一 本會員ニシテ本会ノ親和ヲ害シ、又本会ノ規約ニ違反スルモノハ、常會長トシテ配給券ノ取扱ヲ停止スルコトアルベシ

右ハ昭和十八年三月二十七日、隣組長常會ニ於テ本会創立当時ヨリノ規約ニ基キ、若干訂正ヲ加ヘ定メタルモノナリ

昭和十八年五月二十七日

〔内はずべて後筆〕
〔廠長(原中將)〕

相武常會々長 佐山市衛團 〔本部(屬)〕

〔第一本部秘書室〕

〔第三工場〕 同 副會長 加藤賢藏 〔大尉〕

〔本部會計課〕 同 會計係 柿崎善作 〔中尉〕

〔同〕 加藤貞次郎 〔中尉〕

〔第二工場〕 第一隣組長 小島安次郎 〔中尉〕

〔技術課〕 第二隣組長 塩野章義 〔技師〕

〔第三工場〕 第三隣組長 神源治 〔少尉〕

〔庶務課人事〕 第四隣組長 赤崎常吉 〔中尉〕

172 昭和18年3月 納税施設法及び同施行規則

| | | | |
|--------|-------|-------|------|
| 〔第一本部〕 | 第五隣組長 | 星川六之助 | 〔中尉〕 |
| 〔医務課〕 | 第六隣組長 | 武田勝次郎 | 〔少尉〕 |
| 〔第一工場〕 | 第七隣組長 | 服部市太 | 〔同〕 |
| 〔庶務課〕 | 第八隣組長 | 川越幸悅 | 〔属〕 |
| 〔会計課〕 | 第九隣組長 | 古屋金友 | 〔技手〕 |
| 〔技術課〕 | 第十隣組長 | 天野一夫 | 〔雇員〕 |

(昭和60 東京 438)

納税施設法(昭和一八年三月二五日 法律第六四号)

第一章 納税団体

第一条 本法ニ於テ納税団体トハ、団体員ノ命令ヲ以テ定ムル租税公課ノ納付ヲ容易確實ナラシムル為、当該租税公課ノ納付又ハ其ノ納付資金(納税資金ト称ス、以下同ジ)ノ管理、及当該租税公課ノ納付ニ関シ必要ナル事業ヲ行フ町内会部落会、其ノ他ノ団体ヲ謂フ

第二条 町内会部落会以外ノ納税団体(納税組合ト称ス、以下同ジ)ヲ組織シタルトキ、又ハ町内会部落会方前条ニ規定スル事業ヲ行ハントスルトキハ、団体ノ代表者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ規約ヲ税務署長又ハ市町村長ニ届出ツベシ、規約ヲ変更シタルトキ亦同ジ

第三条 納税団体ノ管理スル納税資金ハ、納税準備預金又ハ郵便貯金ヲ以テ之ヲ保有スベシ

第四条 納税団体ノ代表者ハ其ノ事業ニ関スル帳簿ヲ備ヘ、命令ヲ以テ定ムル事項ヲ之ニ記載スベシ

第五条 政府ハ予算ノ範圍内ニ於テ納税団体ニ補助金又ハ奨励金ヲ交付スルコトヲ得

第六条 稅務署長若ハ其ノ代理官又ハ市町村長必要アリト認ムルトキハ、命令ノ定ムル所ニ依リ納税団体ノ代表者ニ對シ其ノ事業ニ関シ質問ヲ為シ若ハ報告ヲ為サシメ、又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

稅務署長又ハ市町村長必要アリト認ムルトキハ、命令ノ定ムル所ニ依リ納税団体ノ代表者ニ對シ規約ノ變更其ノ他監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二章 法人納税積立金

第七条 法人ハ每事業年度ノ利益金又ハ剰余金ノ処分ニ當リ、法人税其ノ他命令ヲ以テ定ムル租税ニ付、命令ノ定ムル所ニ依リ納税積立金ヲ積立ベシ

納税積立金ハ当該事業年度分ノ前項ニ規定スル租税ノ納付ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ、但シ命令ノ定ムル所ニ依リ稅務署長ノ承認アリタル場合、又ハ納税積立金ガ前項ニ規定スル租税ノ額ヲ超過スル場合ニ於ケル、其ノ超過額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八条 納税積立金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ納税準備預金ヲ以テ之ヲ保有スベシ

納税積立金中納税準備預金ヲ以テ保有スベキ割合ハ命令ヲ以テ定ム

第九条 稅務署長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ、前條ノ規定ニ依ル義務ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第三章 納税準備預金

第十条 本法ニ於テ納税準備預金トハ、命令ヲ以テ定ムル租税公課ノ納付ニ充ツル為メ命令ヲ以テ定ムル金融機關（指

定金融機関ト称ス、以下同ジ）ニ預入レタル預金又ハ貯金ヲ謂フ

第十一条 指定金融機関ハ他ノ法律ニ拘ラズ納税準備預金ヲ受入ルルコトヲ得

第十二条 納税準備預金ハ第十条ニ規定スル租税公課ノ納付ニ充ツル場合、其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外、之ヲ引出スコトヲ得ズ

第十三条 納税準備預金ヲ引出シ、第十条ニ規定スル租税公課ノ納付ニ充テントスルトキハ、納税告知書其ノ他納付ニ必要ナル書類ヲ指定金融機関ニ提出シ租税公課ノ納付ヲ委託スベシ、指定金融機関ハ正当ノ事由ナクシテ前項ノ委託ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十四条 納税準備預金ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第十五条 納税準備預金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ差押フルコトヲ得ズ

第十六条 納税準備預金ノ利子ニ付テハ、命令ノ定ムル所ニ依リ甲種ノ配当利子所得ニ対スル分類所得税ヲ免除ス

第四章 租税ノ貯蓄納付

第十七条 命令ヲ以テ定ムル租税ノ納税者、命令ノ定ムル所ニ依リ当該租税額ノ百分ノ三百以内ノ金額ヲ貯蓄シタルトキハ、当該租税ノ納付アリタルモノトス

第十八条 前条ノ貯蓄（戦時納税貯蓄ト称ス、以下同ジ）ハ政府之ヲ管掌ス

第十九条 戦時納税貯蓄ヲ為シタル者ニ対シテハ戦時納税貯蓄証書ヲ交付ス

第二十条 戦時納税貯蓄ハ命令ノ定ムル所ニ依リ、当該貯蓄ヲ為シタル日ノ属スル月ノ始ヨリ起算シ二十年以内ニ之ヲ払戻スモノトス

第二十一条 戦時納税貯蓄ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ、但シ命令ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ニ讓渡スルハ此ノ限ニ在

ラズ

第二十二條 戰時納稅貯蓄ノ払戻請求權ノ消滅時効ハ十年ヲ以テ完成ス

第二十三條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ戰時納稅貯蓄ニ關スル事務ヲ、市町村、日本銀行、其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

國稅徵收法第五條第一項及第八條ノ規定ハ、市町村ノ收納スル戰時納稅貯蓄ノ收入金ニ付之ヲ準用ス

政府ハ第一項ノ規定ニ依リ事務ノ取扱ヲ為ス者ニ對シ、其ノ費用トシテ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得

第二十四條 戰時納稅貯蓄ノ收入金ハ、第十七條ノ當該租稅額ニ相當スル金額ニ付テハ之ヲ當該租稅收入トス

戰時納稅貯蓄ノ收入金ハ前項ノ租稅收入タルモノヲ除クノ外、之ヲ公債ノ發行ニ依ル收入金ト看做シ、大東亞戰爭

ニ關スル臨時軍事費ノ財源ニ充ツルモノトス

第二十五條 戰時納稅貯蓄ノ收入金額ハ、之ヲ昭和十二年法律第八十四號ニ依ル公債ノ發行額ト看做ス、此ノ場合ニ於テハ第十七條ノ當該租稅額ニ相當スル金額ハ、之ヲ公債ノ發行價格差減額ト看做ス

國債整理基金特別會計法ノ適用ニ付テハ戰時納稅貯蓄ハ之ヲ國債ト看做ス、但シ同法第二條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五章 雜則

第二十六條 納稅団体ノ業務、納稅準備預金及戰時納稅貯蓄ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ

第二十七條 左ノ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ千円以下ノ過料ニ処ス

一 第七條ノ規定ニ違反シ納稅積立金ヲ積立テズ、又ハ納稅積立金ヲ使用シタルトキ

二 第八條ノ規定ニ違反シ納税積立金ヲ納税準備預金ヲ以テ保有セザルトキ

第二十八條 左ノ場合ニ於テハ納税団体ノ代表者ヲ三百円以下ノ過料ニ処ス

一 第三條ノ規定ニ違反シ納税資金ヲ納税準備預金又ハ郵便貯金ヲ以テ保有セザルトキ

二 第六條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ

第二十九條 左ノ場合ニ於テハ納税団体ノ代表者ヲ百円以下ノ過料ニ処ス

一 本法ニ依ル届出ヲ為サザルトキ

二 第四條ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタルトキ

三 第六條第一項ノ規定ニ依ル稅務署長若ハ其ノ代理官、又ハ市町村長ノ質問ニ對シ答弁ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ陳

述ヲ為シタルトキ

四 第六條第一項ノ規定ニ違反シ報告ヲ為サズ、若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、

妨ガ若ハ忌避シタルトキ

第三十條 市制第六條又ハ第八十二條第三項ノ市ニ於テハ、本法中市長ニ關スル規定ハ区长ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ、本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

第三十一條 本法ニ規定スルモノノ外、納税団体、法人納税積立金、納税準備預金及戰時納税貯蓄ニ關シ必要ナル事

項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

法人納税積立金ニ付テハ昭和十八年十月一日以後終了スル事業年度分ヨリ本法ヲ適用ス
本法施行ノ際現ニ第一条ニ規定スル事業ヲ行フ町内会部落会、其ノ他ノ団体ノ代表者ハ、本法施行ノ日ヨリ二月以内
ニ命令ノ定ムル所ニ依リ規約ヲ稅務署長又ハ市町村長ニ届出ツベシ

納税施設法施行規則（昭和一八年三月三十一日 大蔵・内務省令第一号）

第一章 納税団体

第一条 納税施設法第一条ノ租税公課ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 國稅徵收法ニ依リ市町村ニ於テ徵收スル國稅

二 地方稅法ニ依リ市町村ニ於テ徵收スル府縣稅又ハ北海道地方稅

三 市町村稅

四 北海道、府縣、市町村、其ノ他大蔵大臣ノ指定スル公共団体ノ公課

第二条 町内会部落会以外ノ納税団体（納税組合ト称ス、以下同ジ）ノ規約ニハ、少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 名称及事務所ノ所在地

二 組員タル資格ニ關スル規定

三 組員ノ加入及脱退ニ關スル規定

四 代表者其ノ他ノ役員ノ選任及解任ニ關スル規定

五 納税資金ノ蓄積及管理ニ關スル規定

六 租税公課ノ納付ニ関スル規定

七 規約ノ変更ニ関スル規定

第三条 町内会部落会ノ納税施設法第一条ノ事業（納税事業ト称ス、以下同ジ）ニ関スル規約ニハ、少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 納税事業ノ利用ニ関スル規定

二 納税資金ノ蓄積及管理ニ関スル規定

三 租税公課ノ納付ニ関スル規定

四 規約ノ変更ニ関スル規定

第四条 納税組合ハ其ノ名称中ニ納税組合ナル文字ヲ用フベシ

第五条 納税組合ニハ之ヲ管理シ代表スル組合長ヲ置クコトヲ要ス

第六条 納税施設法第二条ノ規定ニ依ル届出ハ、規約ノ成立又ハ変更ノ日ヨリ二週間以内ニ之ヲ為スベシ

前項ノ届出ニハ納税組合ニ在リテハ組合員ノ住所及氏名、町内会部落会ニ在リテハ納税事業利用者ノ住所及氏名ヲ記載シタル名簿ヲ添付スベシ、但シ規約ノ変更ノ場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第七条 前条第一項ノ届出ハ、同業者又ハ勤務先ヲ同ジクスル者ヲ以テ組合員タル資格要件トスル納税組合（職域納税組合ト称ス、以下同ジ）ニ在リテハ、其ノ組合ノ主たる事務所ノ所在地ヲ管轄スル税務署長ニ、町内会部落会ニ在リテハ市町村長ニ之ヲ為スベシ

第八条 納税団体ノ代表者ニ変更アリタルトキハ、其ノ変更ノ日ヨリ二週間以内ニ之ヲ税務署長又ハ市町村長ニ届出シベシ

第九條 納税組合ノ組合員又ハ町内会部落会ノ納税事業ノ利用者ニ異動アリタルトキハ、納税団体ノ代表者ハ遲滞ナク之ヲ稅務署長又ハ市町村長ニ届出ヅベシ

第十條 納税組合解散シ又ハ町内会部落会納税事業ヲ行ハザルニ至リタルトキハ、納税団体ノ代表者ハ遲滞ナク之ヲ稅務署長又ハ市町村長ニ届出ヅベシ

第十一條 該七條ノ規定ハ前三條ノ届出ニ付之ヲ準用ス

第十二條 納税団体ノ代表者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

一 納税組合ノ組合員又ハ町内会部落会ノ納税事業ノ利用者毎ノ納税資金ノ受払額及現在額

二 納税組合ノ組合員又ハ町内会部落会ノ納税事業ノ利用者毎ノ租税公課ノ納付額及納付年月日

三 納税資金以外ノ資金受払額及現在額

第十三條 町内会部落会ノ納税事業ニ関スル經理ハ、他ノ事業又ハ施設ニ関スル經理ト之ヲ分別スベシ

第十四條 納税団体ノ管理スル納税資金ハ、納税団体ノ代表者ノ名義ヲ以テ之ヲ納税準備預金又ハ郵便貯金トシテ預ケ入ルルコトヲ得

第十五條 前條ノ規定ニ依リ納税団体ノ代表者ガ預ケ入レタル納税準備預金ニ付利子ノ支払ヲ受クルトキハ、代表者ハ団体員毎ノ利子額明細書ヲ支払者ニ提出スベシ

第十六條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ職域納税組合ノ代表者ニ対シ、市町村長ハ納税事業ヲ行フ町内会部落会ノ代表者ニ対シ、其ノ事業ニ関シ質問ヲ為シ、若ハ報告ヲ為サシメ、又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為スコトヲ得

第十七條 稅務署長若ハ其ノ代理官又ハ市町村長、前條ノ規定ニ依リ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルトキハ、別記書式ニ依ル検査章ヲ携帯スベシ

第十八条 税務署長ハ職域納税組合ノ代表者ニ対シ、市町村長ハ納税事業ヲ行フ町内会部落会ノ代表者ニ対シ、規約ノ変更其ノ他監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二章 法人納税積立金

第十九条 法人ハ毎事業年度ノ利益金又ハ剰余金ノ処分ニ当リ、当該事業年度分トシテ課セラルベキ法人税、臨時利得税、營業税及營業税附加税ヲ計算シ、其ノ額ニ相当スル納税積立金ヲ積立ツベシ

第二十条 法人納税施設法第七条第一項ノ規定ニ依リ納税積立金ヲ積立テタルトキハ、「納税積立金」勘定(貸方勘定)ヲ設ケ之ニ繰入ルベシ

第二十一条 法人納税施設法第七条第二項但書ノ規定ニ依リ、納税積立金ノ使用ニ付税務署長ノ承認ヲ受ケントスルトキハ、其ノ金額及事由ヲ記載シタル申請書ヲ所轄税務署ニ提出スベシ

第二十二条 法人納税積立金ヲ積立テタルトキハ、其ノ積立ノ日ヨリ二月以内ニ納税準備預金ヲ以テ之ヲ保有スベシ

第二十三条 納税積立金中納税準備預金ヲ以テ保有スベキ割合ハ、第十九条ノ規定ニ依リ積立ツベキ納税積立金ノ百分ノ六十五ヲ下ルコトヲ得ズ

第二十四条 法人納税準備預金ヲ保有シタルトキハ、「納税準備預金」勘定(借方勘定)ヲ設ケ之ニ繰入ルベシ

第二十五条 法人納税施設法第八条第一項ノ規定ニ依ル納税準備預金ノ預ケ入ヲ為サントスルトキハ、当該預金ニ対シタル納税積立金ノ属スル事業年度名ヲ金融機関ニ明示スベシ

第二十六条 法人左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ、税務署長ハ納税施設法第八条第一項ニ規定スル納税準備預金ノ保有義務ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

一 最近ノ決定ニ係ル三事業年度分ノ法人税、臨時利得税、營業税及營業税附加税ヲ納期限内ニ納付シ、且将来滞

納ノ虞ナシト認メタルトキ

二 戦時災害其ノ他ノ災害ニ因リ所得ノ基因タル資産、又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタルトキ

三 前各号ノ外稅務署長ニ於テ已ムコトヲ得ザル事由アリト認メタルトキ

第二十七条 法人前条ノ規定ニ依リ納稅準備預金保有義務ノ全部、又ハ一部ノ免除ヲ受ケントスルトキハ、其ノ金額及事由ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

第三章 納稅準備預金

第二十八条 納稅施設法第十条ノ租稅公課ヲ定ムルコト、左ノ如シ

一 法人稅、法人ノ臨時利得稅、法人ノ營業稅及法人ノ營業稅附加稅

二 國稅徵收法ニ依リ市町村ニ於テ徵收スル國稅

三 地方稅法ニ依リ市町村ニ於テ徵收スル府縣稅又ハ北海道地方稅

四 市町村稅

五 北海道、府縣、市町村、其ノ他大藏大臣ノ指定スル公共団体ノ公課

第二十九条 納稅施設法第十条ノ金融機關（指定金融機關ト称ス、以下同シ）ヲ定ムルコト、左ノ如シ

一 銀行（日本銀行ヲ除ク）

二 市街地信用組合

三 信用事業ヲ行フ産業組合

第三十条 納稅準備預金ハ預金者又ハ其ノ家族以外ノ者ノ租稅公課ノ納付ニ充ツルコトヲ得ズ

納税団体ノ代表者名義ヲ以テ預ケ入レタル納税準備預金ハ、当該納税団体ノ団員又ハ其ノ家族以外ノ者ノ租税公課ノ納付ニ充ツルコトヲ得ズ

第三十一条 指定金融機関ハ預金者ノ請求ニ依リ、納税準備預金ヲ他ノ指定金融機関ニ移転スルコトヲ得

第三十二条 前条ノ規定ニ依リ納税準備預金ノ移転アリタル場合ハ、納税準備預金ノ引出ナカリシモノト看做ス

第三十三条 納税準備預金ノ預金者左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ、法人ノ納税準備預金ニ付テハ税務署長

其ノ他ノ納税準備預金ニ付テハ市町村長ノ承認ヲ受ケ、第二十八条ニ規定スル租税公課ノ納付以外ノ目的ノ為納税準備預金ヲ引出スコトヲ得

一 戦時災害其ノ他ノ災害ニ因リ、所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタルキ

二 第二十八条ニ規定スル租税公課ノ納付義務ナキニ至リタルトキ

三 前各号ノ外税務署長又ハ市町村長ニ於テ已ムコトヲ得ザル事由アリト認メタルトキ

第三十四条 納税施設法第八条第一項ノ規定ニ依リ、法人ノ保有スル納税準備預金ガ同法第七条第一項ニ規定スル租

税ノ納付義務額ヲ超過スル場合ニ於ケル其ノ超過金額ニ付テハ、税務署長ノ証明ヲ受ケ之ヲ引出スコトヲ得

第三十五条 第三十三条ノ規定ニ依リ納税準備預金ノ引出ニ付承認ヲ受ケントスルトキハ、其ノ金額及事由ヲ記載シタル申請書ヲ税務署長又ハ市町村長ニ提出スベシ

第三十六条 納税準備預金ハ左ノ場合ニ依リ之ヲ差押フルコトヲ得

一 納税施設法第八条第一項ノ規定ニ依リ、法人ノ保有スル納税準備預金ニ付同法第七条第一項ニ規定スル租税ノ徴収ノ為必要アルトキ

二 納税施設法第八条第一項ノ規定ニ依リ、法人ノ保有スル納税準備預金ガ同法第七条第一項ニ規定スル租税ノ納付義務額ヲ超過スル場合ニ於ケル其ノ超過額、又ハ納税施設法第八条第一項ノ規定ニ依ラザル法人ノ納税準備預金、若ハ法人以外ノ者ノ納税準備預金ニ付、第二十八条ニ規定スル租税公課ノ徴収ノ為必要アルトキ

三 前各号ノ外法人ノ納税準備預金ニ付テハ税務署長、法人以外ノ者ノ納税準備預金ニ付テハ市町村長ノ承認ヲ受ケタルトキ

第三十七条 納税準備預金ノ利子ニ付テハ、甲種ノ配当利子所得ニ対スル分類所得税ヲ免除ス、但シ第二十八条ニ規定スル租税公課ノ納付以外ノ目的ノ為引出サレタル納税準備預金ニ対スル利子ニ付テハ、此ノ限ニ在ラズ

第三十八条 前条但書ノ規定ニ依リ甲種ノ配当利子所得ニ対スル分類所得税ヲ徴収スル場合ニ於テハ、納税準備預金ノ預ケ入ノ順序ニ從ヒ順次之方引出(第二十八条ニ規定スル租税公課ノ納付ニ充テラルモノノ引出ヲ含ム)アリタルモノト看做シ、其ノ利子金額ヲ計算ス

第四章 雜 則

第三十九条 市制第六条又ハ第八十二条第三項ノ市ニ於テハ、本令中市長ニ関スル規定ハ区长ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ、本令中町村ニ関スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ関スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ納税施設法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十三年九月三十日以前ニ終了スル事業年度分ノ法人納税積立金ハ、第十九条ノ規定ニ依リ計算シタル金額ニ左ノ割合ヲ乗ジタル額ニ依ルコト

- 一 昭和十八年十月一日以後、昭和十九年九月三十日迄ニ終了スル事業年度分 百分ノ三十
 - 二 昭和十九年十月一日以後、昭和二十年九月三十日迄ニ終了スル事業年度分 百分ノ四十
 - 三 昭和二十年十月一日以後、昭和二十一年九月三十日迄ニ終了スル事業年度分 百分ノ五十五
 - 四 昭和二十一年十月一日以後、昭和二十二年九月三十日迄ニ終了スル事業年度分 百分ノ七十
 - 五 昭和二十二年十月一日以後、昭和二十三年九月三十日迄ニ終了スル事業年度分 百分ノ八十五
- 昭和二十二年九月三十日以前ニ終了スル事業年度分ノ法人納税積立金中、納税準備預金ヲ以テ保有スベキ割合ハ、第十九条ノ規定ニ依リ計算シタル金額ニ左ノ割合ヲ乗シタル額ニ依ルコトヲ得
- 一 昭和十八年十月一日以後、昭和十九年九月三十日迄ニ終了スル事業年度分 百分ノ二十
 - 二 昭和十九年十月一日以後、昭和二十年九月三十日迄ニ終了スル事業年度分 百分ノ三十
 - 三 昭和二十年十月一日以後、昭和二十一年九月三十日迄ニ終了スル事業年度分 百分ノ四十
 - 四 昭和二十一年十月一日以後、昭和二十二年九月三十日迄ニ終了スル事業年度分 百分ノ五十
- 納税施設法施行ノ際、現ニ納税事業ヲ行フ町内会部落会其ノ他ノ団体ノ代表者ガ、同法附則第三項ノ規定ニ依リ為ス届出ハ、職域納税組合ニ在リテハ組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル税務署長ニ、職域納税組合以外ノ納税組合及町内会部落会ニ在リテハ市町村長ニ之ヲ為スベシ、此ノ場合ニ於テハ第六条第二項ノ規定ヲ準用ス
- 職域納税組合以外ノ納税組合ハ第八条乃至第十一条、第十六条及第十八条ノ規定ノ適用ニ付テハ、之ヲ町内会部落会ト看做ス

〔別記書式は省略〕

173 昭和18年5月 町内会部落会納税部の整備に関する件

町内会部落会納税部ノ整備ニ関スル件 昭和一八年五月一九日 発地第六六号

内務次官
大蔵次官

北海道長官

殿

各府県知事

町内会部落会納税部ノ整備ニ関スル件依命通牒

納税施設法ノ施行ニ伴ヒ国税、地方税其ノ他ノ公課ノ納付ヲ容易確實ナラシムルト共ニ、国民納税体制ノ確立ニ資スル為、町内会・部落会ニ納税部等ノ機構ノ整備ヲ図ルハ極メテ適當ト被認候条、之ヲ整備ヲ必要トスル町内会・部落会ニ付テハ概ネ左記ノ要領ニ依リ夫々地方ノ実情ニ即シ適當ナル方途ヲ講ゼシムル様致度

記

一 町内会・部落会ニ納税部等ノ機構ヲ設クルコト

従来之ニ相当スル部制ヲ有スル町内会・部落会ニ於テハ、其ノ事業ヲ之ニ統合スルコト

二 納税部ニハ部長一名、要スレバ委員若干名ヲ置クコト

部長及委員ハ町内会員又ハ部落会員中ヨリ、町内会長又ハ部落会長之ヲ選任スルコト

委員ハ部長ヲ輔ケ納税事業ニ関スル事務ニ従事スルコト

部長及委員ノ選任ニ付テハ人格高潔ニシテ會員ノ信用厚キハ勿論、率先垂範、熱意ヲ以テ會員ヲ指導スル人物ヲ得ルニ努ムルコト

多年納稅組合長トシテノ経歴ヲ有シ、且前項ニ該当スル者ノ如キハ、之ヲ部長又ハ委員ニ選任スルヲ適當ト認メラルルコト

三 納稅部ニ於テハ納稅施設法第一条ニ掲グル事項ヲ掌ルコト

四 納稅部ニ於テハ金錢ノ取扱ヲ為スコト多キヲ以テ、其ノ經理ニ遺憾ナキヲ期セシムベク、必要ニ応ジテハ經理ノ監査ニ当ル者ヲ置カシムル等、之ヲ組織及運用ニ付実情ニ即シ適切ナル方途ヲ講ズルコト

五 職域納稅組合以外ノ納稅組合ハ、地方ノ実情ニ応ジ漸次町内会・部落会ニ統合セシメ、其ノ事業ハ町内会・部落会ノ納稅部ヲシテ実施セシムル様指導スルコト

(平 19 仙台 259)

174 昭和18年5月 納稅団体等取扱方の件

納稅団体等取扱方の件 昭和一八年五月一九日 蔵稅第一二九三号

大蔵省主稅局長 松隈秀雄 印

内務省地方局長 古井喜実 印

各財務局長 殿

北海道長官 殿

各府県知事 殿

納税団体等取扱方ノ件通牒

納税施設法ノ実施ニ関シ納税団体等取扱方別紙ノ通相定メ候条、御了知ノ上運営上遺憾ナキヲ期セラレ度、此段及通牒候也

納税団体等取扱方

一 納税施設法ハ皇国本来ノ納税觀念ニ立脚セル国民納税体制ヲ確立整備スルヲ以テ本義トシ、其ノ運営ニ当リテハ特ニ左ノ各号ニ留意スルモノトス

(イ) 国民納税体制ノ確立ハ恰ク国民ニ対シ納税準備ノ必要性ト納税施設法制定ノ趣旨ヲ認識セシメ、国民ノ旺盛ナル国家意識ト正確ナル時局認識ヲ基調トスル納税準備ヲ、其ノ經濟生活ノ上ニ具現セシムルコトヲ主眼トシ、熱意ヲ以テ之カ実現ニ努ムルコト

(ロ) 納税団体ノ指導又ハ設立勸奨等ニ付テハ、財務局長及地方長官、稅務署長及市町村長ハ緊密ナル連繫ヲ保ツコト

二 納税施設法(以下法ト称ス)ノ納税団体ハ、其ノ団体ニ於テ納税施設法施行規則(以下施行規則ト称ス)第一条ニ定ムル租稅公課ノ取纏納付ノ事業ヲ行フカ、若ハ当該租稅公課ノ納稅資金ノ管理及納付ノ事業ヲ行フカ、又ハ兩事業ヲ併セ行フコトヲ其ノ要件トスルモノナルニ付、從來ノ所謂納稅督勵組合、完納申合組合ノ如ク、単ニ組合員ニ対シ納稅督勵ヲ為スニ止ルモノ、又ハ組合員各自ニ於テ租稅公課ヲ完納スベキコトヲ申合セタルニ過ギザルモノノ如キハ、本法ノ納税団体ニ該當セザルモノトス

三 納税団体ノ取扱フ租稅公課ハ原則トシテ施行規則第一条ニ規定スル租稅公課ノ全部ニ亘ルベキモノナルモ、職域

納税組合ニシテ其ノ全部ノ取扱ヲ為サズシテ、所得税、臨時利得税、營業税及營業税附加税等、施行規則第一条ニ規定スル租税公課中ノ数種目ヲ限定シ之カ取扱ヲ為サントスルトキハ、之ヲ認メルモ妨ゲナキモノトス

四 納税団体ニ於テ施行規則第一条ニ規定スル租税公課以外ノ租税公課、手数料、使用料其ノ他之ニ準ズルモノヲ取扱ハントスルトキハ、弊害ナキ限り之ヲ認ムルモ妨ゲナキモノトス

五 施行規則中、所謂職域納税組合ナリヤ否ノ区分ハ左記ニ依ルモノトス

(イ) 納税組合ノ組合員タル資格ヲ、一定ノ地域内ニ於ケル同業者又ハ特定ノ職業ニ従事スル者ニ限定シタルモノハ、之ヲ職域納税組合トスル

(ロ) 納税組合ノ組合員タル資格ヲ特定ノ官公衙、事務所、工場、事業場、其ノ他之ニ準ズル場所ニ勤務スル者ニ限定シタルモノハ、之ヲ職域納税組合トスル

(ハ) 前各号以外ノ納税組合ハ職域納税組合以外ノ納税団体トシテ取扱フコト

六 納税団体ニ対スル指導ハ概ネ左記ニ依ルモノトス

(イ) 町内会部落会ニシテ法第一条ニ規定スル納税事業ヲ行ハザルモノアルトキハ、速ニ之ヲ行ハシムル様指導スルコト

(ロ) 職域納税組合以外ノ納税団体ノ新設ハ町内会部落会ノミニ限ルコト

(ハ) 職域納税組合以外ノ納税組合ハ、地方ノ実情ニ応ジ漸次町内会部落会ニ統合セシメ、其ノ町内会部落会ノ納税部ヲシテ実施セシムル様指導スルコト

(ニ) 納税団体ノ事業ハ単ニ団体員ノ租税公課ノ取纏納付ノミニ止メズ、成ルベク団体員ヲシテ納税資金ノ蓄積ヲ為サシメ、之ヲ管理スルノ方法ヲモ併セ採ラシムル様指導スルコト

(ホ) 納税団体ノ事業ニ関スル經理ニ付テハ、年一回以上決算ヲ為サシムルコトスト共ニ、其ノ自治的監査ヲ行ハシムルコト

(ヘ) 団員ノ施行規則第一条ニ規定スル租税公課ノ納税告知書等ハ、納税団体ニ於テ一括送付ヲ受クベキ旨規約ニ定メシムル様指導スルコト

(ト) 施行規則第二条ニ規定スル租税公課以外ノ租税公課、手数料又ハ使用料等ノ取扱ヲ併セ行フ納税団体ノ納税資金ハ、之ヲ納税資金以外ノモノト別ニ管理保有セシムルコト

七 税務署長及市町村長ハ協議ノ上、納税団体ノ種類及事業ノ執行方法ニ適合セル模範の納税団体規約例及帳簿記載例ヲ作成シ、納税団体運営ノ指導及統制ニ資スルモノトス

八 税務署長又ハ市町村長ハ納税団体ヨリ届出アリタル規約及名簿ヲ、異動届出ノ都度加除整理スルモノトス

九 税務署長ハ職域納税組合ノ規約及組合員ノ住所氏名ヲ、組合員ノ納税地ヲ管轄スル市町村長ニ通報スルモノトス、其ノ異動アリタルトキ亦同ジ

前項ノ通報ヲ受ケタル市町村長ハ、前号ノ例ニ依リ規約及組合員名簿ヲ整理スルモノトス

一〇 税務署長又ハ市町村長ハ納税組合ノ組合員及町内会部落会ノ納税事業利用者ノ収納ニ関スル帳簿余白ニ、当該納税団体名ヲ摘示シ徴税ノ上ノ便ニ供スルモノトス

一一 施行規則第十五条ノ規定ニ依リ納税団体ノ代表者力金融機關ニ提出スベキ団員毎ノ利子額明細ハ、其ノ受クベキ納税準備預金ノ利子総額ヲ、利子ノ計算期間中ニ於ケル団員毎納税資金ノ残高積数（郵便貯金トシテ預ケ入レタルモノニ相当スル部分ハ之ヲ控除ス）ニ按分シタル金額ニ依ラシムルモノトス、但シ其ノ計算シタル団員毎ノ金額年五十円ヲ超ヘザルモノニ付テハ金額及団員数ヲ合算併記シ、団員毎ノ明細ハ之ヲ省略セシムルモ妨ゲ

ナキモノトス

一二 納税準備預金ノ利率其ノ他ノ条件、並ニ納税準備預金ニ関スル指定金融機關ノ事務取扱方ニ関シテハ、原則トシテ金融統制会ヲシテ指示セシムル見込ナルモ、指定金融機關ニシテ納税準備預金ノ受人ヲ拒否シ、若ハ正当ノ事由ナクシテ施行規則第二十八条ニ規定スル租税公課ノ納付ノ委託ヲ拒ム者アルトキ、又ハ納税準備預金ニ対スル利率其ノ他ノ条件ニシテ、金融統制会ノ指示ニ反セルモノアルトキハ、其ノ事情ヲ主税局長ニ報告スルモノトス

一三 納税準備預金ハ納税団体方法第三条ノ規定ニ依リ、其ノ管理スル納税資金ヲ預ケ入ルル場合、及法人方法第八条第一項ノ規定ニ依リ保有スベキモノヲ預ケ入ルル場合ノ外、何人ト雖施行規則第二十八条ニ定ムル租税公課ノ納付ニ充ツル目的ノ下ニ之カ預ケ入ヲ為シ得ルモノナルモ、施行規則第二十八条ニ規定スル租税公課ノ納付ニ充ツルコトヲ目的トセザルモノハ、之カ預ケ入ヲ為スコトヲ得ザルモノナルヲ以テ、納税者又ハ施行規則第一条ニ規定スル租税公課以外ノ租税公課、手数料又ハ使用料等ノ取扱ヲ併セ行フ納税団体等ニ対シテハ、此ノ点特ニ注意セシムルモノトス

一四 納税準備預金引出承認ニ付、施行規則第三十三条第三号ニ已ムコトヲ得ザル事由トハ、大体左ノ如キ場合ヲ謂フモノトス

(イ) 納税準備預金ノ預金者若ハ其ノ家族(納税団体ノ団員及其ノ家族ヲ含ム) 罹病其ノ他ノ災厄ニ罹リ、又ハ其ノ生計著シク困難トナリタル者ニシテ、納税準備預金ヲ引出スニアラザレバ災厄ノ救済又ハ生計困難ト認ムルトキ

(ロ) 納税組合解散シ若ハ町内会部落会納税事業ヲ行ハザルニ至リタルトキニ於ケル納税団体代表者名義ノ納税準備預金、又ハ納税団体ノ代表者名義ノ納税準備預金中脱退シタル納税団体ノ団員ノ預金ニ相当スル金額ニシ

テ、清算上引出ヲ為ス必要アルトキ

(ハ) 錯誤ニ因リ預ケ入レタル納税準備預金ニシテ、之ヲ引出スニ非ラザレバ租税公課ノ納付困難ナル事情アルトキ

一五 施行規則第三十四条及第三十六条第二号前段ニ規定スル超過額ハ、法人ノ毎事業年度分ノ納税準備預金ト、其ノ事業年度分ノ法人税、臨時利得税、營業税及營業税付加税ノ實際納付額トノ差額ヲ謂フモノトス

一六 納税準備預金ノ差押ニ関シ施行規則第三十六条第三号ニ依ル承認ヲ為スハ、左ノ場合ニ限ルモノトス

(イ) 施行規則第二十八条ニ規定スル租税公課以外ノ租税公課ノ滞納処分ニ関シ、納税準備預金ノ外他ニ差押フベキ財産ナキトキ、又ハ他ノ財産ニ付滞納処分ヲ執行スルモ徴収金額ニ達セザルトキ

(ロ) 前号以外ノ場合ニ在リテハ、納税準備預金カ預金者将来一年以内ニ納付スベキ施行規則第二十八条ノ租税公課ノ納付見込額ヲ超過シ、且納税準備預金ノ外他ニ差押フベキ財産ナシト認メタルトキ

一七 稅務署長又ハ市町村長、施行規則第三十三条又ハ第三十六条第三号ノ規定ニ依リ納税準備預金ノ引出又ハ差押ノ承認ヲ為シタルトキハ、申請者ノ氏名及引出又ハ差押ノ承認額ヲ記載シタル承認書ヲ申請者ニ交付スルモノトス

(平 19 仙台 259)

175 昭和18年7月 戦時納税貯蓄規則に関する件

戦時納税貯蓄規則ニ關スル件 昭和一八年七月一日 藏貯第一四一九号大藏省国民貯蓄局長通牒

首題ノ件、本日ヨリ施行ノコトト相成、各地方長官宛別紙ノ通牒致置候条、此段御参考迄ニ及通知候也

(別紙)

蔵貯第一四二〇号

昭和十八年六月三十日

県知事殿

大蔵省国民貯蓄局長 氏家 武

戦時納税貯蓄ニ関スル件

戦時納税貯蓄制度ニ関シテハ既ニ其ノ概要ニ付御了知ヲ得居リ候処、来ル七月一日ヨリ本制度ヲ実施スベク目下納税施設法ニ基ク省令制定公布方取運居リ、同省令ハ概ネ別紙戦時納税貯蓄規則案ノ通下相成見込ニ有之候ニ就テハ、同案並ニ別添参考資料及注意事項ヲ参照セラレ、之ガ普及徹底、特ニ市町村等ニ於ケル本貯蓄事務取扱手續ノ周知徹底方ニ格段ノ御配意相煩度、此段及通牒候也

戦時納税貯蓄について

一 本制度創設の趣旨

大東亜戦争完遂の為に巨額の財政資金が必要であり、之は租税と国民貯蓄とに依つて賄はなければならない。従つて国民貯蓄増強の必要は益々緊切なものと共に、国民の租税負担も漸次相当に重くなつて来て居るのである。そこで国民の租税に対する心理的重圧感を緩和して、納税義務の履行を容易ならしむると共に、国民貯蓄の増強を図る為、去る第八十二帝国議會を通過した納税施設法に基き、租税を貯蓄で納付する制度として、此の戦時納税貯蓄の制度を創設することとなつたのである。戦時納税貯蓄は特定の租税を納付しようとする場合に、其の税額の二倍又は三倍の金額を政府に対して貯蓄すると、それに依り租税の納付があつたものとせられ、且つ貯蓄した金額は一定期間経過の後払戻されるといふ制度である。即ち貯蓄をすれば之に依り知らない間に租税納付があつたこ

となる制度である。此の貯蓄には表面上利子は付かないのであるが、一方此の貯蓄をすることに依り租税を収めたことになるから、貯蓄者にとつての実質的採算は後に述べる様に極めて有利になつて居るのである。又此の貯蓄は政府が管掌するのであつて、貯蓄者が払戻を受ける権利は政府に対する債権として国債と同様極めて確実なものである。即ち貯蓄者にとつては最も有利確実な貯蓄手段であると同時に、心理的に樂な租税納付の方法とも謂へるのである。

尚此の貯蓄を継続して行ふときは、一定年限経過の後逐次払戻を受けることになつて、一種の年金制度と同様の作用を為し、家産造成の爲にも好適な方法であると考へられる。

又戦時納税貯蓄の収入金は租税に相当する部分は租税収入として一般会計の歳入とし、残額は之を公債發行に依る収入金と看做して臨時軍事費特別会計の財源に充てることになつて居るのであるから、貯蓄した金はすべて直接財政資金として国家緊要の用途に使用せられることになり、此の意味に於ても時局下最も好ましい貯蓄方法の一である。

以下、本制度の内容を概説しよう。以下の説明に於て(法)とあるは納税施設法を指し、(規則)とあるは戦時納税貯蓄規則を指す。

二 本制度の内容

1 戦時納税貯蓄は如何なる場合に為し得るか

本貯蓄は納税義務者が租税を納付する際に之を為すことに依り、極めて割の良い貯蓄が出来ると共に、他方その租税も納めたことになるといふ制度であるから、此の貯蓄するのは納税義務を負ふ者でなければならぬのは当然である。即ち租税を納めなければならない時に、通常の手続に依り納めてもよいし、戦時納税貯蓄をしても

よいのである。それ以外の臨時の時に此の貯蓄をするといふ訳には行かない。而して此の貯蓄納付を為し得る租税は、左に掲げる租税（規則に於ては特定租税といつて居る）に限定せられてゐる（規則第一条参照）。即ち左に掲げる租税の納税者に限つて戦時納税貯蓄をすることが出来るわけである。

一 分類所得税の中甲種の配当利子所得及甲種の勤労所得に対する分類所得税を除いたもの。

即ち不動産所得、乙種の配当利子所得、甲種及乙種の事業所得、甲種及乙種の勤労所得、山林の所得、乙種の退職所得、清算取引所得に対する分類所得税。

二 総合所得税の中公債、社債、銀行預金の利子、合同運用信託の利益等に対する分につき源泉課税を選択した場合を除いたもの。

三 個人の臨時利得税

右の租税の中甲種の勤労所得に対する分類所得税は、官公署、銀行、会社等で給与支払の際源泉に於て天引徴収するものであり、その他はすべて賦課々税であつて、これを市町村で徴収するものである。

而して此の貯蓄を為し得る期間は、右に掲げた租税の納期限内に限られて居る（規則第五条参照）。即ち納期前或は納期後に於ては戦時納税貯蓄をすることは出来ないのである。納期前に於ては未だ租税を納付すべき時期に達して居ないのであるから、戦時納税貯蓄をすることの出来ないのは当然であるが、納期後に於て此の貯蓄をすることの出来ないことになつて居るのは、取扱手数との関係と滞納の状態にある者に対しては、貯蓄することに依つて租税を納めたことになるといふ有利な本制度の利用を求めないといふ趣旨からである。

尚甲種の勤労所得に対する分類所得税については、市町村で徴収する租税の様に納期の定がなく、給与の支払を受くる際天引される事になつて居るので、之については給与の支払を受くる際にのみ本貯蓄をなし得るもの

と定められて居る。

又此の貯蓄は強制的なものでないことは勿論であつて、通常の方法で租税を納めるか、此の貯蓄をするかは其の人の随意である。

2 戦時納税貯蓄の金額及払戻期限

戦時納税貯蓄には甲種貯蓄と乙種貯蓄との二種があり、貯蓄すべき金額は納期に於て納付すべき租税額（甲種の勤労所得に対する分類所得税については、給与の支払を受ける際に天引徴収される金額）に対し、甲種に於ては二倍、乙種に於ては三倍と定められて居る（規則第三条参照）。即ち貯蓄すべき金額は必ず特定租税の二倍か又は三倍の額でなければならぬのであつて、任意の額を貯蓄する訳には行かないのである。

尚貯蓄すべき金額は一件に付最低三十円（甲種の勤労所得に対する分類所得税については五円）、最高二万円と定められて居る（規則第四条参照）。最低限を定めたのは取扱手数の関係からであり、最高限を定めたのは本貯蓄の実質的利回が極めて有利であつて、且税金がかからない関係から高額所得者がその年の所得以上の額を本貯蓄に充てるやうなことになること、既存貯蓄の単なる振替りを生じて国民貯蓄の積極的な増強にはならない様なことにもなるからである。

右の最低及最高の限度は戦時納税貯蓄一件についての金額の限度であつて、分類所得税、総合所得税、臨時利得税の各別に右の限度の範囲内なりや否やを見るのである。尚分類所得税の中甲種の勤労所得に対する分類所得税については、他の分類所得税とは別に右の限度内なりや否やを考へるのである。又租税を年四回に分けて納めるものについては、各一回の金額に付右の金額の限度内であればよいのであつて、一年分を通算するのではない。

次に戦時納税貯蓄の払戻期限は、貯蓄をした日の属する月の始から起算して、甲種貯蓄に於ては十九年、乙種貯

蓄に於ては十一年六ヶ月と定められて居る（規則第六条参照）。前述の如く甲種に於ては税額の二倍、乙種に於ては税額の三倍の金額を貯蓄し、之を夫々十九年、十一年六ヶ月の間無利子にて据置くのであつて、多面それに依り租税を納付したことになるのであるから、此の關係から實質的利回を計算して見ると、半年複利の計算をして甲種に於ては年三分六厘八毛強、乙種に於ては年三分五厘五毛強となるのである。（租税の納付は通常月の終に行はれるのに、本貯蓄の払戻期限は貯蓄をした月の始から起算するから、實質的には期限は右に述べたものより約一ヶ月短かくなり、それだけ利回もよくなるわけである。）此の貯蓄は十一年六ヶ月或は十九年といふ長期間据置かれる極めて質の好い貯蓄であるから、かやうに實質利回は国債の税引利回、銀行定期預金や郵便貯金その他の貯蓄に比し極めて有利にしてあるのである。

3 戦時納税貯蓄事務取扱機関

戦時納税貯蓄は政府に於て管掌することになつて居り、政府以外のものは此の貯蓄を取扱ひ得ないのであるが、其の實際の事務は、収納事務及戦時納税貯蓄証書交付の事務は市町村、及甲種の勤労所得に対する分類所得税の徴収義務者（即ち官公署、銀行、会社、その他甲種の勤労所得となる給与の支払者）をして取扱はしめることになつて居り、其の他の事務は日本銀行をして取扱はしめることになつて居る（規則第七条、第八条、第九条、第十五条参照）。市町村に於て収納事務を取扱ふのは、特定租税中甲種の勤労所得に対する分類所得税を除いた他のものに関する戦時納税貯蓄の全部であつて、徴収義務者の取扱ふのは甲種の勤労所得に対する分類所得税に関する戦時納税貯蓄のみである。市町村は法律上必ず右の事務を取扱ふことを要する事になつて居る。徴収義務者の場合は、市町村のやうな公共団体ではないから法律上義務づけられては居ないが、政府としては甲種の勤労所得に対する分類所得税の納税者（即ち甲種の勤労所得となる給与の受給者）より本貯蓄をしたいといふ希望があ

るときは、徴収義務者は必ず右の事務を取扱ふことを期待して居る。而して徴収義務者が戦時納税貯蓄の収納事務を取扱はうとするときは、其の旨地方長官に届出ればよいことになつて居る。尚市町村及徴収義務者の事務取扱手續に付ては後に詳述する。

4 戦時納税貯蓄を為さんとする場合の手續

市町村に於て徴収する租税を納付する場合には、市町村から納税告知書が来るから、之を税額に相当する現金に添へて市町村其他納税告知書に指定された当該租税の納付場所へ提出すればよいことは周知の通りである。此の場合戦時納税貯蓄をしようとするれば、右の税額の二倍（甲種貯蓄）又は三倍（乙種貯蓄）の現金に納税告知書と戦時納税貯蓄申込書とを添へて、租税を納付するのと同じ場所へ提出すればよいのである。但し大都市に於ては市の公金を郵便振替貯金に依つて受払するものがあつて、租税を納めるのも市役所や区役所へ納めないでも、最寄の郵便局へ持つて行けばいいやうな所があるが、戦時納税貯蓄は現在の所郵便局に於て取扱ふことになつて居ないから、右の場合には区役所なり市の公金を取扱ふ銀行等の金融機関なりへ提出しなければならぬ。貯蓄をした者には戦時納税貯蓄証書引換証を交付される。之は後に戦時納税貯蓄証書を受取るときの証拠となるもので、之と引換に市町村から証書を交付されるのである。甲種の勤勞所得に対する分類所得税を納める場合は、納税告知書も来ないし、現金を納付する必要もない。給与の支払を為す徴収義務者が給与支給の際税額に相当する金額を控除して支給するのである。此の場合に戦時納税貯蓄をしようとするれば、単に戦時納税貯蓄申込書を徴収義務者に提出するだけでよいのである。此の場合には租税の源泉課税の場合と同様に、徴収義務者が給与を支給する場合に、貯蓄金に相当する金額を引去つて支給するのである（規則第十条第二項参照）。戦時納税貯蓄申込書の用紙は、市町村や徴収義務者の所に備へてある筈である。戦時納税貯蓄をした者には、戦時納税貯蓄証書を

交付される。之は日本銀行本店、支店又は代理店で作成し、市町村又は徴収義務者を通じて貯蓄者に交付されるのである。市町村の取扱ふ戦時納税貯蓄については、証書は一件毎に別の証書を交付されるが、徴収義務者の取扱ふものについては、証書が通帳式になつて居て、貯蓄をした都度金額を記入し、日本銀行に於て証印をするやうになつて居る。そこで同一の証書で第二回以後の貯蓄をしやうとするときは、申込の際証書を徴収義務者に提出する必要がある。此の場合には貯蓄金額の記入証印を行つた上、証書は再び貯蓄者に返されるのである。

戦時納税貯蓄証書は国債証券とは違つて有価証券ではないのであるから、これが権利を表はす唯一のものではない。従つて証券の保管は取扱はないことになつて居るが、払戻を受けたリ、又は後に述べる所に従つて戦時納税貯蓄を日本銀行へ譲渡するには本証書がないと手續が頗る面倒であるから、本証書を亡失したときは代証書の交付を受けることが出来る。代証書の交付を受けようとする者は事由を述べて、日本銀行本店、支店又は代理店の何れかへ其の旨申出ればよい。代証書の交付を受けた後に亡失した証書を発見した時は、其の旨日本銀行へ届出て古い証書を提出せねばならない。

5 戦時納税貯蓄の譲渡

戦時納税貯蓄は原則として譲渡を禁ぜられて居る（法第二十一条）。之は本貯蓄が長期固定的な貯蓄として永く家産として保有さるべきことを其の趣旨の一つとするものであり、実質的利回も極めて有利になつて居る関係と、一つには個人間の自由な譲渡を認めると、前に述べた最高額の制限を設けてある趣旨が没却される虞もあることを考へて、一般の譲渡を禁じたのである。故に原則的には譲渡を禁止されて居るが、已むを得ない必要がある場合には日本銀行に譲渡することが認めらるる（法第二十一条但書、規則第十九条参照）。日本銀行へ譲渡することを認めらるる場合は、概ね賜金国庫債券の買上を認むる場合と同じであつて、生業、負債整理又は災害復

旧の為資金を必要とし或は生活困難となつて、本貯蓄を譲渡しなければ必要な資金が得られない様な場合に限られるのであるが、其の他相続税を課すべき相続財産中に戦時納税貯蓄がある場合に、相続税納付の為現金を必要とする場合にも譲渡が認められることになつてゐる。

譲渡の手続は日本銀行本店、支店又は代理店の何れかへ戦時納税貯蓄証書を提出し買上を請求すればよいのである。尚相続税を支払ふ為譲渡する場合は、相続税に関する納税告知書を呈示することを要することになつて居る。譲渡の場合の価格は別に告示に依つて定められて居る。

6 戦時納税貯蓄の払戻

戦時納税貯蓄は貯蓄をした日の属する月の始から起算して、甲種にあつては十九年、乙種にあつては十一年六ヶ月の後払戻を為すこと前に述べた通であつて、其の払戻期日は証書に記載されて居る。払戻期日が来て戦時納税貯蓄の払戻を受けようとするときは、戦時納税貯蓄証書を其の貯蓄の払戻店たる日本銀行本店、支店又は代理店へ提出し払戻を請求すればよいのである。即ち貯蓄をする場合は市町村や徴収義務者へ申出るのであるが、払戻を受ける場合は日本銀行へ申出るのである。又戦時納税貯蓄の払戻は証書記載の払戻以外の店では取扱はないことになつて居るから、住所変更等の為払戻店が遠隔地に在つて不便な場合には、払戻店の変更を請求することが出来るやうになつて居る。払戻店の変更は日本銀行本店、支店又は代理店のどの店を新たな払戻店としてもよいのであつて、其の手続は従来の払戻店か、又は新に払戻店にし度いと思ふ店かへ、戦時納税貯蓄証書を提出して請求すればよいのである。尚払戻店の変更は何時でも請求することが出来るけれども、同じ貯蓄につき何回も払戻店の変更をするのは、貯蓄者にも又事務を取扱ふ日本銀行にも不便であるから、払戻期日が近接してから之を請求するやうにするのがよいと思ふ。

又貯蓄者につき住所変更、改氏名、相続等の異動のあつた場合には、其の都度届出を為す必要はなく、払戻を受ける際に届出ればよいのである。但し改氏名相続等の場合には届出に際し戸籍謄本を提出する必要がある。

又本貯蓄は払戻期日が来てから十年を経過すると、時効に依り権利を失ひ払戻を受けられないことになるから、其の間に払戻を受けるやうにしなければならない。

三 市町村又は徴収義務者の戦時納税貯蓄事務取扱手続

1 市町村に於ける事務取扱手続

市町村に於て戦時納税貯蓄の申込を受けたときは、先づ左の事項につき審査することが必要である。

(1) 貯蓄納付をしようとする租税が、規則第一条に掲げた租税に該当するや

(2) 貯蓄金額が甲種貯蓄にあつては税額の二倍、乙種貯蓄にあつては税額の三倍にして、且三十円以上二万円以下なりや

(3) 貯蓄を為さんとする時期が当該租税の納期限内なりや

右の事項につき誤がなければ、現金と申込書記載の金額とを照合し、その一致を確めた上申込を受理し、申込書に付属せる戦時納税貯蓄証書引換証を貯蓄者に交付する。此の場合同時に国税徴収法施行細則第三号書式の領収証書に、当該租税の貯蓄納付ありたるものとする証印を為し、之を貯蓄者に交付するのである。即ち戦時納税貯蓄をしたことの証拠として戦時納税貯蓄証書引換証を交付すると共に、租税の納付ありたるものとして納税告知書に付属せる領収証書を交付するのである。

次に収納した戦時納税貯蓄の収入金は之を取纏めて日本銀行へ送付するのであるが、その手続としては納税告知書に依り国税徴収法施行細則第四号書式の送付書を作成することは、通常の租税の収入金を送付する場合と同じ

であるが、その他に規則第三号書式に依り租税に相当する部分を差引いた額につき、甲種貯蓄と乙種貯蓄の別に送付書を作成し、収入金に右の二種の送付書を添へて之を日本銀行本店、支店又は代理店へ送付するのである。即ち戦時納税貯蓄として収納した収入金につき、租税に相当する部分と之を除いた部分とに分けて二種の送付書を作成し、此の二種の送付書を収入金に添付して日本銀行へ送付するのである。

此の場合、同時に戦時納税貯蓄振込通知書及戦時納税貯蓄申込書をも添付する必要がある。此の申込書及振込通知書は日本銀行に於て戦時納税貯蓄の原簿及其の副本として使用するものである。右の収入金の送付は、当該租税の納期後七日以内に行はなければならぬことは、通常の租税の収入金の送付の場合と同様である（規則第十二条参照）。

又避くべからざる災害に依り戦時納税貯蓄の収入金を失つた場合には、其の事実を証明して大蔵大臣に戦時納税貯蓄の収入金送付の責任の免除を受け得ること、租税の場合と同様であり（法第二十三条第二項）、其の場合の手續も租税の場合と同様、地方長官を経由して申請書を大蔵大臣に提出するのである（規則第十三条参照）。収入金を日本銀行へ送付すると、送付書に付属せる領収書を交付される。而して日本銀行本店、支店又は代理店に於て戦時納税貯蓄証書を作成し、之を市町村へ送付して来たときは、市町村は戦時納税貯蓄証書引換証と引換に、之を貯蓄者に交付しなければならない（規則第十五条参照）。

右に依つて市町村の取扱ふべき事務は全部済む訳であつて、右の事務は一見難かしいやうに思はれるかも知れないが、實際は租税の収納を取扱ふ場合と大した差はないのであつて、慣れれば至極簡単なものである。

本貯蓄の取扱に対しては、規則第十七条の定むる所に依り交付金を交付される。交付金を受けようとするときは、毎年収納した戦時納税貯蓄につき、翌年一月三十一日迄に請求書を地方長官に提出するのであるが、其の際収入

金の送付に当り日本銀行より受けた領收書を添付する必要がある。

2 徴収義務者に於ける事務取扱手続

徴収義務者が給与受給者より戦時納税貯蓄の申込を受けたときは、申込書の記載に誤なきやを確めた上、貯蓄金に相当する金額を給与支給の際控除して支給し、貯蓄金は之を取纏めて翌月十日迄に日本銀行へ送付するのである。其の手続は市町村が貯蓄金を送付する場合と同様であるが、唯書式が多少異つて居る。即ち所得税法施行細則第一号書式に依る送付書と、同第三号書式丁に依る計算書を添付することは、通常の所得税の送付の場合と同様であり、此の外に規則第四号書式に依る送付書と、戦時納税貯蓄振込通知書及戦時納税貯蓄申込書を添付するのである。日本銀行から戦時納税貯蓄証書を送付して来た時には、之を貯蓄者に交付すべきことも、市町村の場合と同様である。唯同一証書に依る第二回以後の貯蓄については、証書への金額及受入月日の記入は徴収義務者に於て行ひ、日本銀行の証印を受けることにして貰ひたいと考へる。

又此の場合は徴収義務者が証書を貯蓄者から日本銀行へ提出することになるのであるが、実際上の問題としては徴収義務者が証書を預つて保管するやうにした方が便利であらうと思ふ。交付金を請求する手続は市町村の場合と同様である。

戦時納税貯蓄制度ニ関スル想定質疑応答

一 問 本貯蓄ヲ為シ得ルハ個人ニ限ルヤ、又ハ法人モ之ヲ為シ得ルヤ

答 本貯蓄ヲ為シ得ル者ハ個人ニ限り、法人ハ之ヲ為シ得ザルモノトス、蓋シ本貯蓄ハ戦時納税貯蓄規則（以下、
簡單ニ規則ト称ス）第一条各号ニ掲グル租税（特定租税）ノ納付ノ機会ニ於テノミ之ヲ行フコトヲ得ルモノ
ニシテ、右ノ特定租税中ニハ法人ノ納付スベキ租税ハ含マレアラザルヲ以テ、法人ガ本貯蓄ヲ行ヒ得ル場合

ハ存在セザルモノナリ

二 問 本貯蓄ノ実行後、当該租税ノ賦課ニ誤アリタルコトヲ発見シ、過誤納金ノ還付ヲ受ケ得ルコトトナリタル場合ノ本貯蓄ノ効果並ニ処置如何

答 納税施設法第十七条及規則第三条ニ依レバ、納期ニ於テ納付スベキ当該租税額ノ二倍又ハ三倍ノ貯蓄ヲ為シタルトキハ、当該租税ノ納付アリタルモノトセラルルモノニシテ、当該租税ニシテ過誤納ヲ生ジタル場合ト雖モ、右ハ納期ニ於テ納付スベキ租税額ヲ基準トシテ為サレタルコトニ変リナキヲ以テ、本貯蓄ノ効果ニハ影響ナキモノトス、從ツテ還付金ヲ受クルト共ニ貯蓄証書ハ当初記載ノ金額其ノ儘トス

三 問 本貯蓄ノ実行後、当該租税ノ賦課ニ誤アリタルコトヲ発見シ、改メテ租税ノ追徴ヲ受クルコトトナリタル場合ノ本貯蓄ノ效果如何

答 前問ノ場合ト同ジク本貯蓄ノ效果ニハ何等影響ナク、単ニ当該追徴額ヲ納付スルヲ以テ足ルモノトシ、払戻期限ニ於テ貯蓄シタル金額ヲソノママ払戻スモノトス、從ツテ貯蓄証書訂正等ノ必要ナキモノトス

四 問 甲種貯蓄ヲ為シタル後、更ニ当該租税額ノ百分ノ百ニ相当スル金額ヲ追納シテ、之ヲ乙種貯蓄ニ振替フルコトヲ得ルヤ

答 振替フルコトヲ得ズ

五 問 特定租税ノ納期ガ数回ニ分ルル場合ニ於テ、第一期ノ納期ニ於テ第二期以後納付スベキ分ニツキテモ併セテ本貯蓄ヲ為シ、又ハ第二期ノ納期ニ於テ第一期分ヲ併セ貯蓄納付スルモ差支ナキヤ

答 規則第五条ニハ、本貯蓄ヲ為シ得ル時期ハ第三条ノ当該租税ノ納期限内ニ限ル旨規定ス、「第三条ノ当該租税」トハ即チ「納期ニ於テ納付スベキ当該租税」ノ謂ニシテ、納期ガ数回ニ分ルル場合ニ於テハ各納期ニ於

テ納付スベキ租税ニツキ、当該納期ニ於テノミ本貯蓄ヲ為シ得ルモノナリ、從ヒテ第一期ノ納期ニ於テ第二期以後納付スベキ分ニツキ併セテ貯蓄納付ヲ為シ、又ハ第二期ノ納期ニ於テ第一期分ニツキ併セテ貯蓄納付ヲ為スコトハ認メラレザル所ナリ

六 問 本貯蓄ハ必ズ現金ヲ以テ納付スルヲ要スルヤ、又ハ租税納付ノ場合ト同様小切手等ヲ以テ納付スルモ差支ナキヤ

答 大正五年法律第十号「証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律」ニ依レバ、租税其ノ他ノ政府ノ歳入ハ命令ノ定ムル所ニ依リ証券ヲ以テ納付スルコトヲ得ルモノトセラレ、同年大藏省令第三十一号ニ依レバ大藏省所管ノ歳入ハ別段ノ規定ナキ限リスベテ証券ヲ以テ納付シ得ルモノトセラレアリ、而シテ本貯蓄收入金モ亦政府ノ歳入トナルモノナルヲ以テ、右ノ法律及其ノ付屬法規ノ定ムル所ニ從ヒ、証券ヲ以テ納付スルコトヲ得ルモノトス

而シテ歳入納付ニ充テ得ル証券ノ種類ハ、小切手、一覽払為替手形、国債証券ノ利札ニシテ支払期ノ到来シタルモノ、郵便通常為替証書、郵便振替貯金払出証書、郵便小為替証書トシ、法令ノ定ムル条件ニ該当スルモノナルコトヲ要ス

七 問 第十一条第二項ノ貯蓄納付アリタル旨ヲ表示スル証印ヲ為ス方法如何

答 通常ノ租税納付ノ場合ト同様領収証書ニ証印ヲ為シ、其ノ空欄ニ「貯蓄納付」ノ文字ヲ押捺又ハ記載スルヲ適當トスベシ

八 問 貯蓄收入金ヲ日本銀行ヘ送付スル場合ニ於テ

1 同一科目ノ租税中通常ノ手續ニ依リ納付シタルモノト、貯蓄納付ヲ為シタルモノトノ存スル場合ニ於テ、

通常ノ手續ニ依リ納付シタル租税ト本貯蓄ノ中租税ニ相当スル部分トハ、之ヲ区分シテ別個ノ送付書ヲ作成シ別個ニ送付スルヲ要スルヤ

2 貯蓄収入金中租税ニ相当スル部分ト之ヲ控除セル残額トハ、二種ノ送付書ヲ添付シテ纏メテ送付スルヲ要スルヤ、別々ニ送付スルモ差支ナキヤ

答 1 二付テハ、貯蓄納付ヲ為シタルモノト通常ノ手續ニ依リタルモノトハ、之ヲ区分シテ別個ノ送付書ニ依リ送付スルヲ要セズ、取纏メテ一ノ送付書ニ依リ送付スルヲ以テ足ル

2 二付テハ、貯蓄収入金中租税ニ相当スル部分ト之ヲ控除セル残額トハ別々ニ送付スルコトナク、規則第十二条又ハ第十四条ニ規定スル所ニ從ヒ二種ノ送付書ヲ添付シテ纏メテ送付スベキモノナリ

九 問 徴収義務者ノ取扱フ戦時納税貯蓄ニ付キテハ、受入ノ際戦時納税貯蓄証書引換証ヲ交付スル要ナキヤ

答 規則ニハ引換証ヲ交付スベキコトヲ規定シアラズ

貯蓄者ノ要求アル場合引換証ヲ交付スルハ勿論差支ナキモ、徴収義務者ト貯蓄者トノ關係ハ特ニ密接ナルモノアルヲ以テ、事務簡素化ノ趣旨ヨリ引換証ヲ交付セザル如ク取扱フヲ適當トスベシ、但シ此ノ場合本貯蓄ヲ為シタルコトヲ証スル方法トシテ、簡單ナル記帳等ノ方法ヲ講ズルモ亦一方法ナルベシ

十 問 同一種税ノ納期ガ数回ニ分ルル場合ニ於テ、一ノ納期ニ於テ本貯蓄ヲ為シ、他ノ納期ニ於テ之ヲ為サザルモ差支ナキヤ

答 差支ナシ、本貯蓄ハ納期ヲ異ニスル毎ニ別個ノ貯蓄トシテ取扱フモノナリ

十一 問 本貯蓄ニ対スル税法上ノ取扱如何

答 本貯蓄ニハ表面上利子ヲ付セザルヲ以テ、所得税ノ課税標準タル所得ヲ生ゼザル關係上、所得税ヲ課セラ

ルルコトナシ、但シ相続税ニツキテハ本貯蓄モ亦相続税法第一条ノ相続財産トシテ他ノ資産ト同ジク相続税ヲ課セラルルモノナリ

十二 問 規則第十七条ノ交付金算出ノ基礎トナルベキ人口ノ認定方法如何

答 国税徴収交付金ノ交付ニ関スル国税徴収法施行規則第六条ノ三ノ規定ニ準ジ、国勢調査ニ依ル人口ヲ基準トス

十三 問 貯蓄納付ヲ為シタル分ニツキテモ、国税徴収交付金ハ之ヲ受クルコトヲ得ルヤ

答 貯蓄納付ヲ為シタル分ニツキテモ国税徴収交付金ハ交付セラルルモノニシテ、規則第十七条ニ依ル交付金ハ国税徴収交付金ノ外ニ、本貯蓄ノ件数及金額ニ応ジ交付サルルモノナリ、但シ本貯蓄ノ金額ニ応ズル交付金ハ、本貯蓄ノ収入金中租税ニ相当スル部分ヲ控除シタル金額ニ応ジテ交付サルルコト第十七条ニ定ムル所ノ如シ

注 意 事 項

一 甲種ノ勤勞所得ニ対スル分類所得税ノ徴収義務者ハ、法令上ハ本貯蓄ノ取扱ヲ為スヤ否ヤハ其ノ意志ニ依ルモノトセラレアルモ、甲種ノ勤勞所得者ニシテ本貯蓄ヲ為サントスル希望者アルトキハ、可及的ニ本貯蓄ノ取扱ヲ為スヤウ指導スルコト

尚徴収義務者ヨリ本貯蓄ノ取扱ヲ為サントスル旨、地方長官ニ届出アリタルトキハ、地方長官ハ之ヲ取扱店タル日本銀行本店、支店又ハ代理店ニ通知スルコト

一 前項ノ徴収義務者ノ取扱フ戦時納税貯蓄ニシテ、同一ノ戦時納税貯蓄証書ニ依ル第二回以後ノ貯蓄ニツキテハ、

貯蓄金額及年月日ノ証書ヘノ記入ハ当該徴収義務者ヲシテ行ハシメ、日本銀行ニ於テ受入ノ証印ヲ受ケシムル如ク指導スルコト

一 従来市町村及徴収義務者ガ租税収入金ヲ日本銀行ニ送付スル場合ニ於テ、郵便局ヲ利用シアリタル向ニ於テハ、本貯蓄ノ収入金ノ送付ニツキ郵便局ヲ利用スルコトヲ得ザル關係上多少ノ不便アルベキモ、産業組合系統ヲ利用シテ送金スル等ノ方法ニ依リ本貯蓄ノ普及ニ支障ヲ来サザルヤウ指導スルコト

一 市町村及徴収義務者ニ於テハ、戦時納税貯蓄証書ノ交付、交付金ノ計算、本貯蓄ノ実績ヲ明カナラシムル等ノ為適宜ノ帳簿ヲ備ヘ、本貯蓄ノ受入高、受入件数、租税ニ相当スル金額ヲ控除セル額、戦時納税貯蓄証書ノ受払等ヲ記載セシムル如ク指導スルコト

一 本貯蓄ハ国民貯蓄組合ニ於テ之ヲ斡旋シ得ルモノトスル為、近ク国民貯蓄組合法第二条第一項第十号ニ依ル指定ヲ為ス予定ナルコト

一 本貯蓄ノ実績把握方法トシテハ、日本銀行ヨリ其ノ取扱ニカカルモノニツキ毎月報告ヲ徴スル方法ヲトルコト
府県ヨリ大蔵省ヘノ報告ハ、昭和十七年十月九日付貯第三五号国民貯蓄奨励局次長通牒ニ依ル国民貯蓄月別増加高調ニ依リ之ヲ行フコト

一 市町村又ハ徴収義務者ニ対スル交付金交付ノ方法ハ追而通牒致スベキコト

一 本貯蓄ノ取扱ニ必要ナル戦時納税貯蓄申込書及送付書ノ用紙ハ、差当リ見本ノ意味ニ於テ各市町村ニ一、二通宛行亘ルヤウ道府県宛別途送付スル予定ナルガ、其ノ他ハ日本銀行本店、支店又ハ代理店ニ備ヘ置ク見込ナルヲ以テ、市町村等ニ於テ右用紙ヲ必要トスルトキハ、最寄ノ日本銀行本店、支店又ハ代理店ニツキ所要部数ヲ受領セシムル如ク指導スルコト

176 昭和18年8月 納税団体設立奨励金交付の件

納税団体設立奨励金交付ニ関スル件

昭和一八年八月一〇日 蔵税第三三二二号大蔵省主税局長通牒

戦時下納税団体ノ普及發達ヲ期スル為、今般別紙要綱ニ依リ納税団体設立奨励金ヲ交付スルルコトト相成候ニ付テハ、之方交付方御取計相成度、依命此段通牒候也

追テ、予算配賦ノ都合モ有之候条、本年度^{自四月}間及^{自十月}間ノ新設納税団体ニ対スル本件奨励金予算所要見込額ヲ^{自四月}分^{自九月}分ハ八月末日迄ニ、^{自十月}分^{自十二月}分ハ十月末日迄ニ当局ニ御報告相成度

(別紙)

納税団体設立奨励金交付要綱

- 一 本奨励金ハ納税施設法施行後新ニ設立シタル納税組合、又ハ同法施行後新ニ納税事業ヲ行フニ至リタル町内会部落会ニ対シ、当該事業開始ニ要シタル経費ノ一部ニ充テシムル為、一回限り交付スルモノトス
 - 二 本奨励金ハ、前号ノ納税団体ニ付一納税団体当十五円、及納税団体加入戸数(町内会部落会ニ在リテハ納税事業ノ利用戸数)一戸ニ付十銭ノ割合ニ依リ計算シタル金額トス
 - 三 本奨励金ノ支出手續ハ左記ニ依ルモノトス
- (イ) 納税施設法第二一条ノ規定ニ依ル届出アリタル納税団体ニ付、税務署長又ハ市町村長ヲシテ第一号書式納税団

体設立奨励金交付額報告書ヲ調製セシメ、納税組合ニ付テハ支出官（財務局長トス、以下同シ）ニ、町内会部落会ニ付テハ都庁長官又ハ府県知事ニ提出セシムルコトトスルコト

(ロ) 地方長官ハ市町村長ヨリ町内会部落会ニ対スル納税団体設立奨励金交付額報告書ニ基キ、第一号書式納税団体設立奨励金支出額報告書ヲ調製シ、支出官ニ提出スルコト

(ハ) 支出官ハ税務署長又ハ地方長官ノ提出スル納税団体設立奨励金交付額報告書、又ハ同支出額報告書ニ依リ、納税組合又ハ都庁府県ニ奨励金ヲ交付スルコト

四 都庁府県ニ於テ本奨励金ノ交付ヲ受ケタルトキハ、速ニ之ヲ町内会部落会ニ配分交付スルモノトス

〔様式は省略〕

(平 19 仙台 259)

177 昭和 18 年 12 月 延滞金徴収取扱心得の件

延滞金徴収ニ関シ取扱心得ノ件（明治四四年二月八日 大蔵大臣内訓官房秘第五〇三号）

改正 昭和一八年二月一三日官房秘第二〇六号

財務局 税務署

本年法律第二十七号ヲ以テ国税徴収法改正セラレ、租税滞納者ヨリ延滞金ヲ徴収スルコトナリタルモ、元來延滞金徴収ノ目的ハ納税ノ資力ヲ有スルニ拘ラス、故意ニ其ノ手続ヲ怠リ滞納スルノ弊習ヲ矯正スルニ在ルヲ以テ、租税ノ賦課徴収ニ付テハ苟モ違法不当ノ瑕疵アルヘカラサルハ勿論、延滞金徴収ノ実行ニ当リテハ特ニ苛酷不親切ノ取扱ニ

涉ルカ如キコトナキヲ期シ、左記各号ノ一ニ該当スル者ニ対シテハ、国税徴収法施行規則第十一条ノ二ニ依リ其ノ情状ヲ酌量シテ、延滞金ノ徴収ヲ要セサル義ト心得ヘシ

一 水火災等ノ災害ニ遭遇シ事情已ムヲ得サルモノト認メラルル者

二 賦課ニ関スル不服ノ為メ審査請求又ハ訴願訴訟ノ審理繫属中ニ在ル者

前各号ノ外、延滞金ノ徴収ヲ免除スルノ必要アリト認ムル者ニ付テハ、財務局長ニ於テ内規ヲ定メ本大臣ノ認許ヲ稟クヘシ

明治四十四年十二月官房秘第五百三号大藏大臣内訓（延滞金徴収上情状酌量ニ関スル件）中改正ニ関スル件

（昭和一八年二月一三日 蔵税第二七七七号主税局長通牒）

本日官房秘第二〇六号ヲ以テ標記内訓中改正セラレ、国税徴収上「直前納期不督促ノ者」又ハ「差押着手前任意出頭納付者」ニ対スル延滞金不徴収ノ取扱方廃止セラルルコトト相成候処、右改正ノ趣旨ハ此等ノ者ノ実情ハ必ズシモ滞納ニ付酌量スベキ情状アルモノト認メ難キモノアルノミナラズ、決戦下国民拳ツテ納税報國ニ邁進スベキ今日、殊ニ納税施設法モ施行セラレタル現在ニ於テ、従来ノ如キ寛大ナル取扱ヲ為スコトハ反テ納税成績改善ニ弊害アルモノト認メラレタルニ依ルモノニ有之候条御了知相成度、尚本改正ハ永年ニ亘ル取扱ノ変更ニモ有之候条、之ガ実施ハ左記各項ニ依リ取扱ヒ、本改正ノ目的達成上遺憾ナカラシムル様特ニ御配意相成度、此段及通牒候也

記

一 本改正内訓ハ爾今督促状ヲ發付スルモノニ付之ヲ適用スルコト

二 本改正ノ趣旨ハ稅務署ニ徹底セシムルノ外、納稅者ニ對シテモ當分ノ内督促状余白ニ納稅上ノ注意トシテ延滞

金徴収ノ励行ニ関スル注意事項ヲ印刷、又ハ簡記（此ノ場合ゴム印等ヲ使用スルヲ便利トス）スル等、適美ナル方法ニ依リ予メ之ヲ了知セシメ置ク様取計フコト

（昭53 東京 102）

178 昭和19年3月 皇国税理念調査会設置の件

総秘第一〇〇号

昭和十九年三月七日

松山財務局長印

撫養稅務署長殿

皇国税理念調査会設置ノ件

首題ノ件ニ関シ大蔵省主稅局長ヨリ別紙ノ通知有之候条、御了知置相成度、右及通知候也

蔵稅第三〇七号

昭和十九年二月十六日

大蔵省主稅局長 松隈秀雄

松山財務局長 太田幸作殿

皇国税理念調査会設置ノ件

皇国国体ノ本義ニ基ク租税理念ヲ闡明シ、決戦下愈重要性ヲ加ヘ来リタル租税ニ対スル認識ヲ深カラシムルト共ニ、国民ノ納税精神ノ昂揚ニ資スル為、今般大蔵省ニ租税理念調査会設置セラレ候条、御了知置相成度、別紙調査会設置要綱、調査会規程及調査会名簿添付、此段及通知候也

皇国租税理念調査会設置要綱

- 一 大東亜戦争ノ長期化ニ依リ、租税ノ戦時財政經濟ニ於ケル重要性力愈々累増スルニ伴ヒ、国民一般ノ租税ニ対スル認識ヲ益々深カラシムルト共ニ、国体ノ本義ニ基ク皇国租税理念ヲ闡明シ、以テ旺盛ナル納税奉公ノ精神ヲ国民ノ間ニ醸成スルハ、現下喫緊ノ必要事タルニ鑑ミ、右ノ目的ヲ達成スル為大蔵省ニ皇国租税理念調査会（以下、単ニ調査会ト称ス）ヲ設置スルコト
- 二 調査会ハ大蔵次官ヲ會長トシ、關係各庁高等官及学識経験アル者ヲ委員トシテ組織スルコト
- 三 調査会ハ會長ノ招集ニ依リ會議ヲ開キ、皇国租税理念ノ本義ニ付審議ヲ行ヒ、又ハ之ニ関シ必要ナル各種ノ調査研究ヲ為シ、以テ皇国租税理念ノ闡明ヲ期スルコト
- 四 調査研究ノ為又ハ審議ノ結果取纏ノ為必要アルトキハ、調査会ニ囑託若干名ヲ置キ得ルコト

皇国租税理念調査会規程

- 第一条 皇国租税理念調査会ハ大蔵省ニ之ヲ置キ、国体ノ本義ニ基ク皇国租税理念ノ闡明ニ関スル事項ヲ調査審議ス
 - 第二条 皇国租税理念調査会ハ、會長一人及委員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
 - 第三条 會長ハ大蔵次官ヲ以テ之ヲ充ツ
- 委員ハ關係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第四条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ、会長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 皇国租税理念調査会ニ幹事ヲ置ク、關係各庁高等官ノ中ヨリ会長之ヲ委嘱ス

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六条 皇国租税理念調査会ニ書記ヲ置ク、關係各庁判任官ノ中ヨリ会長之ヲ命ス

書記ハ会長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

皇国租税理念調査会名簿

会長 大蔵次官 谷口恒二

委員 内務省地方局長 新居善太郎、大蔵省総務局長 松田令輔、大蔵省主計局長 植木庚子郎、大蔵省主税局

長 松隈秀雄、文部省総務局長 藤野恵、文部省教学局長 近藤寿治、東京帝国大学教授 杉村章三郎、

同 和辻哲郎、同 久松潜一、同 中村孝也、東京帝国大学助教授 坂本太郎、京都帝国大学教授 牧健

二、同 汐見三郎、同 黒正巖、東京文理科大学教授 肥後和男、神宮皇学館大学長 山田孝雄、教学鍊

成所鍊成官 紀平正美、貴族院議員 黒田英雄、衆議院議員 勝正憲、公立大学長 本庄栄治郎、作田荘

一、土方成美

幹事 内務書記官 沼越正己、同 大野連治、大蔵書記官 池田勇人、大蔵省調査官 野田卯一、大蔵書記官

前田克己、同 福田赳夫、同 大庭次郎、同 平田敬一郎、同 渡辺喜久造、文部省教学官 原元助、同

小沼洋夫

囑託

東京帝国大学助教

難波田春夫、教学錬成所錬成官

志田延義、同

小出孝三、文部省囑託

福尾猛市

郎、史料編纂官補 奥野高広

(平 12 高松 15)

179 昭和19年3月 納税団体の運営指導に関する件

納税団体ノ運営指導ニ関スル件

昭和一九年三月一〇日

蔵税第四九一号主税局長通牒

今次ノ増税ニ依リ国民ノ租税負担ハ著シク増大スルコトナリ、之ガ納税並徴税ヲ容易確実ナラシムル為、納税団体ノ普及促進ハ一段ト其ノ必要性ヲ加ヘ来リタル次第ニ有之候処、之ガ運営ニ付テハ従来ノ経験ニモ顧ミ一層実情ニ即スル方途ヲ講ズル要アリト認メラルルニ付テハ、爾今左記ニ依リ之ガ運営ニ遺憾ナカラシムル様格段ノ御配意相煩度、此段及通牒候也

尚、曩ニ送付シタル納税団体規約中一部改正又ハ追加ノ上別冊送付候条、御了知相成度申添候

記

一 納税団体ノ結成及事業運営ノ方法ニ関スル指導画一的ナルトキハ、却ツテ納税事業ノ円滑ナル実施ニ支障ヲ来シ、延テハ納税団体ノ普及ヲ阻害スル虞アルヲ以テ、此ノ点留意ノ上町内会、部落会ノ納税事業ノ実施及事業運営ノ方法等ニ付テハ、地方的実情、団員ノ意向及納税額等ヲ勘案シ適當ニ決定セシムル様指導スルコト

二 町内会、部落会方納税事業ニ関スル規約又ハ運営ニ於テ、団員ノ租税公課ハ団員各自ガ一定期日迄ニ之ヲ納付シタル上、領收証書ノ呈示等ノ方法ニ依リ納税済ノ旨ヲ町内会、部落会ニ通知シ、未納者ニ対シテハ町内会、部

落会ニ於テ督励ノ上其ノ納否ヲ確認スル等ノ方法ヲ執リ、尚其ノ結果ヲ一定期日迄ニ市区町村長ニ報告スルモノ（一部団員ノ租税公課ノ納付ニ付スル方法ヲ執レルモノヲ含ム）ノ如キハ、納税施設法第一条ニ所謂当該租税公課ノ納付ニ関シ必要ナル事業ヲ行フモノトシテ、爾今之ヲ納税施設法ニ規定スル納税団体トシテ取扱フコト

三 納税団体ニ於ケル納税資金ノ管理其ノ他取纏ノ取扱ニ付、一層適切ナル指導監督ヲ加フルト共ニ、万一其ノ管理セル納税資金又ハ取纏メタル租税公課金ヲ亡失費消セルガ如キ事故發生シタル場合ニ於テハ、市町村ヲシテ国税徴収交付金及府県税徴収取扱費ヲ財源トスル歳出、又ハ市町村税徴収費等ノ中ヨリ之ヲ填補セシムル様指導シ、以テ善良ナル団体ニ直接被害ヲ蒙ラシメザルノ措置ヲ講ゼシムルト共ニ、納税事業ノ利用ニ関スル納税者ノ危懼不安ヲ一掃スルコト

「 納 税 団 体 規 約 (例) 」

何町内会納税事業規約(例) (納税資金蓄積団体分)

第一章 総 則

第一条 本町内会員ハ隣保団結、万民翼賛ノ本旨ニ則リ、相率イテ納税報国ニ邁進スル為、特別ノ事情ナキ限り本規約ノ定ムル所ニ従ヒ租税公課ヲ納付スルモノトス

第二条 前条ノ目的ヲ達成スル為、本町内会ハ納税施設法ニ規定スル納税事業ヲ行フモノトス

第三条 町内会長ハ納税事業ヲ統括シ、本納税団体ヲ代表スルモノトス

第四条 納税事業ニ関スル経理ハ之ヲ町内会ノ他ノ事業、又ハ施設ニ関スル経理ト分別スルモノトス

第二章 納税部及役員

第五条 納税事業ヲ遂行スル為本町内会ニ納税部ヲ設置シ、左ノ役員ヲ置ク

納税部長 一名

委員 若干名

會計 一名

監事 一名

納税部長ハ納税部ニ関スル一切ノ事務ヲ掌ル

委員ハ納税部長ヲ補佐シ納税部ニ関スル事務ヲ掌ル

會計ハ金銭ノ出納ニ関スル事務ヲ処理ス

監事ハ納税部ニ関スル経理ヲ監査ス

第六条 役員ハ町内常会ノ推薦シタル適任者中ヨリ町内会長之ヲ選任シ、其ノ任期ハ何年トス、但シ重任ヲ妨ゲズ

役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄ハ、仍其ノ職務ヲ行フモノトス

又ハ

「第六条 納税部長ハ町内会長、委員ハ隣組長、監事ハ町内会監事ヲ以テ之ニ充テ、會計ハ町内常会ニ於テ推薦シタル適任者中ヨリ町内会長之ヲ選任シ、其ノ任期ハ何年トス、但シ重任ヲ妨ゲズ

役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄ハ、仍其ノ職務ヲ行フモノトス」

第七条 役員ハ名譽職トシ率先垂範スルモノトス

第三章 會議

第八條 納税事業ニ関シ町内常会ニ附議スベキ事項左ノ如シ

一 本規約ノ変更又ハ廃止ニ関スル事項

二 予算決算其ノ他経理ニ関スル重要事項

三 前各号ノ外町内会長ニ於テ必要ト認メタル事項

前項ニ依リ附議シタル事項ニシテ協議整ハザルモノニ付テハ、町内会長ノ統裁ニ依リ之ヲ決スルモノトス

第九條 町内会長ハ納税事業ニ関スル毎年度ノ事業成績概要ヲ町内常会ニ報告スルモノトス

第十條 町内会長必要アリト認ムルトキハ、納税部役員總會又ハ納税事業利用者（以下納税部員ト称ス）ノ總會ヲ開クコトヲ得ルモノトス

第四章 事業

第十一條 納税部員ハ租税公課ノ納付ヲ容易確實ナラシムル為、毎年度ニ於ケル自己及家族ノ納付スベキ一年度間ノ

租税公課ノ額ヲ予定シ、左ノ方法ニ依リ納税資金ヲ積立ツルモノトス

但シ、希望ニ依リ納税資金ノ積立ヲ為サズシテ、納期ノ都度納付スベキ金額ヲ納税部ニ送付スルノ方法ニ依ルコトヲ得ルモノトス

半年掛

租税公課一ケ年分ノ納付予定額ヲ二分シ、前半期分ヲ何月何日、後半期分ヲ何月何日迄ニ積立ツ

四半期掛

租税公課一ケ年分ノ納付予定額ヲ四分シ、第一四半期分ヲ何月何日、第二四半期分ヲ何月何日、第三四半期分ヲ何月何日、第四四半期分ヲ何月何日迄ニ積立ツ

月 掛

租税公課一ケ年分ノ納付予定額ヲ十分シ、毎年四月ヨリ翌年一月ニ至ル迄、各月分ヲ其ノ月何日迄ニ積立ツ

旬 掛

租税公課一ケ年分ノ納付予定額ヲ十分シ、毎年四月ヨリ翌年一月ニ至ル迄、各月上旬分ヲ当月何日、中旬分ヲ当月何日、下旬分ヲ当月何日迄ニ積立ツ、但シ一回ノ掛金何十錢「二円」未滿ナルトキ、又ハ一回ノ掛金ニ何十錢「二円」未滿ノ端数ヲ生ズルトキハ、之ヲ切上ゲ何十錢「円位」トス

週 掛

租税公課一ケ年分ノ納付予定額ヲ十分シ、毎年度ニ於ケル最初ノ週ヨリ四十周二至ル迄、各週分ヲ毎何曜日迄ニ積立ツ、但シ一回ノ掛金何十錢「二円」未滿ナルトキ、又ハ一回ノ掛金ニ何十錢「二円」未滿ノ端数ヲ生ズルトキハ、之ヲ切上ゲ何十錢「二円」トス

日 掛

租税公課一ケ年分ノ納付予定額ヲ三分シ、四月一日ヨリ三百日間毎日分ヲ、其ノ当日又ハ翌日迄ニ積立ツ、但シ一日分ノ掛金何十錢「二円」未滿ナルトキ、又ハ一日分ノ掛金ニ何十錢「二円」未滿ノ端数ヲ生ズルトキハ、之ヲ切上ゲ何十錢「二円」トス

不定時掛

産業組合ヨリ農産物販売代金受領ノ際、其ノ何割相当額ヲ積立ツ

第十二条 納税部員ハ前条ニ依リ積立ツベキ金額ヲ予メ納税部ニ届出ツルモノトス

納税部長ハ必要アリト認ムルトキハ、前項ニ依リ届出ヲ為シタル納税部員ニ対シ積立ツベキ金額ノ増減ニ付協議ス

ルコトアルベシ

第十三条 第十一条ニ依リ納税部員ノ積立ツベキ納税資金ハ、委員之ヲ取纏メ納税部ニ送付スルモノトス

又は

「第十三条、第十二条ニ依リ納税部員ガ納税資金トシテ積立ツベキ農産物販売代金ノ割合ハ、予メ之ヲ何産業組合ニ通知シ置キ、同産業組合ヲシテ直ニ納税準備預金ニ振替セシムルモノトス」

第十四条 納税部員ニシテ第十一条但書ニ規定スル方法ニ依リ租税公課ノ納付ヲ為サントスル者ハ、其ノ旨納税部長ニ届出ヅルモノトス

納税部長ハ必要アリト認ムルトキハ、前項ノ届出ヲ為シタル納税部員ニ対シ納税資金ノ積立方協議スルコトアルベシ

第十五条 納税資金ハ之ヲ町内会長名義（又は各人名義）ヲ以テ何銀行ニ納税準備預金トシテ預入シ置クモノトス

又は

「第十五条納税資金ハ之ヲ町内会長名義（又は各人名義）ヲ以テ何信用組合ニ納税準備預金トシテ預入レ置クモノトス」

「第十五条納税資金ハ之ヲ町内会長名義（又は各人名義）ヲ以テ何郵便局ニ預入シ置クモノトス」

第十六条 納税部員及其ノ家族ニ対スル納税告知書、徴税「伝」令書等（以下令書ト総称ス）ハ納税部ニ於テ一括送付ヲ受クルモノトス

第十七条 納税部ニ於テ令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ、指定納期日迄ニ何銀行ニ令書及納税準備預金通帳ヲ持参シ之ガ納付ヲ委託スルモノトス

又は

「第十七条納税部ニ於テ令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ、指定納期日迄ニ何信用組合ニ令書及納税準備預金通帳ヲ持参シ之ガ納付ヲ委託スルモノトス」

「第十七条納税部ニ於テ令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ、郵便貯金ヲ引出シ指定納期日迄ニ之ヲ納付スルモノトス」

第十八条 第十一条但書ニ依リ納期ノ都度納付スベキ金額ヲ納税部ニ送付スル納税部員ハ、自己及家族ノ租税公課ニ付納税部ヨリ送付スル令書ニ現金ヲ添へ、指定納期前何日迄ニ納税部ニ持参スルモノトス、但シ納税部長ハ時宜ニ依リ委員ヲシテ之ヲ取纏送付セシムルコトアルベシ

前項ニ依リ納税部員ノ持参シタル又ハ委員ノ取纏送付シタル租税公課ハ、納税部ニ於テ指定納期日迄ニ納付スルモノトス

第十九条 納税部長ハ前二条ノ規定ニ依リ納付シタル納税部員及家族ノ租税公課納付状況ヲ、何市町村長ノ定ムル所ニ依リ何市町村ニ報告スルモノトス

第二十条 納税部ニ左ノ帳簿ヲ備へ、各其ノ所要事項ヲ搭載整理スルモノトス

納税部員名簿

役員名簿

納税資金一人別受払台帳

租税公課納付取扱簿

納税部経費出納簿

第二十一条 納税部員ハ帳簿又ハ通帳等ノ閲覽ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス

第五章 会計

第二十二條 納税部ノ事業年度ハ、毎年四月ニ始マリ翌年三月ヲ以テ終了ス

第二十三條 納税部ノ経費ハ補助金、奨励金、交付金、其ノ他ノ収入金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

前項ノ収入金ニシテ経費ニ充テ剰余アルトキハ、町内常会ニ諮リ之ヲ処理スルモノトス、其ノ不足アルトキ亦同ジ

第六章 雑則

第二十四條 本規約ニ定ナキ事項ニ付テハ、町内常会又ハ納税部員總會ニ附議シ之ヲ決定スルモノトス、但シ輕易ナル事項ニ付テハ納税部役員總會ノ議ヲ経テ町内会長之ヲ定ムルコトヲ得ルモノトス

附則

本規約ハ昭和何年何月何日ヨリ之ヲ実施ス

備考

一 本規約例中町内会、町内会長、町内会監事又は町内常会とあるは、部落会納税事業規約に於いては部落会、部落会長、部落会監事又は部落常会とするものとす。

二 町内会、部落会に於て、附随事業として納税施設法施行規則第一条に規定する租税公課以外のもの、例へば水道料等の納付又は納付資金の管理に必要な事業をも併せ行ふ場合は、其の納付資金は納税資金と區別することゝ要す。

三 納税額著しく巨額なる者、他の納税団体に加入せる者、又は個人に於て相当額の納税準備預金を為せる者等にして、本納税事業ヲ利用せざる旨申出ありたる場合には、本規約例第一条の特別の事情あるものとして取扱ふを適當とす。

四 本規約例第十一条の納税資金蓄積方法は、指導上の便宜を図り各種の方法を例示したるものなれば、其の何れに依るべきかは当該町内会又は部落会の事情に応じ適当に定むべきものとす。

何町内会納税事業規約（例）
（納税取纏団体分）

第一章 総則

第一条 本町内会員ハ隣保団結、万民翼賛ノ本旨ニ則リ、相率イテ納税報国ニ邁進スル為、特別ノ事情ナキ限り本規約ノ定ムル所ニ從ヒ租税公課ヲ納付スルモノトス

第二条 前条ノ目的ヲ達成スル為、本町内会ハ納税施設法ニ規定スル納税事業ヲ行フモノトス

第三条 町内会長ハ納税事業ヲ統括シ、本納税団体ヲ代表スルモノトス

第四条 納税事業ニ関スル經理ハ之ヲ町内会ノ他ノ事業、又ハ施設ニ関スル經理ト分別スルモノトス

第二章 納税部及役員

第五条 納税事業ヲ遂行スル為本町内会ニ納税部ヲ設置シ、左ノ役員ヲ置ク

納税部長 一名

委員 若干名

會計 一名

監事 一名

納税部長ハ納税部ニ関スル一切ノ事務ヲ掌ル

委員ハ納税部長ヲ補佐シ納税部ニ関スル事務ヲ掌ル

會計ハ金錢ノ出納ニ關スル事務ヲ処理ス

監事ハ納稅部ニ關スル經理ヲ監査ス

第六條 役員ハ町内会ノ推薦シタル適任者中ヨリ町内会長之ヲ選任シ、其ノ任期ハ何年トス、但シ重任ヲ妨グズ

役員ハ任期滿了後ト雖、後任者ノ就任スル迄ハ、仍其ノ職務ヲ行フモノトス

又は

「第六條納稅部長ハ町内会長、委員ハ隣組長、監事ハ町内会監事ヲ以テ之ニ充テ、會計ハ町内常会ニ於テ推薦シタル適任者中ヨリ町内会長之ヲ選任シ、其ノ任期ハ何年トス、但シ重任ヲ妨グズ

役員ハ任期滿了後ト雖、後任者ノ就任スル迄ハ、仍其ノ職務ヲ行フモノトス」

第七條 役員ハ名譽職トシ率先垂範スルモノトス

第三章 會議

第八條 納稅事業ニ關シ町内常会ニ附議スベキ事項左ノ如シ

一 本規約ノ變更又ハ廢止ニ關スル事項

二 予算決算其ノ他經理ニ關スル重要事項

三 前各号ノ外町内会長ニ於テ必要ト認メタル事項

前項ニ依リ附議シタル事項ニシテ協議整ハザルモノニ付テハ、町内会長ノ統裁ニ依リ之ヲ決スルモノトス

第九條 町内会長ハ納稅事業ニ關スル毎年度ノ事業成績概要ヲ町内常会ニ報告スルモノトス

第十條 町内会長必要アリト認ムルトキハ、納稅部役員總會又ハ納稅事業利用者（以下納稅部員ト稱ス）ノ總會ヲ開

クコトヲ得ルモノトス

第四章 事業

第十一条 納税部員ハ自己及家族ノ租税公課ノ納付ニ支障ナキ様、平素各自ニ於テ適宜必要ナル用意ヲ為シ置クモノトス

第十二条 納税部員及其ノ家族ニ対スル納税告知書、徴税「伝」令書等（以下令書ト総称ス）ハ納税部ニ於テ一括送付ヲ受クルモノトス

第十三条 納税部ニ於テ令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ、各隣組毎ニ区分シ之ニ租税公課取纏表ヲ添付シ委員ニ交付スルモノトス

第十四条 委員ニ於テ令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ、直ニ納税部員ニ配付ノ上指定納期前何日迄ニ、其ノ租税公課ヲ取纏メ、租税公課取纏表ト共ニ納税部ニ送付スルモノトス

第十五条 納税部ニ於テ前条ノ租税公課ノ送付ヲ受ケタルトキハ、指定納期日迄ニ之ヲ納付シ、領收証書ヲ委員ヲ經テ納税部員ニ交付スルモノトス

第十六条 納税部長ハ前条ニ依リ納付シタル団体員及家族ノ租税公課納付状況ヲ、何市町村長ノ定ムル所ニ依リ何市町村ニ報告スルモノトス

第十七条 納税部ニ左ノ帳簿ヲ備ヘ、各其ノ所要事項ヲ登載整理スルモノトス

納税部員名簿

役員名簿

租税公課納付取扱簿

納税部経費出納簿

第十八条 納税部員ハ帳簿ノ閲覽ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス

第五章 会 計

第十九条 納税部ノ事業年度ハ毎年四月ニ始マリ翌年三月ヲ以テ終了ス

第二十条 納税部ノ経費ハ補助金、奨励金、交付金、其ノ他ノ収入金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

前項ノ収入金ニシテ経費ニ充テ剩余アルトキハ、町会常会ニ諮リ之ヲ処理スルモノトス、其ノ不足アルトキ亦同ジ

第六章 雑 則

第二十一条 本規約ニ定ナキ事項ニ付テハ、町内常会又ハ納税部員総会ニ附議シ之ヲ決定スルモノトス、但シ輕易ナル事項ニ付テハ納税部役員総会ノ議ヲ経テ町内会長之ヲ定ムルコトヲ得ルモノトス

附 則

本規約ハ昭和何年何月何日ヨリ之ヲ実施ス

備 考

一 本規約例中町内会、町内会長、町内会監事又は町内常会とあるは、部落会納税規約に於いては部落会、部落会長、部落会監事又は部落常会とするものとす

二 納税事業の附随事業として納税施設法施行規則第一条に規定する租税公課以外のもの、例へば水道料等の納付に必要な事業をも併せ行ふも差支なきものとす

三 納税額著しく巨額なる者、他の納税団体に加入せる者、又は個人に於て相当額の納税準備預金を為せる者等にして、本納税事業を利用せざる旨申出ありたる場合には、本規約例第一条の特別の事情ある者として取扱ふを適當とす

180 昭和19年4月 所得税の納税告知に関する件

所得税ノ納税告知ニ關スル件

昭和一九年四月六日 蔵税第七四七号主税局長通牒

徵稅事務ノ簡素化ヲ図ル為、昭和十九年度以降所得稅ニ付テハ、從來ノ歲入科目(目)ニ於ケル分類所得稅、綜合所得稅ノ区分ヲ廢シ、歲入科目ノ項及目共「所得稅」ニ改メ(昭和十九年四月大藏省訓令第十二号参照)、同一納稅者ニ對スル同一納期ノ所得稅ハ總テ一通ノ納稅告知書ニ依リ之ヲ徵收スルコトト相成候處、時恰モ画期的増稅並ニ少額所得稅ニ付テノ納期改正ヲ見タル際ニ於ケル改正ニモ有之、之方實施ニ當リテハ当分ノ内最初ノ納期ニ於テ發付スル納稅告知書ノ領收証書余白適宜ノ箇所ニ、分類所得稅及綜合所得稅ノ年額並ニ其ノ合計額ヲ摘記スルノ外、欄外余白其ノ他適宜ノ箇所ニ改正納期ニ關スル事項ヲ注意事項トシテ印刷セシムル等親切ナル取扱ヲ為シ、以テ増稅時ニ於ケル本制度ノ實施ニ遺憾ナカラシムル様致度候上、趣旨御了承ノ上市区町村ノ指導ニ付格段ノ御配意相煩度、此段及通牒候也

181 昭和19年4月 市町村吏員等に国税事務嘱託の件

市町村吏員等ニ国税事務嘱託ノ件

昭和一九年四月一八日 蔵税第八六〇号主税局長通牒

稅務行政ノ運営ヲ適正円滑ナラシムルト共ニ、納稅成績ノ改善向上ヲ図ルコトハ現下喫緊ノ要務ニ有之候処、此ノ際地方ノ実情ニ精通シ且指導的地位ニ在ル市区町村吏員等ノ真摯積極ナル協力ヲ得ルコトハ、賦課ノ適実ヲ期シ併セテ國民ノ納稅精神ノ昂揚、納稅団体ノ普及發達等納稅成績ノ改善向上ヲ図ル上ニ於テ、多大ノ効果ヲ齎ラスモノト認めラレ候ニ付テハ、之ガ実現ノ為左記ニ依リ市町村吏員等ニ国税事務ノ一部ヲ嘱託スルノ制度ヲ実施シ、以テ決戦下稅務行政ノ執行ニ遺憾ナキヲ期スルコトト致度、此段及通牒候也

追書省略

記

- 一 本嘱託（以下国税事務嘱託員ト称ス）ハ稅務行政ノ執行ニ付積極的援助協力ヲ為スト共ニ、一般國民ニ対スル納稅精神ノ昂揚、納稅団体普及發達ノ促進等、納稅成績ノ改善向上ヲ図ルコトヲ以テ其ノ任務トスルコト
- 二 国税事務嘱託員ハ市区町村長ノ推薦等ニ基キ、市区町村吏員其ノ他適當ト認ムル者ノ中ヨリ稅務署長之ヲ嘱託スルモノトス、但シ東京都、大阪市、京都市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ於ケル本庁吏員等ヲ嘱託員トスル場合ハ、都長官又ハ市長ノ推薦等ニ基キ財務局長之ヲ嘱託スルコトヲ得ルモノトス
- 三 国税事務嘱託員數ハ大体左ノ標準ニ依ルモノトス

(イ) 東京都(都内ノ市町村ノ区域ヲ除ク)及五大都市

(ロ) 人口二十万以上ノ市(東京都内ノ市ヲ含ム、以下同シ)

一市当 五八

(ハ) 人口二十万未満五万以上ノ市

同 三八

(ニ) 其ノ他ノ市

同 二八

(ホ) 町村(東京都内ノ町村ヲ含ム)

一町村当 一八

四 国税事務嘱託員ニハ手当ヲ支給セズ、但シ財務局長ハ嘱託員ノ勤務ノ状況成績等ヲ勘案シ、左ノ範圍内ニ於テ嘱託金ヲ支給スルコトヲ得ルモノトス

(イ) 市区吏員又ハ之ニ準ズルモノ

一八年額 百円以内

(ロ) 町吏員又ハ之ニ準ズル者

同 百円以内

(ハ) 村吏員又ハ之ニ準ズル者

同 五十円以内

五 財務局長ハ本制度ニ関シ内規ヲ定メ主税局長ニ報告スルモノトス

182 昭和19年5月 納期の末日が日曜日の取り扱い

経徴第一九五号

昭和十九年五月六日

東京財務局長印

税務署長殿

国税ノ納期末日ガ日曜日ニ相当スル場合ニ関スル件

国税ノ納期末日又ハ市町村ノ送付期限ガ休暇日タル日曜日ニ相当スル場合ハ、従来期限繰下ノ取扱ヲ為シ来リ候処、去ル三月六日閣令第十号ヲ以テ、大東亜戦争中各官庁ハ日曜日ト雖モ開庁スルコトニ改正ヲ見タルニ依リ、納税又ハ送納上ニ別段支障無之モノト認メラレ候ニ付テハ、爾今繰下ノ取扱ヲ為サザル義ト了知相成度、尚納税者、市町村、徴収補助団体等ニ対シ行違ヲ生ゼシメザル様、日曜日ニ期限ガ該当スル場合アルトキハ、事前ニ注意方配意相成度右及通牒候也

(昭 56 東京 2102)

183 昭和19年5月 庶務課官吏の隣接税務署兼務規程

訓令第八号

經理部

秘書掛

税務署

庶務課官吏ノ隣接税務署兼務規程、左ノ通定ム

昭和十九年五月九日

東京財務局長 池田勇人印

庶務課官吏ノ隣接税務署兼務規程

第一条 東京都区内税務署在勤ヲ命セラレタル庶務課官吏ハ、別ニ辞令ヲ用ヒズシテ本属税務署以外ノ東京都区内各税務署ノ兼務ヲ命ゼラレタルモノトス

横浜市内税務署相互間ニ付テモ亦同ジ

第二条 前条ニ依リ兼務ヲ命ゼラレタル者ハ、兼務地稅務署所轄内ニ於テ滞納処分ニ従事スルコトヲ得

第三条 東京都区内又ハ横浜市内各税務署長ハ、第一条ニ依リ兼務ヲ命ゼラレタル庶務課官吏ノ兼務地稅務署長ニ滞納処分ノ引継ヲ為スニ際シ、必要アルトキハ所属庶務課官吏ニ対シ其ノ地ヲ指定シテ出張命令ヲ為シ、其ノ氏名ヲ兼務地稅務署長ニ通報スルモノトス

第四条 前条ニ依ル兼務者ノ滞納処分ノ命令ハ、兼務地稅務署長ヨリ本屬稅務署長ニ之ヲ委嘱スルモノトス

第五条 本屬稅務署長ハ前条ノ依嘱ニ基キ、所屬庶務課官吏ニ対シ其ノ兼務署名ヲ明記シタル國稅滞納者財産差押証票ヲ交付スルモノトス

第六条 兼務者第三条ニ依リ兼務地稅務署所轄内ニ於テ滞納処分ニ従事シタルトキハ、左ニ依リ之ヲ処理スベシ

一 財産ノ差押ヲ為シタルトキハ当日兼務地稅務署長ニ滞納処分一件書類ヲ添へ、其ノ事蹟ヲ復命スベシ

二 現金收入ノ取扱ヲ為ストキハ、本屬稅務署分任收入官吏ノ資格ニ於テ之ヲ取扱フベシ

三 所在財産調査ニ関スルノミノ事蹟ハ、本屬稅務署ノ滞納処分一件書類ニ記載シ、本屬稅務署長ニ復命スルコトヲ得

第七条 前条第一項第二号及第三号ニ該当スル場合ニ於テハ、相互稅務署間ニ於ケル滞納処分引繼引受ニ関スル事務処理ヲ省略スルコトヲ得

第八条 兼務地出張ニ対スル滞納処分旅費ハ、給与規程第八条ノ二ニ依リ本屬稅務署ニ於テ之ヲ請求スベシ

(昭52 東京 111)

184 昭和19年5月 國稅事務嘱託員嘱託内規

訓令第三二号

稅務署長

稅務署國稅事務嘱託員嘱託内規、左ノ通定ム

昭和十九年五月十六日

仙台財務局長 坂口芳久

国税事務嘱託員嘱託内規

第一条 税務署長ハ税務行政ノ運営ヲ適正円滑ナラシムルト共ニ、納税成績ノ改善向上ニ資スル為、地方ノ実情ニ精通シ、且指導的地位ニ在ル市町村吏員等ヲ国税事務嘱託員（以下、嘱託員ト称ス）トシテ嘱託スルコトヲ得

第二条 前条ニ依リ嘱託員ヲ嘱託セントスル場合ハ、市町村長ノ推薦ニ基キ市町村吏員其ノ他適當ト認ムル者ノ中ヨリ之ヲ委嘱スルモノトス、但シ市町村吏員以外ノ者ヲ委嘱セントスルトキハ、財務局長ニ稟議ノ上決行スルモノトス

都合ニ依リ解職セントスル場合ハ市長村長ト連絡ヲ図ルモノトス

第三条 税務署長ハ嘱託員名簿ヲ設ケ任免ノ事蹟ヲ明カナラシムルト共ニ、嘱託員ニ対シテハ第一号様式ニ依ル辞令ヲ交付スルモノトス

第四条 嘱託員ノ定員數ハ左ノ標準ニ依ルモノトス

- (イ) 人口二十万以上ノ市 五人
- (ロ) 人口二十万未満五万以上ノ市 三人
- (ハ) 其ノ他ノ市 二人
- (ニ) 町 村 一人

但シ、右ニ依リ難キ事情アル場合ハ財務局長ニ稟議ノ上増員スルコトヲ得

第五条 嘱託員ハ税務行政ノ執行ニ付積極的援助協力ヲ為スト共ニ、一般国民ニ対スル納税精神ノ昂揚、納税団体ノ

普及及發達ノ促進等、納税成績ノ改善向上ヲ図ルコトヲ以テ其ノ任務トセシムヘキモノナルヲ以テ、依囑ニ當リテハ左記囑託事項ヲ明示シ趣旨ノ徹底ヲ図ルモノトス

国税事務囑託員囑託事項

- 一 国民ノ納税精神ノ昂揚、納税団体ノ普及及發達ヲ図リ、納税体制ノ確立整備ニ努ムルコト
 - 二 国税ニ関スル申告申請ニ関連スル事項ノ周知徹底ニ努ムルコト
 - 三 各種課税資料ノ蒐集、課税物件及納税者ノ異動、並盛衰情況調査答申ニ関スルコト
 - 四 前各号以外稅務署長ニ於テ必要ト認メ指示シタル事項ニ関スルコト
- 第六條 稅務署長ハ囑託員ニ對シ常時連絡協調ヲ図リ趣旨ノ徹底ニ努ムルモノトス
- 第七條 稅務署長ハ囑託員ノ勤務狀況並ニ成績等ヲ調査勸案シ、別ニ定ムル範圍ニ依リ囑託謝金ノ支給額報告書ヲ、毎年十一月末日限り本局ニ提出スルモノトス（様式ハ經費事務規程所定）
- 第八條 稅務署長ハ囑託員ニ對シ事務ノ連絡協調ヲ図ル為、施設シタル事項並ニ優良囑託員ノ事蹟ニ付テハ遲滞ナク本局ニ通報スルモノトス

(平 19 仙台 259)

185 昭和19年5月 所得税等の徴収対策

「昭和十九年五月稅務署長打合會議

協 議 事 項 (徴収關係)

仙台財務局

協議指示事項

一 所得税等(七月納期)ノ徴収対策ニ關スル件

所得税第一期分ノ徴収上ニ付テハ、例年ノ狀況ヨリ見ルニ種々支障多ク、為メニ尠ナカラザル困難ヲ感シ来タリシ
実情ナリシガ、本年度ニ於テハ未曾有ノ増稅実施セラレ、著シク負担ノ増高ヲ来タシタルノミナラズ、新興所得階
層ニ於テ新規納稅者多数ヲ生スベク、此等納稅者中ニハ稅法ニ通曉セザル者多数ヲ占ムルモノト認メラルルニ付、
施行直後ニ於ケル初納期タル七月ニアリテハ、徴稅上実ニ容易ナラザルモノアルベシト思料セラルル所ナルヲ以テ、
左記要項ニ依ルノ外各署ニ於テハ其ノ実情ニ即応シ夫々適切ナル施策ヲ講ジ、苟モ従来ノ納稅成績ヲ失墜スルガ如
キコトナキ様充分配意セラレ度シ

尚、七月納期タル家屋稅ニ付テモ改正ノ趣旨普及ニ努メ、徴収上遺憾ナキヲ期スルコト

(二) 賦課、徴収ノ關係ハ特ニ緊密ナル連繫ヲ図ラシメ、納稅督勵ニ付テモ必要ニ応ジ直稅課員ヲシテ賦課ニ關ス
ル説明的督勵ヲ行ハシムルコト

(三) 市町村財務協議會並ニ國稅事務囑託員等ニ對シテハ、七月納期ノ重要性ニ鑑ミ特ニ緊密ナル連絡協調ヲ図ル

コト

(三) 市部ニアリテハ納期中適當ノ機会ヲ捉へ、特ニ町内会長又ハ納税部長等ト連絡ヲ図ラシメ督励ニ協力セシムルコト

(四) 市町村長、地方事務所長ニ対シ徵税協力方ニ付局長名ヲ以テ依頼状發送ノ見込ナルヲ以テ、六月二十日現在ニ於ケル右氏名ヲ調査シ、六月末日迄二局ニ到達スル様報告スルコト

二 納税団体拡充強化並ニ徵收補助団体普及ニ関スル件

昨春納税施設法制定実施以來、納税団体ノ設立普及ニ関シテハ格段ノ配意ニ依リ極メテ順調ナル進捗ヲ示シツツアル所ナルモ、組織内容ニ付テハ未ダ充分ト認め難キ向多シ、殊ニ前述ノ如ク増税実施ニ依リ負担ノ増嵩ト新規納税者ノ激増等徵收上種々困難ヲ予想セサル所ナルガ、納税団体ノ組織内容ニツキ整備強化ヲ図ラシメ、徵税並ニ納税ヲ容易且確實ナラシムルコトハ最モ適切ナル施設ト認めラルルヲ以テ、納税団体ノ拡充強化ニ更ニ一段ノ努力ヲ払ハレ度シ、又過般物品税、遊興飲食税等ノ徵收補助団体ニ対シテハ法制上一括納付ノ制度ヲ認め、徵税事務ノ簡易化ヲ図ルコトトナリタルヲ以テ、本団体ノ設立普及ヲ図ルハ右趣旨ニ副フコトナルノミナラズ、納税成績改善上ニモ効果大ナルベシト認めラルルヲ以テ、之ガ設立勸奨ニ努メラレ度

(平 14 仙台 15)

186 昭和19年7月 納税告知の特例に関する件

経徴第三六五号

昭和十九年七月四日

東京財務局長印

稅務署長殿

納稅告知ノ特例ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ別紙ノ通主稅局長ヨリ通牒有之候條、右趣旨ニ依ルノ外左記各項ニ依リ取扱相成度
右及通牒候也

記

- 一 本取扱ヲ為サントスル場合ハ、当該納稅団体ニ諒解セシメ、行違ヒ無キヲ期セシムルコト
 - 二 本取扱ニ依ル場合ノ納期日ハ可成法定納期日ノ五日以前ヲ指定シ、以テ未納者ニ對スル納稅告知書ノ發付ニ支障無キヲ期セシムルコト
 - 三 徵收狀況報告書ニ左ノ事項ヲ記載報告スルノ外、本件實施ニ關シ參考トナルベキ事項ハ、其ノ時々本局ニ報告スルコト
- 1 本特例實施ノ市町村數、納稅団体數、団体員數並ニ成績概況

藏稅第一三六七号

昭和十九年六月十四日

大藏省主稅局長 田中 豊 印

東京財務局長 池田勇人殿

近時農村等ニ於テ農産物代金等ヲ一応全部農業会又ハ産業組合ニ貯金セシムル等ノ措置ヲ採リ居ル向ニアリテハ、村民ニ対スル納税ノ告知ハ合計額ヲ記載シタル一通ノ納税告知書ニ依ルコトヲ希望スルモノモ有之様聞及候処、斯ル希望ノ向ニ付テハ時局下事務簡素化ヲ図リ且用紙節約ノ必要アル点ニモ顧ミ、特ニ弊害ナキモノニ限り便宜左記各項ニ依リ之ガ取扱ヲ容認シテ可然ト存候条、御了知ノ上宜敷御指導相成度、此段及通牒候也

追テ、本件実施ニ関シ参考トナルベキ事項ニ付テハ、当分ノ内時々御報告相成度申添候

記

- 一 本取扱ハ農業会又ハ産業組合ヲシテ納税団体ノ事務ヲ代行セシメツアル当該納税団体、又ハ此等指定金融機関ニ納税準備預金ヲ為セル納税団体ノ団体員ノ租税公課ニシテ、本取扱ヲ為スモ滞納者發生ノ虞ナシト認ムルモノニ限り之ヲ実施スルコト
- 二 本取扱ハ便宜ノ措置ナルヲ以テ、万一納期限迄ニ未納ノ者アル場合ニ於テハ、直ニ該納税者ニ宛テ正規ノ納税告知書ヲ發付セシムルコトトスルコト
- 三 本取扱ニ依ル納税告知書ノ宛先ハ、何納税団体代表者何某外何人トシ、各人毎ノ税額ヲ記載シタル内訳書ヲ別紙トシテ添付セシムルコト

(昭56 東京 2102)

187 昭和19年7月 納税督励施行方に関する件

経徴第四七四号

昭和十九年七月二十四日

東京財務局長印

稅務署長殿

納稅督勵施行方ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ、今般別紙ノ通京浜間各署長ニ通牒致シ候条、參考ニ資セラレ度

右及通牒候也

經徵第四七三号

昭和十九年七月二十四日

東京財務局長

稅務署長殿

納稅督勵施行ニ關スル件

市町村徵收ニ係ル定期國稅ノ納稅督勵ニ付テハ、別ニ定メアルモノノ外別紙施行要綱ノ趣旨ニ依リ、市区、納稅団體ト緊密ナル連繫ヲ保持シ、以テ施行上遺憾ナキヲ期スルト共ニ、這般ノ滯納特別整理ノ成果ヲシテ益々意義アラシムベク、滯納發生防止ニ充分配意相成度
右及通牒候也

納稅督勵施行要綱

一 納稅者個別的実地督勵ノ廢止ト納稅団體ノ督勵ニ關スル件

徵稅ノ決戰態勢確立ト納稅団體普及ノ現況ニ鑑ミ、町内會納稅部ヲシテ其ノ機能ヲ發揮セシムル為、原則トシテ

納税者ニ対スル個別的実地督励ヲ行ハズ、之ニ代ヘ督励ノ対象ヲ町内会納税部トスルコト

督励事務ハ翌月十日ヲ以テ完了スルコトトシ、市区ト充分協議ノ上成績低下ヲ招来スルガ如キコトナキヲ期スルコト

二 町内会納税部ニ対スル督励ノ方途ニ関スル件

(一) 町内会納税部ヲ督励ノ対象タラシムル為ニハ、管轄市区内ノ町内会納税部ノ所在地、電話番号、納税部長及事務担当者等必要事項ヲ市区役所ニ付調査シ置クコト

(二) 町内会納税部ヲ積極的ニ利用善導シ、以テ徴税上ノ諸施設ヲ講セシムルコト、例ヘバ納期厳守ノ注意事項ヲ町内会掲示板ニ掲示セシメ、又ハ隣組回覧板等ニヨリ之ヲ為サシムルガ如シ

(三) 法定納期内ノ措置

署員又ハ市区吏員ヲ町内会納税部ニ派シ、所属団体会員ノ左記事項ヲ調査セシメ、夫々之ガ措置ヲ講ズルコト、但シ既ニ市区役所ニ対シ納付済通知アリタル町内会納税部ニ対シテハ、此ノ限りニ在ラズ

記

(イ) 転居者其ノ他ノ事故者ノ処理

町内会納税部ニ於ケル納税告知書処理ノ状況ヲ質シ、其ノ適否ヲ調査スルト共ニ、要スレバ主務課ニ之ガ転出又ハ訂正取消等ノ処理ヲ交渉スルコト、転居者ニ対シテハ直ニ納税注意書ヲ発付スルト共ニ、納税地変更ノ届出ヲ為サシムルコト

(ロ) 納否調査

1 既納付ノモノハ其ノ月日、納付場所、納付件数及金額等ヲ調査シ、市区収納簿トノ対查ニ資スルコト

2 町内会納税部ニ於テ税金取纏済又ハ納税資金アルモ未納付ノモノニ在リテハ、其ノ理由ヲ質シテ即納方ヲ促シ、之ガ納付ノ予定日、納付場所、納付件数及金額ヲ質シ置クコト

3 納税ニ付町内会納税部ヲ經由セザル団体員未納者ニ対シテハ、之ガ急速納付方ヲ促サシムルト共ニ、其ノ氏名ヲ調査シ置クコト

(四) 法定納期経過後ノ措置

(イ) 市区収納簿ニ付未納者ヲ其ノ所属町内会納税部毎ニ書抜き、曩ノ調査ト対照シテ更ニ町内会納税部ニ就キ其ノ納否ヲ確メ、現住未納者ニ対シテハ更ニ嚴重納付方ヲ促サシムルコト

(ロ) 納税部ノ設置アル町内会内ノ未加入未納者ニ就テモ、前項同様収納簿ヨリ書抜き、町内会納税部ヲシテ之ガ納付督励方ヲ協力セシムルコト

其ノ必要アル場合ハ個別的実地督励ヲ施行スルコト

三 納税団体未設置地域内ノ未納者ニ対スル措置ニ関スル件

(一) 町内会長及指導者層ヲシテ、可成地域内未納者ニ対シ督励ヲ為サシムル様指導スルニ努ムルコト (以テ納税部設置ノ機運醸成ニ資ス)

之ト併行シテ必要ト認ムル地域内ノ未納者ニ対シテハ、個別的実地督励ヲ施行スルコト

(二) 回覧板又ハ町内会掲示板等ヲ利用シテ納付ヲ促ス様、市区及町内会ト連絡ヲ採ルコト

(三) 納税団体ノ設立ニ付テハ、凡ユル機会ヲ利用シテ之ヲ促進セシムル様善導ニ努ムルコト

四 決定通知書又ハ納税告知書送達未済ノモノノ処理ニ関スル件

客月二十六日経徴第三一七号「本年分所得税徴収上ノ措置ニ関スル件」通牒趣旨ニ依リ処理ノ適正ヲ期スルコト

五 賦課ニ関スル異動処理ニ関スル件

賦課ニ関スル異動処理ノ適否ハ納税思想上將又納税成績上影響スル処至大ナルヲ以テ、市区署間及直税庶務課間ノ連絡ヲ緊密ニシ、之方処理ノ迅速方ニ付テハ特ニ意ヲ用ヒ、処理遅延ニ因リ滞納ノ發生スルガ如キコトナキヲ期スルコト

六 督促状ノ發付ニ関スル件

(一) 未納者ニ対スル督促状ハ納否確認ノ上之ヲ發付スルコトトシ、之方發付ノ時期ハ翌月十日(指定期限十二日)トスルコト

(二) 町内会納税部所属団体員ニ対スル督促状ノ發付ニ当リテハ、市区役所ハ勿論町内会納税部ニ付特ニ納否ヲ念查スルコト、要スレバ町内会納税部ヨリ未納者報告ヲ徴スル等万全ヲ期シ、苟モ納付済ノ者ニ対シテ之ヲ發付シ、以テ納税団体ノ發達ヲ阻害スルカ如キコトナキヲ期スルコト

(三) 督促状ヲ發シタルトキハ總テ所定ノ手数料延滞金ヲ徴收スルコト

七 送納及滞納報告ノ遅延防止ニ関スル件

(一) 収納セル国税金ニシテ現実国庫ヘノ送納遅延セルニ於テハ、之ニ因リ国家財政上ニ齎ス影響大ナルヲ以テ、カカルコトナク督促有終ノ美ヲ成サシムルニ遺憾ナキヲ期スルコト

(二) 爾後ノ滞納処分ノ迅速ヲ期スル為、市区ヨリノ滞納報告ハ翌月十二日迄ニ之ヲ徴スルコト、要スレバ署員モ之方報告書調製ニ市区ニ協力スルコト

(三) 滞納報告ニハ努メテ徴收上ノ参考トナルベキ事項ヲ記載セシムルコト

188 昭和19年8月 京浜間庶務課長會議指示事項

経徴第五七四号

昭和十九年八月三十日

東京財務局印

稅務署長殿

庶務課長會議指示事項ニ関スル件

本年度所得稅第一期及家屋稅ノ納稅成績ニ鑑ミ、今後ニ於ケル徵收対策等ニ関シ本月二十五日京浜間各署庶務課長會議ヲ開催シ、別紙ノ通指示致置候ニ付テハ、右趣旨ニ依リ滯納整理ノ速進ニ將又納稅団体ノ整備拡充ニ、向後一段ノ努力相成度
右及通牒候也

京浜間各署庶務課長會議指示事項

昭和十九年八月二十五日

東京財務局

一 納稅督勵施行要綱

本年七月二十四日経徴第四七三号「納稅督勵施行ニ関スル件」通牒ノ趣旨ニ依リ処理ノ徹底ヲ期スルコト

二 租税収入歩合速報ニ関スル件

(一) 各市区間ノ収入歩合ヲ比較対照シ施設計画ノ参考ニ資スル為、速報ヲ東京都区内、横浜市内各署及川崎署ニ於テ実施スルコト

(二) 市区徴収ニ係ル左記税目ノ法定納期分ニ限ルモノトス

所得税 個人臨時利得税 個人営業税

地租 (田租、田以外) 家屋税

(三) 本局ニ対シ左記区分ニ依ル当該納期並ニ前年同期収入歩合 (人員) ヲ各市区別ニ、各其ノ翌日午前中迄ニ電話 (東京都区内各署ハ当日ノ交換便) ニ依リ通報スルコト

但シ、法定納期日分ニ限り別紙第一号様式ノ報告ヲ為スコト

(イ) 法定納期限ノ現在

法定納期限カ休暇ナルトキハ、其ノ翌日現在

(ロ) 翌月五日現在ヨリ督促終了迄毎日

五日カ休暇ナルトキハ六日現在ヨリトス

三 納税団体整備拡充ニ関スル件

納税団体ノ整備拡充ハ現下徴税確保ノ見地ヨリ真ニ緊要ニシテ、各署ハ市区ト緊密ナル連繫ヲ保チ適切ナル施設計画ノ下ニ之カ推進ヲ加ヘラレツツアリト思料セラルルモ、更ニ左記事項留意ノ上向後一段ノ努力ヲ傾注セラレ度シ

(一) 納税団体ニシテ未タ本来ノ機能ヲ發揮セスト認メララルルモノニ対シテハ、之カ運営ニ付市区ト協力シ指導ニ

努ムルコト、殊ニ納否關係明確ヲ欠ク向ノモノニ對シテハ、別紙第二号様式ノ納税告知書一覽表ヲ町内會納税部ニ配付シ置キ、以テ納否關係ヲ明確ナラシムル様指導シ、且協力ヲ求ムルコト(營業稅第一期分ニ付テハ已ニ告知書發付済ノ筈ニ付、直ニ人名表ノミヲ作成交付スルコト)

(二) 納税団体未設置ノ町會ニ對シテハ、前項ニ依リ一覽表ヲ提示シテ成べく協力方ヲ懇談シ、納税団体結成ノ機運ヲ醸成スルコト

(三) 納税団体ニシテ法定納期經過後相當日時ニ亘リ依然トシテ納人ヨリ税金ノ取纏ヲ行フ向アリ、如斯ハ納税団体ノ使命ヲ没却セルモノニ付、爾今必ス法定納期內ニ納付セシムル様指導スルコト

(四) 本年度納税団体普及見込ニ付テハ、別途配付ノ「昭和十九年度納税団体普及目標調」ヲ参照シ、自他ノ普及見込ヲ比較シテ目標突破ニ努ムルコト

四 滞納整理促進ニ關スル件

滞納整理促進方ニ關シテハ銳意努力中トハ認メラルルモ、本年度所得稅第一期及家屋稅ノ納税成績ニ徴スレハ、今後ノ整理ハ寔ニ容易ナラサルモノアリト思料ス、各署ハ向後納稅督勵ニ付テハ町會(納税団体)ヲ對象トシ、主トシテ課長並ニ男子雇員及女子職員之ニ當リ、庶務課男子判任官ハ特殊ノ事由ナキ限り(要スレハ署長ニ於テ事務差練ノ上他課ヨリモ応援セシムル等機宜ノ措置ヲ講シ極力滞納整理ニ當ラシメ、以テ之ヲ整理ノ促進ト未処理事件數ノ低減ヲ図ルコト

五 徵收補助団体ノ納税成績改善指導方ノ件

本年度第一期分物品稅外三稅徵收狀況報告書ニ依レハ、徵收補助団体ニシテ滞納ヲ出セル向アリテ甚々遺憾トスル所ナリ、今後左ノ事項ニ留意シ當該団体ノ指導徹底ヲ期シ、以テ納税成績ノ昂上ヲ図ルコト

(イ) 徴収補助団体ニ於テ、通知シタル払込期日内ニ払込ヲ了セサル団体員アル場合ハ稅務署ニ申出ヲ為サシメ、取纏ヲ為シタル範圍ノ納付書ヲ交付ノ上納稅セシメ（爾後法定納期內ニ取纏メタルモノ亦同シ）、以テ当該団体ノ全面的滞納ノ絶無ヲ期スルコト

(ロ) 前号ノ期日ニ払込ヲ了セサル団体員ニシテ、法定納期內ニ完納トナラサルモノハ、代表者ヨリ所定ノ滞納報告ヲ提出セシメ、速ニ督促状ヲ發付スルコト

(ハ) 徴収補助団体ニシテ法定納期內ニ納付無キモノ、又ハ滞納報告ノ提出無キモノアルトキハ、主務課ト連絡帳簿等ノ検査ニ依リ取纏メタル税金ヲ納付セシメ、又ハ滞納報告ヲ提出セシムル等ノ措置ヲ講スルコト

(ニ) 滞納者ヲ出セル当該団体ニ対シテハ、役員ニ納稅成績改善方指導スルト共ニ、当該滞納者ニ対シテハ嚴重戒告ヲ加フルハ勿論、速ニ滞納処分ニ移行スル措置ヲ講スルコト

(ホ) 徴収補助団体ノ代表者カ団体員ニ対シ、其ノ納付スヘキ稅額並ニ之ヲ徴収補助団体ニ払込ムヘキ期日及場所等、所定ノ通知履踐方ニ遺漏ナキヲ期セシムルコト

六 徴収狀況報告書附表滞納事由別調ニ関スル件

本年度所得稅第一期及家屋稅ノ滞納事由別調ニ関シ、本省ヨリ特ニ照會ノ次第モアリタルニ付、左ノ事項ヲ本月末日迄ニ報告スルコト

(イ) 事由別調書（8）納稅者ノ事故ニ因ルモノノ内「廢業又ハ家屋取毀ニ因ルモノ」ノ員數

(ロ) 同各事由中「納稅告知書ノ公示送達ニ係ルモノ」ノ員數

〔様式は省略〕

189 昭和19年9月 督促状発付に付注意

昭和十九年九月二十九日

東京財務局 経理部長[㊟]

税務署長殿

督促状発付ニ関シ、東京都区内ノ各税務署長ニ対シ本日別紙ノ通り通牒相成候処、各署ニ於テモ将来ノ取扱上方遺漏ナキヲ期セラレ度候也

経徴第六七一号

昭和十九年九月二十九日

東京財務局長 池田勇人

税務署長 殿

督促状発付ニ際シ納税済否念査方ノ件

標記ノ件ニ関シテハ、従来会議ノ節又ハ通牒ニ依リ屢々注意ヲ喚起シ来リタル処、更ニ本年所得税第一期並家屋税納期ニ方リ、七月二十八日附経徴第四七三号納税督促執行ニ関スル件通牒中、「六、督促状発付方ニ付」、必ラズ之レカ納否ヲ確認ノ上発付スルコトニ示達シ置キタルニモ拘ラズ、尚東京都内ノ一部ニハ往々ニシテ督促状ノ行違ヒアリ、甚シキハ一町会全部ノ納税済者ニ対シ督促状ヲ発付セシ事実アリタルハ、洵ニ遺憾トスル次第ニ有之、郵便局收納通

知書等延着甚シキ結果焦慮ニカラレ、一面又従事員不足乃至不馴ニ因リテ、如此錯誤ヲ敢テ惹起スルニ至リシコトトハ察知シ得ラルルトコロナルモ、苟モ本局ノ指示通牒事項ヲ輕視シ慎重ヲ期セザリシ結果ニ外ナク、当該署長ハ勿論直接事務担任者タル庶務課長トシテ、部下ニ対スル指導監督不行届ノ責メ自ラ免レズ、コノ際自省ヲ深ムルノ要可有之ト存候

今回本件ニ関シ主税局長ヨリ別紙ノ通り通牒ノ次第モ有之候ニ付テハ、各署長ハヨク熟読再誦部下ノ監督ヲ嚴ニシ、爾今ハ必ラズ適切ナル方法ニ依リテ納税ノ済否ヲ確認シタル上督促状ヲ發付シ、些ノ不都合ヲモ絶対ニ繰返サザル様充分留意相成度、尙左記事項ハ併テ注意実行ヲ期セラルル様致度
右及通牒候也

記

- 一 督促狀發付ニ当リ署長ハ全部之ヲ檢閲シ不備欠点ナキヲ確ムルコト
- 二 納税告知書發付遅延ノ向キ多キハ遺憾ナリ、将来必ラズ其ノ月十五日以前ニ發付スル様、署長ハ予メ区当局ト懇談指導スルコト
- 三 管内知名者及大納税者中直前納期ニ滞納セザル者ニハ、電話ニ依リテ行違ヒナキヤ一応注意ヲ促ス等善処スルコト

藏稅第二四五六号

昭和十九年九月二十一日

大藏省主税局長 田中 豊 印

東京財務局長 池田勇人殿

督促状発付ニ際シ納税済否念査方ノ件

標記ノ件ニ関シテハ從來ヨリ篤ト御配意相成居ルコトトハ被存候得共、東京都内各税務署ノ之ニ対スル注意ハ尚十分ナラザルモノノ如ク、都内納税者等ヨリ納期限内納税済ナルニ拘ラズ督促状ヲ受ケタリトスル非難、並ニ之ニ関スル陳情等ノ今ニ跡ヲ絶タザルハ洵ニ遺憾トスル所ニ有之候、殊ニ去ル七月納期ノ所得税及家屋税ニ付テハ、町内会、部落会等納税団体ニ於テ納期限内ニ団体員ノ租税ヲ完納セルニ拘ラズ、団体ニヨリテハ団体員ノ大部分ニ督促状ヲ發付セラレ、為ニ町会事務所、納税部総代、其ノ他ノ役員ハ多数ノ団体員ヨリ、延イテ税務署ハ町会長又ハ町会納税部役員ヨリ各嚴重ナル抗議ヲ受ケ、結局税務署長ノ陳謝釈明ヲ町内会員ニ回覽シテ事件ヲ解決シタル事例アリ、又發付シタル督促状ニシテ指定納期限及發付年月日ヲ記載セズ、或ハ滯納金額ヲ算用數子ヲ以テ認メ、且書キ方極メテ粗雜ニシテ容易ニ判読シ得ザル等ノ事例モ相当數アリタル由、如斯ハ税務官庁ノ威信ヲ失墜シ納税思想ノ昂揚ヲ阻害シ、納税団体ノ普及發達ニ悪影響ヲ及ボスコト尠カラズ、之ヲ徹底的改善ハ帝都ニ於ケル税務行政上ノ急務ト被認申候条、爾今局署一致シテ之ヲ改善ニ努メ、此種事故ノ絶滅ニ付特段ノ御配意相成様致度、此段及通牒候也

追テ、陳情書類写等為参考別紙及送付候

一 当町会ニ於テ取扱ヒタル七月納期家屋税ハ一四九通、内八通ハ小切手ニテ〇〇銀行ニ、他ノ一四一通ハ〇〇郵便局ニ納付シ、滯納者一通モナシ

二 小切手ニテ納付シタル分ハ督促状ハ發付セラレズ、郵便局ニ納付シタル分ニ対シテハ殆下全部督促状ヲ發付セラレタルモノノ如シ（全部ハ調査セザルモ）

三 督促状到着ト同時ニ町会事務所及納税部総代、或ハ幹事等ノ家宅ニ来リ抗議シタル者十四名アリタリ

四 某ニ対スル督促状ニハ發送年月日及納期日ナシ、如斯公文書ノ価値ナキモノモ多数アリ

五 町会長（納税部総代）ハ直ニ〇〇区稅務課長ニ抗議シタルニ、只管謝シタリ

六 八月二十二日〇〇区町会長協議會ニハ〇〇稅務署長モ列席シ、各町会長ハ「過去再度此ノ種督促状發付セラレタルニ付、其ノ都度注意スルモ未ダ改善セラレズ」ト稱シ抗議シ、稅務署長ハ只管謝シタリ

七 町会ハ納稅者ニ対シ不安ヲ除去スルタメ、別紙〇〇稅務署長ノ申訳書及再度此ノ種督促状ヲ發付セシメザル方法ヲ講ジタル顛末ヲ印刷回覽シタリ

八 希望

1 納稅告知書ノ受領証ヲ可及的早ク貯金局当局ヨリ区役所ニ回送スルコト

2 督促状ノ發付期日ヲ延長スルコト

3 稅務署長ハ納稅ニ付常ニ町会ニ連絡スルコト

時下残暑の砌、貴職益々邦家の為御尽粹の段、慶賀の至りに不堪候

扱て、本年分家屋稅に對する督促状發付に際し、御部内既納付の向へも發付せしもの有之哉に被存候処、右は從來各納期に於ける督促状發付に際し納付事實の確保には細心の注意を以て之に當り居り候にも不拘、御承知の如く最近各官庁共事務の輻輳に反し人員不足の折柄、郵便局收入に依る領收濟通知書の一部分が意外に遅延して到着せるに基因せる為、斯る過誤を生ぜしめ何とも申訳無之候

就ては今後に斯る事を繰返すが如き事無之様充分留意可致候間、御部内各位へ右の旨御伝達方御配意賜り度、此段及

御願候也

昭和十九年八月十七日

〇〇税務署長

町会長殿

〔督促状の算用数字記載分は省略〕

(昭56 東京 2102)

190 昭和19年10月 納税表彰取扱方に関する件

納税表彰取扱方ニ関スル件 昭和一九年一〇月一〇日 主秘第二九五号主税局長通牒

納税施設法ノ施行ニ因リ従来ノ地域納税組合ハ順次町内会、部落会ヲ主体トスル納税団体ニ改組相成候処、此等ノ団体等ニ対スル納税表彰規程ニ依ル表彰ニ付テハ、左記ニ依リ取扱フコトト致度、此段及通牒候也

記

一 従来納税組合方町内会又ハ部落会ノ区域ヲ単位トシテ組織セラレ居リ、町内会、部落会方其ノ事業ヲ継承シタル場合ハ、旧組合員方町内会員又ハ部落会員ノ過半数ヲ占メ、継承後モ其ノ実体ニ差シタル変化ナシト認メラルルモノニ限り、従前ノ納税組合ノ完納継続年数ヲ通算シ、当該納税団体ノ完納継続年数ヲ計算スルコト

二 町内会又ハ部落会ノ区域方従来ニ以上ノ納税組合ノ区域ニ分レ居リ、此等組合ノ事業ヲ継承統合シテ町内会、部落会方納税事業ヲ営ムコトト為リタル場合ニ於テ、各組合ノ完納継続ノ年数ニ相違アルトキハ、各組合中完納継続

年数最モ長キモノニ依リ通算シ、当該納税団体ノ完納継続年数ヲ計算シ差支ナキコト

但シ、旧組合員ノ合計ガ町内会員又ハ部落会員ノ過半数ヲ占ムル場合ニ限ルコトトシ、且總テノ組合ガ新納税団体ノ完納継続年数ト通算シ、少クモ十年以上完納継続ノモノニ非レバ、納税表彰実施ニ關スル内規一、(三)、イ、該当トシテハ取扱ハザルコト

三 従来ノ納税組合(納税組合ガ二以上三分レ居リタル場合モ同様トス)ガ町内会又ハ部落会ノ区域ノ一部ニ付組織セラレ居リタル場合ハ、旧組合員ガ町内会員又ハ部落会員ノ過半数ヲ占メ、新規納税団体ガ従来ノ組合ノ發展拡大セルモノト認メラルル如キ場合ニ限り、前二号ヲ準用シテ取扱ヒ差支ナキコト

四 納税表彰規程ニ依リ町内会、部落会タル納税団体ヲ表彰スルハ、町内会員、部落会員ノ大部分ガ納税事業ノ利用者タル場合ニ限ルコト

五 従来ノ地域納税組合ハ順次町内会、部落会ノ納税事業ニ之ヲ改組スル方針ナルヲ以テ、町内会、部落会ニ非ル地域納税組合ノ表彰ハ特別ノ事情アルモノニ限定スルコトトシ、且概ネ本年ヲ以テ打切トスルコト

(平19 仙台 259)

191 昭和19年12月 納税団体の運営に関する件

納税団体ノ運営ニ關スル件 昭和一九年二月三〇日 蔵税第三二六九号主税局長通牒

標記ノ件ニ關シテハ、篤ト地方的又ハ地区的事情等ヲ考慮ノ上実情ニ即スル指導ヲ致ス様、本年三月十日付蔵税第四九一号ヲ以テ通牒置候処、都市特ニ大都市ニ於ケル納税団体ノ現金取扱ニ付テハ、団体役員又ハ団員中ニ免角危

惧ノ念ヲ有ツ向モ尠カラズ、殊ニ最近頻々タル空襲ニ依リ特ニ其ノ傾向ハ強マリタル様見受ケラレ候ニ付テハ、從來租税公課ノ取纏納付ノ方法ニ依リ運営セル団体等ニ付テモ、右事情ニ依リ団体役員又ハ団体員ニシテ現金取扱ヲ為スヲ嫌忌スルモノニ付テハ、爾今現金ノ取扱ヲ為サザル方法ニ依リ運営スル、所謂納付確認団体（前頭通牒第一号ノ納税団体）トシテ運営セシムル様御指導相成度、尚今後新ニ組織セラルル納税団体ニ付シテモ、右同様ノ趣旨ニ依リ適実ニ御指導相煩度、此段及通牒候也

追而、納税団体ノ結成ニ伴ヒ大都市等ニ在リテ、納税告知書ヲ納税団体ヲ通ジ折疊ミモセズ配布シ、一部納税者ノ非難ヲ受ケツアル向モ有之、斯クノ如キハ租税ノ尊嚴性ニ稽フルモ遺憾ニ被存候ニ付テハ、爾今納税団体ヲ通ズル場合ニ於テモ、各納税者ニ付シテハ糊付又ハ折疊ミノ上配付相成様、是亦適當ニ指導方御配意相煩シ度申添候

(平 19 仙台 259)

192 昭和20年9月 納税告知書の発付時期に関する件

経徴機第四号

昭和廿年九月十日

東京財務局長印

税務署長殿

納税告知書ノ発付時期ニ関スル件

市町村徴収諸税ノ納税告知書発付ニ関シテハ、市町村ト緊密ナル連絡ヲ図リ、之ガ遅延ニ陥ルコトナキ様指導セラレ

アリト存候処、今般大藏省主税局長ヨリ別紙ノ通通牒有之候ニ付テハ、爾今右趣旨ヲ体シ早期発付方ニ付特段ノ配意相成度、尚特ニ最近ニ於テ発付遅延ノ弊アル向ニ対シテハ、此際市町村当局ト篤ト協議ヲ遂ケ、本通牒ノ趣旨ヲ徹底セシメ之ガ改善ヲ図ラレ度
右及通牒候也

追而、本省ニ報告ノ為必要ニ付、市部管轄署ニ在リテハ本年分所得税第一期分ノ納税告知書発付月日（発付月日ハ告知書ノ日付ニ拘ラズ、市区役所ヨリ事実発付シタル日）、及送達方法ヲ市区別ニ調査ノ上、折返シ報告相成度候

主秘第九六号

昭和廿年九月五日

大藏省主税局長 池田勇人

東京財務局長 坂口芳久殿

納税告知書ノ発付時期ニ関スル件

本年分家屋税及所得税第一期ノ徴収ニ際リテハ一般ニ納税告知書ノ発付遅延シ、就中市部ノ納税者等ニ在リテハ指定納期限間際又ハ其ノ後ニ於テ告知書ノ交付ヲ受ケ、甚ダシキハ法定納期限ヲ過グルモ尚告知書ノ交付ヲ受ケストスル者不尠有之哉ニ及聞、右ハ概ネ戦災其ノ他已ムヲ得サル事由ニ基ク等、相当事情可有之モノトハ被存候処、納税告知書発付時期ノ適否ガ納税成績ニ直接至大ノ影響ヲ齎ラシ、又其ノ遅延ハ稅務ノ威信ヲ傷ケ、延テハ国民ノ納税思想ニモ影響スル所尠カラサルモノアルコトニ思フ効シ、戦争終結ヲ期トシ爾今納税告知書ハ尠クトモ法定納期限十五日前必ス之ヲ発付セシムル様、局署共格段ノ御配意相成度、此段及通牒候也

(昭56 東京

2102)

193 昭和22年3月 国税徴収法及び納税施設法の改正

朕は、帝国議会の協賛を経た特別法人税の一部を改正する等の法律を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十二年三月三十一日

| | |
|--------|--------|
| 内閣総理大臣 | 吉田 茂 |
| 司法大臣 | 木村篤太郎 |
| 内務大臣 | 植村悦二郎 |
| 大蔵大臣 | 石橋湛山 |
| 商工大臣 | 石井光次郎 |
| 文部大臣 | 高橋誠一郎 |
| 農林大臣 | 木村小左衛門 |

法律第二十九号（官報号外）

〔省略〕

第十六条 国税徴収法の一部を次のように改正する。

第四条ノ五 既納ノ税金過納ナルトキハ、其ノ過納額ヲ未納ノ税金ニ充ツルコトヲ得

第五条 削除

第六条中「又ハ市町村」を削る。

第八条 削除

第三十条の次に次の一章を加える。

第三章ノ二 審査、訴願及訴訟

第三十一条ノ二 租税ノ賦課徴収ニ関スル処分又ハ滞納処分ニ関シ異議アル者ハ、所得税其ノ他別ニ法律ヲ以テ定ムルモノノ外、当該処分アリタル日ヨリ二箇月以内ニ不服ノ事由ヲ具シ、政府ニ審査ノ請求ヲ為スコトヲ得

政府ハ已ムコトヲ得サル事情アリト認ムルトキハ、前項ノ期限経過後ニ於テモ、仍同項ノ審査ノ請求ヲ受理スルコトヲ得

第一項ノ請求ハ税金ノ徴収又ハ滞納処分ノ続行ヲ妨ケス、但シ政府ハ已ムコトヲ得サル事由アリト認ムルトキハ、税金ノ全部若ハ一部ノ徴収ヲ猶予シ、又ハ滞納処分ノ続行ヲ停止スルコトヲ得

第三十一条ノ三 政府ハ前条第一項ノ請求アリタルトキハ、之ヲ決定シ当該請求人ニ通知スヘシ

前項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一条ノ四 前条第一項ノ決定ニ対シ不服アル者ハ、訴願ヲ為シ又ハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三十一条ノ二第一項ニ規定スル事件ニ関シテハ、訴願又ハ訴訟ハ審査ノ決定ヲ経タル後ニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

第十七条 納税施設法の一部を次のように改正する。

「第一章 納税団体」を削る。

第一条中「納税団体」を「納税組合」に、「団体会員」を「組合員」に、「町内会部落会其ノ他ノ団体」を「組合

に改める。

第二条 納税組合ヲ組織シタルトキハ、組合ノ代表者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ、規約ヲ稅務署長及市町村長ニ届出ツベシ、規約ヲ変更シタルトキ亦同ジ

第三条乃至第六条中「納税団体」を「納税組合」に改める。

第六条ノ二第一項中「納税団体」を「納税組合」に、「団体員」を「組合員」に、同条第二項中「団体員」を「組合員」に改め、同条を第七条とする。

第六条ノ三第一項中「納税団体」を「納税組合」に改め、同条を第八条とする。

第六条ノ四を第九条とする。

第二章及び「第三章 納税準備預金」を削る。

第四章及び「第五章 雜則」を削る。

第二十六条中「納税団体」を「納税組合」に改め、同条を第十七条とする。

第二十七条を削る。

第二十八条中「納税団体」を「納税組合」に改め、同条を第十八条とする。

第二十九条中「納税団体」を「納税組合」に改め、同条を第十九条とする。

第三十条を第二十条とする。

第三十一条中「納税団体、法人納税積立金」を「納税組合」に改め、同条を第二十一条とする。

〔省略〕

附則

第十一条 第十六条（同条中国税徴収法第三章ノ二の改正規定を除く。）の規定施行前に市町村のなした納税の告知に係る国税の徴収、及び税金送付に関する市町村の責任、並びに徴収の費用として市町村に対し交付すべき交付金については、なお従前の例による。

第十二条 第十七条中納税施設法第一章、第二章、第四章及び第五章の改正規定の施行前、納税団体たる町内会部落会が管理していた納税資金、又は納税団体たる町内会部落会に対し国税その他の租税公課の納付を委託して交付した金銭等が、当該規定施行前に亡失したため被害を受けた団体員に対する国税の軽減又は免除、及びこの場合における町内会部落会の役員、使用人等の賠償の責任については、なお従前の例による。

法人の昭和二十二年三月三十一日以前に終了した事業年度分に係る、従前の納税施設法第七条第一項に規定する租税に関する納税積立金については、なお従前の例による。

〔以下、省略〕

『法令全書』

掲載史料一覧

一 国税徴収法の制定

- 1、 明治22年2月 国税徴収法案及び勅令案（『法規分類大全』第2編巻10）
- 2、 [明治22年] 国税徴収法案への意見（国立公文書館所蔵「松方家文書」第32号18）
- 3、 明治22年3月 国税徴収法の公布（『法令全書』）
- 4、 明治22年3月 市町村が徴収する国税（『法令全書』）
- 5、 明治22年4月 国税滞納処分法案（国立公文書館所蔵「公文類聚」第13編第35巻）
- 6、 明治22年9月 国税徴収法の改正（『法令全書』）
- 7、 明治22年12月 国税滞納処分法の公布（『法令全書』）

二 明治後期の国税徴収

- 8、 明治30年3月 国税徴収法（『法令全書』）
- 9、 明治30年6月 市町村が徴収すべき国税（『法令全書』）
- 10、 明治30年6月 国税徴収法施行規則（『法令全書』）
- 11、 明治30年7月 国税徴収法執行方心得（昭53東京102）
- 12、 明治32年4月 国税滞納処分執行上心得方（平19仙台259）
- 13、 明治33年4月 管内町村役場巡回実況（昭44仙台45）
- 14、 明治34年3月 外国人に対する徴税令書送付方注意（平19仙台259）
- 15、 明治34年12月 徴収事務取扱手続省略（平19仙台259）
- 16、 明治35年1月 町村税務主任集會での税務署長演述要項（平18広島10）
- 17、 明治35年1月 租税徴収上の施設概要（平2関信20）

- 18、 明治 35 年 2 月 市町村における国税徴収の景況（昭 45 仙台 2095）
- 19、 明治 35 年 3 月 納税告知書に記載する納期日（昭 43 東京 83 - 4）
- 20、 明治 35 年 4 月 国税徴収法施行規則の改正（『法令全書』）
- 21、 明治 35 年 5 月 国税事務整理に付税務署長演示（平 18 広島 10）
- 22、 明治 36 年 1 月 徴税督励に付内訓（平 9 高松 166）
- 23、 明治 36 年 3 月 市町村の租税徴収施設に付注意（平 11 東京 21）
- 24、 明治 36 年 4 月 租税滞納処分費支出額の件（平 18 関信 667）
- 25、 明治 36 年 5 月 金庫開庫時間の延長（昭 43 東京 83 - 4）
- 26、 明治 36 年 5 月 税務執行及び服務に関する訓示（平 12 仙台 722）
- 27、 明治 36 年 6 月 市町村国税事務視閲内規（昭 43 東京 83 - 4）
- 28、 明治 36 年 7 月 納税準備貯金規程（平 14 仙台 7）
- 29、 明治 36 年 8 月 国税徴収上の施設報告（平 11 東京 21）
- 30、 明治 36 年 10 月 租税滞納者増加の原因（平 18 関信 667）
- 31、 明治 36 年 10 月 租税滞納者防遏の件（平 18 関信 667）
- 32、 明治 36 年 12 月 重複決定の際の督促手数料（平 19 仙台 259）
- 33、 明治 36 年 12 月 国税滞納処分執行上の留意（平 12 札幌 12）
- 34、 明治 37 年 2 月 徴収督励滞納防遏に関する施設（平 18 関信 667）
- 35、 明治 37 年 3 月 滞納処分励行方（昭 43 仙台 3）
- 36、 明治 37 年 4 月 非常特別税法施行方（昭 43 仙台 3）
- 37、 明治 37 年 4 月 国税諸帳簿監督規程（平 7 高松 17）
- 38、 明治 37 年 5 月 納税義務観念の注入（平 18 関信 667）

- 39、 明治 37 年 5 月 納税組合組織の件（平 5 大阪 3 - 1）
- 40、 明治 37 年 5 月 市町村国税諸帳簿監督心得（昭 56 東京 1921 - 2）
- 41、 明治 37 年 5 月 戦時における税務執行方内牒（平 12 仙台 722）
- 42、 明治 37 年 7 月 税金送付及び滞納報告延滞町村数（昭 43 東京 83 - 4）
- 43、 明治 38 年 5 月 地方財政調査注意事項内訓（昭 60 高松 13）
- 44、 明治 38 年 6 月 納税組合設置奨励の件（平 18 関信 667）
- 45、 明治 38 年 8 月 税務署と区役所間の協定事項（平 18 関信 667）
- 46、 明治 38 年 9 月 戦後納税観念の勧奨（平 12 大阪 334）
- 47、 明治 38 年 10 月 平和回復後の納税観念（昭 59 福岡 95）
- 48、 明治 38 年 11 月 戦時納税美績の存続（昭 60 高松 13）
- 49、 明治 39 年 12 月 滞納矯正施設に関する件（平 14 仙台 9）
- 50、 明治 40 年 7 月 納税組合及完納奨励費下付の件（平 11 東京 26）
- 51、 明治 40 年 12 月 現金領収に関し注意の件（平 19 仙台 259）
- 52、 明治 41 年 1 月 税務官吏の現金領収事務（平 18 広島 15）
- 53、 明治 41 年 1 月 営業税増収歩合（昭 53 大阪 29）
- 54、 明治 41 年 4 月 納税者との意思疎通方に付注意（平 18 広島 15）
- 55、 明治 41 年 6 月 税務署長会議における局長訓示（平 18 福岡 186）
- 56、 明治 41 年 10 月 税務執行方針に付大臣訓示（平 12 仙台 722）
- 57、 明治 41 年 10 月 国税滞納処分着手方（平 11 東京 26）

- 58、 明治 41 年 11 月 東京税務監督局国税徴収成績（平 11 東京 26）
- 59、 明治 41 年 12 月 市町村国税徴収奨励内規（平 11 東京 26）
- 60、 明治 41 年 12 月 戊申詔書捧読心得（平 11 関信 118）
- 61、 明治 41 年 12 月 戊申詔書配付の件（平 12 札幌 60）
- 62、 明治 41 年 12 月 税務執行方針並びに税務官吏服務心得（平 11 関信 118）
- 63、 明治 42 年 2 月 税務署所在地の納税成績改善（平 12 仙台 722）
- 64、 明治 42 年 3 月 埼玉県町村国税事務取扱規程（平 11 東京 27）
- 65、 明治 42 年 6 月 直税法規違犯への制裁施行方（昭 56 東京 2112）
- 66、 明治 42 年 7 月 京都税務監督局『納税の栞』の発刊（昭 54 本校 31）
- 67、 明治 42 年 8 月 納税成績優良に付徴税施設照会（昭 54 本校 31）
- 68、 明治 42 年 10 月 納税思想養成の件（昭 53 大阪 33）
- 69、 明治 42 年 11 月 布教師による納税講話（平 12 札幌 60）
- 70、 明治 43 年 3 月 徴税に関する臨時商工会議所連合会建議（平 12 札幌 60）
- 71、 明治 43 年 4 月 市町村に対する徴税事務督励方（平 12 仙台 722）
- 72、 明治 43 年 4 月 勤儉貯蓄規約に所得税月割額貯蓄追加（平 12 東京 121）
- 73、 明治 43 年 4 月 国税徴収方法改善に関する意見（昭 44 関信 7 - 4）

- 74、 明治 43 年 8 月 市街宅地租等徴収改善報告（平 11 東京 28）
- 75、 明治 43 年 12 月 市町村交付金に関する件（平 9 関信 124 - 2）
- 76、 明治 44 年 3 月 国税徴収法の改正（『法令全書』）
- 77、 明治 44 年 4 月 税務監督局長会議要録（抄）（昭 44 関信 7-4）
- 78、 明治 44 年 4 月 国税徴収法改正の周知方（平 11 東京 29）
- 79、 明治 44 年 5 月 地租に対する交付金交付の件（平 19 仙台 259）
- 80、 明治 44 年 10 月 滞納処分 of 執行方（昭 56 東京 2316）
- 81、 明治 44 年 10 月 国税滞納原因と矯正方法（平 11 東京 29）
- 82、 明治 44 年 10 月 振替貯金による公金取扱実施顛末（平 11 東京 29）
- 83、 明治 44 年 11 月 国税徴収法施行規則改正案に付通牒（平 19 仙台 722）
- 84、 明治 45 年 2 月 延滞金徴収免除に関する件（平 19 仙台 259）
- 85、 明治 45 年 3 月 東京市公金の郵便局取扱（平 11 東京 30）
- 86、 明治 45 年 6 月 東京市及横浜市の営業税収入成績（平 11 東京 30）
- 87、 明治 45 年 7 月 滞納矯正に付納税奨励会設置の件（平 19 仙台 259）

三 大正期の国税徴収

- 88、 大正元年 8 月 国税徴収法改正案（国立公文書館所蔵「勝田家文書」第 12 号 7）
- 89、 大正元年 11 月 納税者廃業・転居の事務連絡方（平 11 東京 30）
- 90、 大正 2 年 2 月 地租以外の徴収交付金撤廃意見（平 26 東京 121）

- 91、 大正 2 年 10 月 納税督励及滞納処分執行方心得（昭 53 東京 102）
- 92、 大正 2 年 11 月 納税改善に関する件（平 8 札幌 16）
- 93、 大正 2 年 12 月 町村役場税務主任実務講習会の開催（平 11 東京 53）
- 94、 [大正 2 年頃] 国税徴収法改正法律案（国立公文書館所蔵「勝田家文書」第 12 号 8）
- 95、 大正 3 年 2 月 管内凶歉に付地租徴収猶予の件（平 19 仙台 259）
- 96、 大正 3 年 3 月 国税徴収法の改正（『法令全書』）
- 97、 大正 3 年 5 月 市町村交付金交付規程（昭 60 高松 28）
- 98、 大正 3 年 7 月 納税者表彰の件（昭 60 高松 28）
- 99、 大正 3 年 8 月 国税徴収法改正に伴う交付金の使途（昭 60 高松 28）
- 100、 大正 3 年 8 月 市町村交付金算出の件（昭 60 高松 28）
- 101、 大正 3 年 9 月 納税施設の件（昭 60 高松 28）
- 102、 大正 3 年 10 月 東京税務監督局納税表彰規程（昭 53 東京 102）
- 103、 大正 3 年 12 月 組長の納税表彰（昭 43 高松 13）
- 104、 大正 4 年 4 月 延滞金徴収免除の件（平 18 仙台 87）
- 105、 大正 4 年 6 月 税務協議会準則（昭 43 東京 83 - 3）
- 106、 大正 4 年 11 月 局長会議の協議事項実行方（平 19 仙台 259）
- 107、 大正 4 年 12 月 納税施設参考品蒐集の件（平 19 仙台 259）
- 108、 大正 4 年 12 月 納税組合設置報告（平 8 高松 21）
- 109、 大正 5 年 2 月 納税施設計画（昭 60 高松 30）
- 110、 大正 5 年 3 月 納税施設に関する件（平 8 高松 21）

- 111、大正 5 年 3 月 納税成績に関する従来の手段認否（平 12 仙台 808）
- 112、大正 5 年 10 月 納税告知書の納期日に付主税局長通牒（昭 60 熊本 5）
- 113、大正 5 年 10 月 税務協議会に関する調査（平 8 高松 21）
- 114、大正 6 年 3 月 市町村の過誤納金取扱方（平 7 高松 25）
- 115、大正 6 年 5 月 市町村国税諸帳簿監督の件（平 12 東京 121）
- 116、大正 9 年 6 月 徴収督励の執行方に付留意（平 18 福岡 105）
- 117、大正 10 年 6 月 納税施設促進方の件（平 12 名古屋 507）
- 118、大正 10 年 6 月 納税督励従事員の選択（昭 56 東京 2292）
- 119、大正 10 年 11 月 納税督励従事員の配置（昭 52 東京 110）
- 120、大正 11 年 1 月 田租滞納矯正に関する件（昭 43 東京 70 - 8）
- 121、大正 11 年 7 月 税務行政執行における官民協調策（昭 56 東京 2331）
- 122、大正 11 年 12 月 青年団の納税告知書配付（昭 43 東京 70 - 9）
- 123、大正 12 年 3 月 税務相談部処務規程（昭 56 東京 2331）
- 124、大正 12 年 4 月 税務署の税務相談部開設（昭 56 東京 2331）
- 125、大正 12 年 6 月 雑誌『税』の刊行（昭 56 東京 2331）
- 126、大正 13 年 1 月 震災減免申請等に付新聞折込配布（昭 56 東京 412）
- 127、大正 13 年 12 月 貯金会設立に関する件（平 19 東京 1121 - 2）
- 128、大正 14 年 4 月 納税美談映画の使用（昭 56 東京 2331）
- 129、大正 14 年 5 月 納税美談「孝子芳松」頒布方（平 8 高松 70）
- 130、大正 14 年 7 月 「孝子芳松」の上演（平 5 福岡 3）
- 131、大正 14 年 8 月 税務相談部取扱状況（昭 43 東京 70 - 15）
- 132、大正 15 年 6 月 納税施設奨励計画樹立の件（平 12 名古屋 507）

四 昭和期の国税徴収

- 133、昭和 3 年 9 月 滞納処分執行上の注意（平 1 札幌 114）
- 134、昭和 3 年 10 月 福岡県の納税デー開催（昭 59 福岡 21）
- 135、昭和 5 年 1 月 国税徴収費の調査（昭 43 東京 70 - 20）
- 136、昭和 5 年 9 月 福岡県納税デーに関する件（昭 56 東京 1588）
- 137、昭和 6 年 税制整理準備調査概要（抄）（平 10 本校 1861）
- 138、昭和 7 年 7 月 税務監督局長会議における大蔵大臣訓示（昭 56 東京 2331）
- 139、昭和 8 年 6 月 納税施設並税務協議会に関する件（昭 53 東京 102）
- 140、昭和 8 年 11 月 納税宣伝普及に関する件（昭 54 本校 56）
- 141、昭和 9 年 6 月 郵便振替貯金による国税金受払状況調（平 1 札幌 114）
- 142、昭和 11 年 3 月 国税徴収交付金交付方改正の件（平 1 札幌 117）
- 143、昭和 11 年 4 月 納税管理人設置方勸奨（平 1 東京 2566）
- 144、昭和 11 年 4 月 国税徴収法改正案（国立公文書館所蔵「公文類聚」第 60 編第 47 巻）
- 145、昭和 11 年 5 月 市町村交付金使途に関する件（昭 54 本校 55）
- 146、昭和 11 年 9 月 市町村交付金制度取扱方（平 19 仙台 259）
- 147、昭和 11 年 9 月 国税徴収法施行規則の改正（『法令全書』）
- 148、昭和 12 年 3 月 税務執行に関する主税局長内牒（昭 53 大阪 79）
- 149、昭和 12 年 7 月 納税奉公歌レコード購入方照会（昭 54 本校 55）

- 150、昭和 12 年 7 月 臨時租税増徴法実施初年の納税督励方（昭 54 本校 55）
- 151、昭和 12 年 7 月 経理部長会議における主税局長訓示（平 1 札幌 117）
- 152、昭和 12 年 9 月 北支事件特別税の納税告知書（昭 54 本校 55）
- 153、昭和 12 年 10 月 法人に対する諸税督促の件（平 1 札幌 117）
- 154、昭和 12 年 11 月 納税週間実施記録（抄）（平 20 東京 54）
- 155、昭和 12 年 11 月 租税徴収成績向上に関する件（平 5 仙台 385）
- 156、昭和 13 年 5 月 市町村における納税施設拡充に付通牒（昭 52 東京 110）
- 157、昭和 13 年 6 月 各種納税施設の拡充改善概況（平 1 札幌 117）
- 158、昭和 15 年 4 月 国税徴収法施行規則改正に伴う事務執行方（昭 52 東京 110）
- 159、昭和 15 年 4 月 税務相談所処務規程（平 1 東京 2566）
- 160、昭和 15 年 8 月 東京及横浜市内等庶務課長会議の指示事項（昭 52 東京 111）
- 161、昭和 15 年 10 月 国税徴収法施行規則改正案（国立公文書館所蔵「公文類聚」64 編第 95 巻）
- 162、昭和 15 年 10 月 国税徴収法施行規則改正に付通牒（平 1 札幌 118）
- 163、昭和 15 年 11 月 大蔵大臣納税表彰規程及び内規（昭 53 東京 102）
- 164、昭和 15 年 11 月 税務功労者表彰名簿（東京府）（平 12 東京

- 1494)
- 165、昭和 16 年 1 月 部落会町内会等整備に付納税施設普及奨励の件 (平 1 札幌 118)
- 166、[昭和 16 年 2 月] 税界新体制・納税翼賛運動実施要綱 (平 12 大阪 138)
- 167、昭和 16 年 7 月 税務相談所処務規程 (平 1 東京 2566)
- 168、昭和 16 年 7 月 日本銀行国税代理店の設置 (平 19 仙台 259)
- 169、昭和 16 年 12 月 滞納処分未済件数急増に付通牒 (平 12 大阪 138)
- 170、昭和 17 年 10 月 納税宣伝紙芝居に関する件 (昭 54 本校 122)
- 171、昭和 18 年 2 月 相武納税貯蓄組合理約及び常会会則 (昭 60 東京 438)
- 172、昭和 18 年 3 月 納税施設法及び同施行規則 (昭 44 本校 117)
- 173、昭和 18 年 5 月 町内会部落会納税部の整備に関する件 (平 19 仙台 259)
- 174、昭和 18 年 5 月 納税団体等取扱方の件 (平 19 仙台 259)
- 175、昭和 18 年 7 月 戦時納税貯蓄規則に関する件 (平 19 仙台 259)
- 176、昭和 18 年 8 月 納税団体設立奨励金交付の件 (平 19 仙台 259)
- 177、昭和 18 年 12 月 延滞金徴収取扱心得の件 (昭 53 東京 102)
- 178、昭和 19 年 3 月 皇国租税理念調査会設置の件 (平 12 高松 15)
- 179、昭和 19 年 3 月 納税団体の運営指導に関する件 (平 19 仙台 259)
- 180、昭和 19 年 4 月 所得税の納税告知に関する件 (平 19 仙台 259)

- 181、昭和 19 年 4 月 市町村吏員等に国税事務嘱託の件（平 19 仙台 259）
- 182、昭和 19 年 5 月 納期の末日が日曜日の取り扱い（昭 56 東京 2102）
- 183、昭和 19 年 5 月 庶務課官吏の隣接税務署兼務規程（昭 52 東京 111）
- 184、昭和 19 年 5 月 国税事務嘱託員嘱託内規（平 19 仙台 259）
- 185、昭和 19 年 5 月 所得税等の徴収対策（平 14 仙台 15）
- 186、昭和 19 年 7 月 納税告知の特例に関する件（昭 56 東京 2102）
- 187、昭和 19 年 7 月 納税督励施行方に関する件（昭 52 東京 111）
- 188、昭和 19 年 8 月 京浜間庶務課長会議指示事項（昭 52 東京 111）
- 189、昭和 19 年 9 月 督促状発付に付注意（昭 56 東京 2102）
- 190、昭和 19 年 10 月 納税表彰取扱方に関する件（平 19 仙台 259）
- 191、昭和 19 年 12 月 納税団体の運営に関する件（平 19 仙台 259）
- 192、昭和 20 年 9 月 納税告知書の発付時期に関する件（昭 56 東京 2102）
- 193、昭和 22 年 3 月 国税徴収法及び納税施設法の改正（『法令全書』）

《租税史料室の御案内》

- 開館時間 9時30分～16時30分
- 休館日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
史料整理日及び特別整理期間
- 問合せ先 税務大学校税務情報センター
租税史料室
TEL 048-460-5300
- 所在地 〒351-0195
埼玉県和光市南2丁目3番7号

租税史料叢書第八卷

『国税徴収関係史料集』

〔直接税を中心に〕

平成二十八年九月発行

編著 国税庁税務大学校税務情報センター

租税史料室

〒351-0195 埼玉県和光市南二二三一七

Tel 〇四八―六八―五三〇〇

ホームページ <http://www.nta.go.jp/ntc/>

